

令和5年第3回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和5年6月9日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和5年6月9日
- 2．閉 会 令和5年6月13日
- 3．会 期 5日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

1番	荒 海 正 人	5番	猪 俣 常 三	9番	多 賀 剛
2番	上 野 恵美子	6番	三 留 正 義	10番	青 木 照 夫
3番	小 林 雅 弘	7番	小 柴 敬	12番	武 藤 道 廣
4番	秦 貞 継	8番	伊 藤 一 男		

2．不応招議員

なし

令和5年第3回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和5年6月9日（金）……1～25項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 議会活性化特別委員会報告
- 日程第5 農業公社設立調査特別委員会報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 報告第1号～第4号 繰越明許費計算書・経営状況
- 日程第9 報告第5号 委任専決処分

令和5年6月12日（火）……27～71項

- 日程第1 一般質問（上野恵美子、小林雅弘、荒海正人、秦貞継、多賀剛）

令和5年6月13日（水）……73～109項

- 日程第1 一般質問（青木照夫）
- 日程第2 議案第1～2号 条例の一部改正
- 日程第3 議案第3号 令和5年度一般会計補正予算
- 日程第4 議案第4号 町道の路線変更について
- 日程第5 議案第5号 福島県市町村総合事務組合規約の一部変更
- 日程第6 議案第6～17号 西会津町農業委員会委員の選任
- 日程第7 常任委員長報告
- 日程第8 広報広聴常任委員会継続審査申出
- 日程第9 議会運営委員会継続審査申出

令和5年第3回西会津町議会定例会会議録

令和5年6月9日（金）

開 会 10時00分
散 会 11時41分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和5年第3回議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 議会活性化特別委員会報告

日程第5 農業公社設立調査特別委員会報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 報告第1号 令和4年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第9 報告第2号 令和4年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書

日程第10 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第11 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

日程第12 報告第5号 委任専決処分事項

散 会

(全員協議会)

(総務常任委員会)

(議員互助会世話人会)

○議長 おはようございます。

開会前に申し上げます。

このたび、福島県町村議会議長会より本町議会議員及び事務局員が栄誉ある特別功労者表彰並びに自治功労者表彰を受賞されましたので、ただいまから伝達式を行います。

10 番青木照夫君が議会議員として 20 年在職し、その功労が認められ栄誉ある特別功労者表彰を受賞されました。また、8 番伊藤一男君、6 番三留正義君、5 番猪俣常三君が議会議員として 12 年在職し、その功労が認められ栄誉ある自治功労者表彰を受賞されました。

また、長谷川事務局長が議会事務局職員として 10 年在職し、自治功労者表彰を受賞されましたので、伝達いたします。

事務局より、順次お名前を申し上げますので、前へお進みください。

○議会事務局長 10 番青木照夫議員。

○議長 表彰状、青木照夫殿。

あなたは、町村議会議員として 20 年の長きにわたり地方自治の振興、発展と住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

令和 5 年 6 月 5 日、福島県町村議会議長会長、古川文雄。

おめでとうございます。

○議会事務局長 8 番伊藤一男議員。

○議長 表彰状、伊藤一男殿。

あなたは、多年、議会議員として郷土の発展に尽力し地方自治の振興、発展に貢献されました。功績は誠に顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

令和 5 年 6 月 5 日、福島県町村議会議長会長、古川文雄。

おめでとうございます。

○議会事務局長 6 番三留正義議員。

○議長 表彰状、三留正義殿。

以下同文であります。

○議会事務局長 5 番猪俣常三議員。

○議長 表彰状、猪俣常三殿。

以下同文であります。

○議会事務局主査 長谷川事務局長。

○議長 表彰状、長谷川浩一殿。

あなたは、多年、議会職員として郷土の発展に尽力し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

令和 5 年 6 月 5 日、福島県町村議会議長会長、古川文雄。

おめでとうございます。

ただいま受賞されました方に対しまして、心からお祝い申し上げます。

以上で伝達式を終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症は、5月8日より5類感染症に変更され、感染防止対策は個々の判断に委ねられておりますが、今議会におきましては議場内での感染防止対策として、今までどおりマスクを着用とし、演壇及び質問席での発言時は外すことを可能としますので御協力願います。

ただいまから、令和5年第3回西会津町議会定例会を開会します。

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ、御出席賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、条例の改正及び補正予算、人事案件など重要な議案であります。

円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達されますよう、切望をしますとともに諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長　本定例会に、町長より別紙配付のとおり、17件の議案及び5件の報告事項が提出され受理しました。

本定例会までに受理した請願は1件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

そのほか、当該者より1件の陳情が提出されておりますので、議員の皆様の机上に配付させていただいております。

本定例会の一般質問の通告は、6議員からであり、質問者及び質問の用紙はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

例月出納検査結果につきましては、監査委員から報告があり、その写しを配布しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。なお、本定例会に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長。教育長からは、学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長　以上で、諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番秦貞継君、7番小柴敬君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月13日までの5日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した請願は1件であります。

会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、議会活性化特別委員会報告を行います。

議会活性化特別委員会の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、伊藤一男君。

○議会活性化特別委員会委員長 皆さんおはようございます。

それでは、議会活性化特別委員会調査結果報告書を申し上げます。

本特別委員会は、下記調査事件についての調査結果を会議規則第75条の規定により別紙のとおり報告いたします。

議会基本条例の目的を果たすための議会改革と議会活性化の実現に向けた調査。

1ページをお開きください。

議会活性化特別委員会報告書。

1、調査事件。議会基本条例の目的を果たすための議会改革と議会活性化の実現に向けた調査。

2、調査の経緯。西会津町議会の議会改革等に関する取組の経緯については、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

次に、議会活性化特別委員会の開催・調査内容につきましては、1ページから8ページまで時系列ごとにまとめてありますので、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

それでは、9ページをお開きください。

今回の議会活性化特別委員会のまとめとして、9ページから私が朗読いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3、議会改革と議会活性化の実現に向けた調査の結果。

平成25年3月「西会津町議会基本条例」を制定し、同年4月から施行されたことに伴い、議会基本条例の具現化や町民への啓発、さらなる議会改革と議会活性化の実現に向けた調査検討を進めるため、議会活性化特別委員会を設置し、令和元年12月から令和5年5月までの3年6か月間にわたり特別委員会を開催してきた。

その間、令和2年度より、新型コロナウイルスが流行し、感染防止のため十分な会議が開けず、視察研修や町民との意見交換もできない状況が続いた。このような中、15回の特別委員会を開催し、併せて審査機関としてのデジタル化推進小委員会設置し4回の会議を、常任委員会見直し会議を2回開催した。

また、議会報告会ができなかったことから町民アンケートを行い、その結果を議会活性

化につなげるなど、議会改革と議会活性化の調査検討を重ねてきたところである。しかしながら、当初予定していた調査検討事項全てを調査するまでには至らなかった。

議会改革や議会活性化の実施に当たり、まず、念頭に置いてきたことは、議会本来の機能の保全と議会改革・議会活性化との整合性を図ることである。

議会は本来、住民の公選による議員を構成員とする合議体であるとともに、地方公共団体である町の重要な意思を決定する機関であり、また執行機関に対する監視的権限を有し、行政権に対する牽制・監視・統制の役割を持って、住民の権利、利益を擁護する機能を果たすべき機関である。

こうした議会としての本来の目的を逸脱することなく、議会がその機能を発揮できる体制を確保しつつ、議会改革・議会活性化を推進するための方策について積極的に議論を重ねてきた。

その結果、特別委員会では当初決定した「議会活性化の調査に関する基本方針」に基づき、各調査検討事項に関しての合意形成を図り、次のように決定した。

①町民が議会に参画していただく制度について。

議会報告会の充実を図り、議会モニター制度について検討していくこととした。

議会報告会は広報広聴常任委員会が担当していることから、令和4年7月に特別委員会から広報広聴常任委員会に調査検討を付託し、広聴分科会での今後の課題や方向性について検討していただいた。その結果は下記のとおりであります。

1については、記載のとおりであります。

次に、10 ページの②です。

政策提言・立案に関する資質の向上について。

令和4年7月22日、調査検討事項である政策立案に関する資質の向上についての研修を実施した。平成31年に政策提言調査特別委員会が作成した政策提言・政策立案作成の再確認をし、今後必要に応じて政策提言をしていくこととした。

これからも町に政策提言及び政策立案のできる議会力・議員力の向上が求められていることから、積極的に研修及び学習会等を開催し、個々のスキルアップ・資質向上に努める必要があると考える。

③議会のデジタル化について。

令和2年7月10日、第3回の委員会で、議会活性化の調査に関する基本方針について協議した。その中で、委員から「タブレットを導入して情報力・収集力を上げ、議員の資質向上を目指しては」との提案があり議会のタブレット化を調査検討事項に加えた。

第4回の委員会において、町でもデジタル化を進めていることから議会の「タブレット化」から「デジタル化」に変更した。議会としても早急に勉強が必要とのことから、デジタル化を調査検討事項とした。さらに進め方を協議し、先進地の事例を学ぶほか、町のデジタル最高責任者である藤井先生の指導を受けながら進めていくこととした。

その後「デジタルとはどのようなものか」「何のために導入するのか」などの検討や研修を経て、令和3年12月17日の第8回の委員会においてタブレット導入を決定した。併せてデジタル化推進小委員会を設置し、導入予定のタブレット及びソフトウェアなどの検討をした。

小委員会では、運用基準である「西会津町議会会議システム用タブレット端末機の使用等に関する要綱（案）」を策定し、特別委員会で協議の上、令和4年3月議会定例会から試験的に使用し、令和2年5月に納品されたことから、令和5年5月の臨時議会から本格運用した。

課題もあることから、今後も検討を重ね、よりよいデジタル化及びペーパーレス化を進めていく必要がある。

次に、④議会基本条例の評価・検証について。

当初予定した調査検討事項であったが、本年度は議員の改選期でもあり、十分に協議する時間がなく見送ることとした。

議会基本条例は議会の根幹をなすものであり、今後も評価・検証について検討が必要と考える。

⑥町民アンケートに基づく議会活性化の取組について。

第11回の委員会では、広報広聴常任委員会から議長に提出された「町民アンケート結果に基づく議会活性化の取組」に基づき、活性化の取組方法について協議をした。

1、2、3については記載のとおりであります。

次に、⑥常任委員会の見直しについて。

第12回の特別委員会において、常任委員会の見直しについての提案があり、総務・経済常任委員会の正副委員長と特別委員会正副委員長の6名で組織する見直し委員で再編案を検討することとした。

2回の見直し会議を開催し町側の意見も参考としながら、委員会は「幼保小中連携教育が叫ばれる中で、福祉介護課と学校教育課は離すべきではない」「それぞれの課は全て関連があり、移動するのであれば教育委員会のくくり、あるいは福祉・健康のくくりとすべき」などの意見があり、常任委員会の再編は難しいとの結論に達した。

また、議会のチェック機能を強化するため、予算決算の勉強会を全課全議員で行ってはその意見が出され、その後、特別委員会において見直し会議の内容を協議し了承され、3月議会の予算勉強会から全員で説明を受けることを決定し実施した。

なお、常任委員会の見直しについては、今後、検討すべきものとする。

次のページ、12 ページ⑦その他、議会改革及び議会活性化に関する事項について。

議会基本条例では「町民の信頼と負託に応えるため、不断の改革の努力」をしなければならないと規定していることから、引き続き議会改革や議会活性化のための調査検討に取り組むべきと考える。

議会活性化特別委員会は、以上の調査結果をもって初期の目的を達成できたことから、本日をもって終結する。

以上であります。

それでは、訂正を申し上げます。

10 ページの③の議会のデジタル化についての下から3行目の私は令和2年5月と申し上げたようですので、令和5年2月ということで訂正させていただきます。

○議長 お諮りします。

本報告については、会議規則第74条第2項の規定による少数意見の留保の手続もなか

ったことから、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本報告についての質疑討論は省略することに決しました。

これから議会活性化特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

議会活性化特別委員会報告は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会報告は委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、議会活性化特別委員会報告を終わります。

日程第5、農業公社設立調査特別委員会報告を行います。

農業公社設立調査特別委員会の報告を求めます。

農業公社設立調査特別委員会委員長、荒海正人君。

○農業公社設立調査特別委員会委員長 農業公社設立調査特別委員会結果報告を御報告いたします。

本特別委員会は、下記調査事件について調査結果を会議規則第75条の規定により別紙のとおり御報告いたします。

調査事件。町が「(仮称)西会津町農業公社」を設立する予定であることから、議会としての農業公社についての調査。

調査経過につきましては、記載のとおりでございます。

(仮称)西会津町農業公社設立に向けた調査の結果。

農業公社設立調査特別委員会では、これまで(仮称)西会津町農業公社設立に関する事項について事業の収支計画、収益性の認識、人材確保、守るべき農地の考え方、また、近隣自治体への視察や農業者等を招致し、意見聴取をするなど、令和4年12月に特別委員会を設置してから、計8回にわたり調査及び町との協議を重ねてきました。

令和5年3月議会には、中間報告をまとめ今後の事業の進め方として付帯事項を付して議会に報告いたしました。中間報告に関する内容に関しましては省略いたします。

(仮称)西会津町農業公社設立に関しましては、おおむね理解したものとしますが、今後も町で進められる設立に向けた進捗等の協議の場が必要と考えることから、令和5年6月の改選後、速やかに(仮称)西会津町農業公社に関わる特別委員会を設置し、継続した協議が望まれることを報告いたします。

以上の結果をもって、農業公社設立調査特別委員会を終結することといたします。

以上です。

すみません、訂正をお願いいたします。

調査の結果の中で、収益性の認識ということでお伝えしましたが、公益性の認識ということで訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長 お諮りします。

本報告については、会議規則第 74 条第 2 項の規定による少数意見の留保の手続もなかったことから、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本報告についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから農業公社設立調査特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

農業公社設立調査特別委員会報告は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、農業公社設立調査特別委員会報告は委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、農業公社設立調査特別委員会報告を終わります。

日程第 6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案、付議事件記載のとおりであります。

日程第 7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 おはようございます。

開会前に福島県町村議会議長会より表彰を受けられました皆様に心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参会を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の一部改正」「令和 5 年度補正予算案」など町政が当面する重要な議案 17 件及び報告 5 件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして、最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、去る 5 月 8 日に感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5 類感染症」へ移行されたところであります。これに伴い、国がこれまで一律に求めてきた法に基づく感染症対策について、今後、個人や事業者の判断に委ねられることになることとなり、これまでは原則として陽性者は 7 日間、濃厚接触者は 5 日間の外出自粛が求められておりましたが、5 類感染症への移行後は、外出自粛については個人の判断に委ねられ、感染者は発症後 5 日間の自宅療養が推奨されることとな

りました。

また、濃厚接触者の特定や法に基づく入院勧告がなくなるとともに、感染者数につきましても指定された「定点医療機関」からの報告をもとに、週1回の公表となったところであり、医療提供体制につきましても、限られた医療機関での対応から幅広い医療機関において受診可能となりました。

3年以上にわたった新型コロナウイルス感染症対策は「有事」から「平時」の対応に大きく転換したところではありますが、新型コロナウイルスの特性はこれまでと変わらず感染力が強く、重症化するリスクもあることから、本町といたしましては引き続き場面に応じたマスクの着用や手洗い等の手指消毒、換気、3密の回避などの基本的な感染対策を推奨してまいりますので御理解願います。

次に、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、無料で受けることができる予防接種法の「特例臨時接種」が令和6年の3月末まで1年間延長されることとなりました。

それに伴い、国では、令和5年度のワクチン接種について、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者や、5歳から64歳までの方で基礎疾患のある方、医療従事者や介護従事者等を対象に、5月8日から8月にかけて1回、さらに5歳以上の全ての方を対象に9月から12月にかけて1回接種できるという方針を決めたことから、本町においても5月22日から、まず、重症化リスクの高い方々を対象とした集団接種を開始したところであります。

本町といたしましては、今後も引き続き、町民の皆様が安全で安心して受けられるワクチン接種体制の確保に取り組んでまいります。

次に、過疎地域持続的発展支援事業について申し上げます。

総務省では、過疎地域において、情報通信技術を活用した産業振興や地域の活性化策、移住・定住施策などの地域が抱える課題解決に取り組む事業に対し、交付金により支援を行っております。

町では、本事業の令和5年度事業に応募しておりましたところ、5月31日に採択されたことから、本事業により町の基幹産業である稲作について最新のデジタル技術を活用し、販路の拡大や交流人口、関係人口の拡大を図り、町全体の活性化へとつなげることを目的とする「石高プロジェクト」として実証事業に取り組むことといたしました。なお、本事業に係る関係経費につきましては、今次補正予算に計上しておりますので、御理解願います。

次に、マイナンバーカードの交付状況について申し上げます。

国では、行政手続の効率化と国民の利便性向上を図るための社会基盤として、ほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目標としており、本町においても窓口延長、休日窓口の開設のほか、町内の郵便局にマイナンバーカード申請支援業務を委託するなどして普及推進に取り組んできたところであります。

その結果、本町のマイナンバーカード交付率は、令和5年5月28日現在、72.7%となり、全国平均72.1%、県平均72.4%を上回っておりますが、来年秋にはマイナンバーカードと健康保険証の一体化が予定されていることから、引き続き窓口延長、休日窓口の開設、郵便局への申請支援業務委託を継続するほか、申請が困難な方へのきめ細やかな対応に努

め、普及推進に取り組んでまいります。

次に、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の執行状況について申し上げます。

去る5月9日の臨時会におきまして、関係予算を御議決いただいた特別給付金について、申請が不要な積極支給の対象世帯につきましては、5月31日に給付金の支給を完了したところであります。

今後につきましては、申請が必要な今年の1月以降、食費等の物価高騰により家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入減となった世帯や今年度の住民税均等割が新たに非課税となった世帯などに、申請の勧奨とそれに基づく支給を年度末まで継続してまいりますので、御理解願います。

次に、移住・定住専門部署の設置について申し上げます。

本町の最大の課題である人口減少対策3本柱の一つに掲げております「移住・定住の促進」に向け、本年4月より商工観光課内に移住・定住の専門部署として、「西会津のある暮らし相談室」を設置いたしました。

本相談室には、室長のほか2名の町職員と移住コーディネーター1名を配置し、推進体制の強化を図ったところであります。より一層の移住・定住の促進につなげてまいります。

次に、空き家等に関する包括連携協定の締結について申し上げます。

人口減少の進行に伴い、空き家問題が深刻さを増していくことが予想される中、行政だけでなく地域・民間が一体となって空き家対策に取り組んでいくことが重要であるとの共通認識のもと、去る5月17日町と一般社団法人全国古民家再生協会、一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会福島県西会津支部の3者による「西会津町における空き家等に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定では、地域の良好な生活環境の保全や活性化に寄与することを目的に、官民連携による空き家等の発生抑制と利活用、適正管理等について連携・協力することとしております。

町といたしましては、本町におけるこれまでの取組に加え、連携団体が有する知見や情報、ネットワークなどを生かしながら空き家等を貴重な地域資源として活用したまちづくりを進め、観光振興や関係人口の増加、移住・定住の促進などにつなげてまいります。

次に、地域おこし協力隊の配置状況について申し上げます。

「地域おこし協力隊」につきましては、昨年度から継続の「芸術」「地域活性化」「出ケ原和紙」「集落支援」「CATV（ケーブルテレビ）」「デジタル戦略推進」「ICT教育推進」

「有害鳥獣対策」の8分野・10名の隊員に、本年4月1日付で「ICT教育推進」に1名の隊員を加え、11名体制となったところであります。

町といたしましては、地域おこし協力隊員がそれぞれの能力を生かしながら、地域の活性化につなげられるよう支援するとともに、隊員の定住が図られるよう努めてまいります。

次に、プロ野球BCリーグ公式戦の開催について申し上げます。

株式会社福島野球団「福島レッドホープス」の公式戦が5月5日に「福島レッドホープス西会津球場」で開催されました。

開催に当たりまして、本町の魅力を発信するPRブースなどの出展を行ったほか、両チーム及び来場者への記念品、またMVPなどの副賞として、本町産米や菌床しいたけを贈

呈し、本町の農産物についてもPRを行ったところであります。

また、来る7月29日には県の「ふくしまの夢応援事業」による公式戦「ドリームキッズスタジアムふくしま」が本町で開催される予定であり、今後も継続してBCリーグ公式戦の開催を通じ、交流人口の拡大と地域活性化につなげてまいります。

次に、第41回在京西会津会総会について申し上げます。

首都圏在住の町出身者で組織する在京西会津会の第41回総会が去る5月27日に東京都で開催されました。

町からは、私をはじめ、町議会、商工会など各種団体の代表などが参加しました。総会では、町及び町議会からの事業報告をはじめ、若手職員からの事例発表や「ふるさと応援寄附金」についても協力をお願いしてきたところであります。また、懇親会では「大山さゆり太鼓」の皆さんによる創作和太鼓の披露などもあり、総会に参加された100名を超える皆さんとの情報交換を通じて、貴重な御意見をいただくとともに、相互の交流・親睦が図られたところであります。

町といたしましては、今後も在京西会津会事務局との連携を強化しながら、地域活性化に向けて積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、西会津なつかしcarショー2023の開催について申し上げます。

今年も町や各種関係団体等で組織した実行委員会の主催によりまして、「西会津なつかしcarショー」を5月28日に開催いたしました。

クラシックカーやスーパーカーの車両展示に加え、自衛隊車両や消防車両などの働く車等、併せて225台が集合し、自動車関連のフリーマーケットや各種出店コーナー、そしてライブイベントや御当地ヒーローショーなど多彩な催しを行った結果、町内外から約5,100人の来場者でにぎわいました。

今回の実施に当たりましては、各種団体や企業の皆様からの御協賛や御協力をいただき、盛大に開催できましたことに対しまして、衷心より御礼を申し上げます。

今後もイベント等を通じ、交流人口の拡大と地域活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、関係者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、農業施設及び農作物の被害について申し上げます。

まず、農業施設の被害についてであります。去る4月8日の強風に伴い西林地内にあります町所有の大型耐雪パイプハウスの被覆ビニールが破れるとともに、本体の一部がゆがむ被害が発生しました。この被害は断続的な強風と経年劣化により損壊したものであります。

町では、このパイプハウスを、今後も町農業振興のために使用していくことから、修繕費用を今次補正予算に計上しておりますので、御理解願います。

続いて、農作物の被害についてであります。平年よりも気温が高く推移した今年は作物の生育が早く進んだため、本町においては、4月10日の強い降霜により農作物への被害が発生しました。具体的には、柿が開花時期に重なったため被害を受けたところであります。

町では、去る4月3日に降霜対策本部を設置し、この間、凍霜害を未然に防ぐため、防災行政無線による注意喚起のほか、ケーブルテレビ番組による技術対策の情報提供を行っ

てまいりましたが、引き続き注意喚起と被害発生後の迅速な対応を図ってまいりますので、御理解願います。

次に、（仮称）西会津町農業公社設立準備委員会の設置について申し上げます。

町の農業においては、担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、加えて、有害鳥獣被害の拡大などの課題が山積する中、町では農業者が安心して農業に取り組めるよう地域の担い手と連携し、役割分担のもと持続可能な町農業を実現することを目的に、（仮称）西会津町農業公社を設立することとし、本年3月に、農業公社設立基本計画を策定したところであります。

この基本計画に基づき、設立準備を円滑に進めるため、新たに（仮称）西会津町農業公社設立準備委員会を設置し、作業を進めることといたしました。

設立準備委員会の委員につきましては、県喜多方農業普及所やJA会津よつば、町内関係団体、担い手農家等から24名を委嘱し、去る4月26日に第1回の会議を開催したところであります。

また、4月25日より自治会集会所等に出向いて、奥川・新郷・群岡地区の集落説明会を実施したところであります。

今後は、尾野本・野沢地区の集落説明会及び月1回のペースで設立準備委員会の会議を開催し、本年10月の農業公社設立に向け、スケジュールをはじめ、組織、事業内容の検討、担い手農家と農業公社の連携についての検討などを進めてまいりますので、御理解願います。

次に、学校教育アドバイザーの任命について申し上げます。

空席となっておりました学校教育アドバイザーにつきまして、新たに会津若松市在住の押部秀隆氏を本年5月1日付で任命いたしました。

押部氏におかれましては、本年3月に喜多方市立第二中学校長で退職されるまでの36年間教員として御活躍され、この間、県教育センター指導主事、会津教育事務所主任指導主事なども歴任されております。また、平成4年からの4年間は本町の新郷中学校で教壇に立ち、本町の教育行政にも御尽力いただいた経歴をお持ちであります。

町といたしましては、本町独自の教育政策・教育改革や「新しい学び」を推進するため、学校現場での教職員への指導助言のほか、政策的な事業を担当いただくとともに、小・中学校とこども園とのつながりを強化し、幼児教育と義務教育の円滑な接続を図るため、教職員と保育士の連携を支援する役割を担っていただきたいと考えておりますので、御理解願います。

続きまして、今回提出いたしました議案等について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、国の令和5年度の税制改正により地方税法が一部改正され、令和5年7月1日施行となることから、町税条例の軽自動車税の種別割の区分について、新たに「特定原動機付自転車」を規定するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

国民健康保険税は、医療費支出の見込額から国や県の支出金等を差し引き、不足する額

を納めていただく目的税であります。

令和5年度の算定に当たりましては、国の令和5年度の税制改正により地方税法施行令の一部が改正されましたことによる改正及び県から示された「交付金」や「納付金」を基本として算出したところであります。

本年度は、県から示された「納付金」の額が前年を上回ったこと、さらに新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響を勘案し、国保加入者の負担軽減の観点から、運営基金より継続的に充当しております400万円に加え、1,000万円を追加し、合計1,400万円を減税財源として充当したところであります。

これにより税率を試算した結果、1人当たりの税額は9万6,225円となり、昨年度と比較して1,483円の増加、また、1世帯当たりの税額は13万2,682円となり、昨年度と比較して576円の減額となる見込みとなったところでありますので、御理解願います。

次に、議案第3号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第3次）についてであります。7,399万4,000円を増額し、予算総額を65億4,084万1,000円とするものであります。

今次の主な内容につきましては、国の補助事業であります過疎地域持続的発展支援事業の採択を受けたことによる関係事業費や電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付に係る関係経費などを計上したものであります。

以上の財源につきましては、国・県支出金などを充当することとし、財源調整の結果、不足分につきましては、財政調整基金から繰り入れることといたしました。

次に、議案第4号、町道の路線変更について申し上げます。

本案は、令和4年度に町道下松村中線が完成したことに伴い、町道下松3号線の終点が変更となるため所要の変更をするものであります。

次に、議案第5号、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について申し上げます。

本案は、福島県市町村総合事務組合の構成団体である田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散し本組合から脱退したため、組合を組織する地方公共団体の数が減少したことから、地方自治法第290条の規定に基づき、規約の所要の改正について議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第6号から第17号までの農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案につきましては、本年7月19日に任期満了となる農業委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第1号から報告第4号につきましては、「令和4年度西会津町繰越明許費繰越計算書」、「令和4年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書」、「喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類」、「株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類」をそれぞれ報告事項として提出しております。

次に、報告第5号・委任専決処分事項であります。除雪作業中の事故についてであり、このたびは損害賠償について相手方と合意に達し、委任専決処分の範囲内で和解しましたので、御報告するものであります。

以上、提出議案等の概要について御説明申し上げましたが、各議案等の詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 資料配付のため、暫時休議します。(11時00分)

○議長 ただいまお配りしました資料は会議終了後回収いたします。また、本資料の内容は口外しないようお願いいたします。

○議長 再開します。(11時03分)

日程第8、報告第1号、令和4年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 報告第1号、令和4年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定により、本年3月の町議会定例会などにおきまして、事業の実施に当たり、関係機関との協議に不測の日数を要したことや、国の補正予算事業の交付決定が年度末になったことなどにより、翌年度に事業を繰越して実施できるよう、御議決をいただいているところであります。

この繰越明許費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、御報告いたします。

なお、繰越事業は一般会計のみであります。

それでは、繰越計算書を御覧ください。

まず、2款・総務費、1項・総務管理費の財務会計システム改修事業繰越額 212 万 9,000 円、完了予定は7月31日であります。

同じく社会保障・税番号制度システム改修事業繰越額 442 万 2,000 円は5月17日に完了いたしました。

同じく役場庁舎改修事業繰越額 1,933 万円、完了予定は7月31日であります。

同じく旧野沢中学校体育館解体撤去事業繰越額 1,000 万円、完了予定は6月30日であります。

次に、4款・衛生費、1項・保健衛生費であります。簡易水道施設整備補助金交付事業は、下安座飲料水供給施設の補助金で、繰越額 580 万 8,000 円、完了予定は7月31日であります。

次に、6款・農林水産業費、1項・農業費であります。堆肥製造施設等整備補助金交付事業は、町内の農業法人への補助金で、繰越額 950 万円、完了予定は8月31日であります。

2項・林業費、林業専用道整備事業は、杉山前佛線の工事費で繰越額 3,530 万 4,000 円、完了予定は10月31日であります。

次に、8款・土木費、1項・道路橋梁費除雪機械更新事業は、除雪ドーザ2台の購入費で繰越額 5,610 万円、完了予定は11月20日であります。

次に、9款・消防費、1項・消防費防災行政無線修繕事業は、杉木峠の中継局の修繕で、繰越額 195 万 8,000 円、完了予定は8月31日であります。

次に、11 款・災害復旧費、1 項・農林水産施設災害復旧費農業施設災害復旧事業繰越額 2 億 5,376 万 9,000 円、同じく林業施設災害復旧事業繰越額 4,103 万 2,000 円、2 項公共土木施設災害復旧事業繰越額 5,636 万 4,000 円は、昨年 8 月の豪雨災害の復旧事業で、完了予定は、それぞれ令和 6 年 3 月 29 日であります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第 1 号、令和 4 年度西会津町繰越明許費・繰越計算書の説明を終了させていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで、報告第 1 号、令和 4 年度西会津町繰越明許費・繰越計算書の報告を終わります。

日程第 9、報告第 2 号、令和 4 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 　報告第 2 号、令和 4 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書について御説明を申し上げます。

本報告書につきましては、令和 4 年度下水道事業会計の中で、年度内完成が見込まれなかった事業の支出予算を令和 5 年度に繰り越して使用することを報告するものであります。

それでは、報告書を御覧ください。

報告書。

地方公営企業法第 26 条の規定により、令和 4 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、御報告いたします。

次のページを御覧ください。

まず、上段の表の 1 款・公共下水道事業資本的支出、1 項・建設改良費、事業名・処理場建設費で大久保浄化センター監視制御設備等改築更新工事です。予算計上額 4,404 万 6,000 円、支払義務発生額 2,396 万 3,982 円、翌年度繰越額は 1,935 万円です。不用額は 73 万 2,018 円です。翌年度、繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額はありません。

説明欄の繰越理由であります。本事業は令和 4 年度当初予算で 2 か年の債務負担を設定したものであります。工事費の電気計装設備は受注生産であり、コロナ禍の影響により、資材の搬入に遅れが生じ、機器製作に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めないことによるものであります。完成予定は本年 12 月 20 日であります。

以上をもちまして、報告第 2 号、令和 4 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書の説明を終了させていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで、報告第 2 号、令和 4 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。

報告第3号、第4号につきましては、議決の対象となる事件ではありませんので、報告のありました書類の範囲内において、不明な点を明確化する程度の簡単な質疑をすることはできますが、公社自体に係る問題、経営方針、人事の問題等報告以外の内容については、質疑できないこととなっております。

日程第10、報告第3号、喜多方中央土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況について御説明いたします。

お手元に配付しております令和4年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書を御覧ください。

まず、1ページですが、事業報告書であります。

1、総括事項といたしまして、令和4年度中に喜多方地方土地開発公社による用地の取得及び売却はありませんでした。

令和4年度の損益計算は、収益合計が2,340円、費用合計が25,000円で、22,660円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、979万9,117円となりました。

なお、これらの補足資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュフロー計算書、現金及び預金明細表、資本金明細表が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、2の理事会の議決事項であります。まず、令和4年4月26日に令和3年度の事業報告及び決算の認定を、令和5年2月6日に令和4年度及び令和5年度の事業計画と予算の調整を行っております。

次に、令和5年度の事業計画でございますが、資料の最後につづられております参考資料を御覧いただきたいと思っております。

1、公用地取得事業として、喜多方市のふれあいパーク喜多の郷用地取得事業、事業量2746.19平方メートル、事業費566万6,000円が計画されております。

以上、地方自治法243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し、報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで、報告第3号、喜多方町土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第11、報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長。

報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類について御説明いたします。

お手元の、西会津町振興公社に係る令和4年度事業報告及び決算書並びに令和5年度事業計画を御覧ください。

1ページを御覧ください。

初めに、令和4年度事業報告について申し上げます。

まず、事業の概要についてですが、西会津町振興公社は公の施設の指定管理者として、「さゆり公園」「温泉健康保養センター」「交流物産館・よりっせ」など6施設の管理運営業務を行うとともに、公社設立の趣旨である地域の活性化を念頭に事業を展開してまいりました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止対策が段階的に緩和されつつも、上半期は会食や外出時における感染リスクの回避が推奨されるなど、人流の動きがなかなか回復しづらい状況にありました。

また、原油価格の高騰に伴う原材料や光熱費の値上がりの影響もありましたが、全国旅行支援などのキャンペーンの活用や、原価及びコストの見直しを積極的に取り組み、雇用の確保と経営の改善に努めてまいりました。

「交流物産館・よりっせ」及び「ミネラル野菜の家」につきましては、変動する人の流れを的確に捉えながら、集客の拡大を図るため、宮古島フェアや花まつりなどのイベントに加え、米粉を活用した商品の販売や、「日本の田舎、西会津町」のブースの設置などに取り組み、前年を2割ほど上回る約48万人の利用者となったところであります。

「さゆり公園」につきましては、福島レッドホープスの公式戦が開催されたほか、スポーツ大会等の自粛を継続する団体もありましたが、個人の利用が徐々に回復し、全体では前年をやや上回る利用者数となったところであり、町民の健康増進に寄与してまいりました。

また、体育館に冷暖房設備が新設され、利用者の利便性の向上が図られたところであります。

「温泉健康保養センター」につきましては、温泉に「しょうぶ」や「ゆず」などを用いた季節感の演出や、敬老の日など記念日の感謝企画、県民割や「来て」割などキャンペーンを活用した連泊プランの展開、「しょっぱい温泉」やサウナのPR推進を行ったほか、会津大山寒ざらしそば祭りの開催や、ランチ弁当の販売などに取り組んだ結果、売上げを5割近く伸ばしたところであります。

その他の施設につきましては、指定管理制度の趣旨に沿いながら、快適な利用環境の提供を心がけ、利用者が安心して施設を利用できるよう努めたほか、経費の節減にも取り組んでまいりました。

2ページを御覧ください。

総務室では、売上げ、経費、損益等について月別に管理したほか、労働時間及び人員配置の効率的な管理にも努めてまいりました。

この結果、令和4年度の純利益は 780 万円の黒字となりました。

長引くコロナ禍の影響や原油高に伴って、経費が増高する中においても、業務の工夫と社員おのおのが最大限の努力を重ねた結果、次年度に期待を持てる経営改善につながったところであります。

しかしながら、ライフスタイルの変化や物価高の影響などにより、依然として予断を許さない経営状況が予測されることから、しっかりとした経営戦略のもと事業を運営していくとともに、従業員が一丸となって営業利益の継続確保に向けて取り組んでまいります。

次の、事業の内容並びに3ページの会社の概要、役員及び従業員の構成、資本金の増減につきましては、資料に記載のとおりであります。

続いて、令和4年度の決算書について申し上げます。

4ページを御覧ください。

貸借対照表であります。

資産の部のうち、流動資産は、現金及び預金、売掛金、自販機商品から食材品までの棚卸資産、カード決済や各種クーポン等の未収入金、各種機器に係る保守管理料等の前払い費用などであります。

固定資産は、有形固定資産は、スーパーハウスなどの建物や機械設備、新規に導入したPOSレジシステムなどの備品等であり、無形固定資産は、電話加入権、投資、その他の資産は出資金等であります。これらの流動資産と固定資産を併せた資産の部の合計は、1億3,010万7,088円であります。

続きまして、負債の部のうち流動負債は、食品や食材などの買掛金、光熱水費等の未払い費用、そのほか未払い消費税などであります。

固定負債は長期借入金、会津信用金庫からの新型コロナウイルス対策特別資金、長期未払金は新たなPOSレジシステムのリース料、保証金は「ミネラル野菜の家」のテナント出店保証金であります。これら、流動負債と固定負債を併せた負債の部の合計は8,833万6,651円であります。

続きまして、純資産の部のうち株主資本は資本金及び繰越利益剰余金であり、翌年度への繰越利益剰余金は627万437円となったところであります。

なお、資本金及び繰越利益剰余金の増減につきましては、7ページの株主資本等変動計算書に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

これら純資産の部の合計は4,177万437円であり、負債の部と純資産の部との合計は1億3,010万7,088円であります。

5ページを御覧ください。

損益計算書であります。

純売上高は宿泊及び料理、自販機や売店等の売上げのほか、町からの受託収入、施設利用料収入、共益費などその他売上げ等の合計で、4億1,122万7,786円であります。

新型コロナウイルスの影響が残る状況にもあったにもかかわらず、売上高全体では250万円ほど増加しており、特に宿泊については、対前年比で6割ほど売上げを伸ばしたところであります。

売上原価は、食材及び売店等の仕入れに期首・期末の商品棚卸高を加えた合計で、1億

7,264万141円であり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、2億3,858万7,645円であります。

ここから販売費及び一般管理費の合計2億3,182万8,268円を差し引いた営業利益は675万9,377円であり、ここに、省エネ関連の補助金など営業外収益を加え、支払利息や法人税等を差し引いた当期純利益につきましては、780万329円となったところであります。

6ページは、販売費及び一般管理費の内訳であり、7ページは、資本金や利益剰余金の変動を記載した株主資本等変動計算書、8ページは監査報告書でありまして、それぞれ資料に記載のとおりであります。

なお、本日お手元に参考資料といたしまして、令和4年度の部門別の収支概要一覧表をA3版のカラー刷りでお配りしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

9ページを御覧ください。

令和5年度の事業計画について申し上げます。

まず、事業の方針であります。令和5年度はコロナ禍からの通常の経済活動へと復活していく流れを予測した事業展開を念頭に置き、各部門が独立して健全な経営ができる仕組みづくりが重要と認識しております。

また、昨年度から引き続き全社一丸となって「オール公社」の理念を継続しつつ、接客等サービスの質の確保により、顧客満足度の向上に努力するとともに、コストの見直しや、主体性を持った行動及び新規事業への挑戦など、従業員一人一人の意識を高め、黒字経営の継続を目標に、組織の総力を挙げて取り組んでまいります。

このため、「温泉健康保養センター・ロータスイン」では、リピーターの確保と特色ある宿泊プランの開発、質のよい温泉とサウナのPR推進、売店営業の強化などを図ってまいります。

「交流物産館・よりっせ」及び「ミネラル野菜の家」では、新規に展開する飲食店営業の推進、ベーカリー部門の事業見直し、イベント企画による集客増などを図ってまいります。

オートキャンプ場では、ワーケーションやアクティビティの企画開発などに努めます。

これらを通して、入込客数の増加と顧客満足度の向上を図るとともに、各部門がそれぞれ目的意識を持ちつつ、連携しながら取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症防止につきましては、各施設において基本的な対応を継続し、お客様への安全・安心の提供に努めてまいります。

さらに、町をはじめ関係機関との連絡調整を図り、地域経済の先導的担い手として各種事業に取り組むとともに、指定管理制度の趣旨に則した効率的な施設管理、住民サービスの向上、交流人口の増加を図り本町の地域活性化につながるよう努めてまいります。

次に、部門別の事業計画についてですが、総務部門では新入社員の募集活動を行うとともに、経理作業の効率化や組織体制及び給与体系の見直し等に取り組んでまいります。

温泉健康保養センター「ロータスイン」及びオートキャンプ場につきましては、「おもてなし」による顧客満足度の向上、10ページを御覧ください。

質のよい温泉とサウナのPR推進、弁当や総菜など売店営業の強化、リピーター企画の

取組、ワーケーションや宿泊体験プラン並びにアクティビティ等の企画開発などを進めてまいります。

交流物産館「よりっせ」及び「ミネラル野菜の家」につきましては、飲食店営業の新規展開と収益確保、ベーカリー部門の販売促進、イベントの新規企画、地域情報の提供によるイメージアップなどに取り組んでまいります。

さゆり公園及びふれあい交流施設につきましては、施設の点検や修繕への迅速な対応はもとより、SDGs、いわゆる環境維持や社会貢献を意識した管理作業に取り組み、作業の効率化を図るとともにコミュニケーション改善による住民サービスの向上に努めてまいります。

町といたしましても、振興公社との連携を強化しながら、より一層の経営改善が図られるよう指導してまいる考えであります。

以上、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで、報告第 4 号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第 12、報告第 5 号、委員専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 報告第 5 号、委任専決処分の報告について、御説明いたします。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日に御議決いただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容について御報告するものであります。件数は 1 件で、物損事故に係るものでございます。

それでは、報告第 5 号の報告書を御覧ください。

まず、事件の発生年月日につきましては、令和 5 年 1 月 31 日であります。

その内容であります、町所有の小型ロータリー除雪車が、野沢字上篠道北地内の町道芝草西林線の歩道を除雪していた際、排雪操作を誤り同地内の住宅の窓ガラスを損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日及び賠償額につきましては、令和 5 年 5 月 17 日、12 万 1,000 円であります。

なお、過失割合につきましては、当方 100%であります。

以上、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終わります。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで、報告第 5 号、委員専決処分事項の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、皆さんに申し上げます。この後、午後 1 時より全員協議会を開催します。開催時

間までに、議場へお集まりください。

全員協議会終了後には、総務常任委員会を開催してください。会場は第一委員会室です。その後、議員互助会世話人会を開催しますので、役員の方は第一委員会室にお集まりください。なおメンバーは私、副議長、上野議員、荒海議員、小柴議員、以上であります。お疲れ様でした。

議員の皆さんに申し上げます。あの紙を回収します。

それと同時に、本定例会最終日の 13 日火曜日、午後 5 時 45 分より、町当局との懇親会を開催します。会場は幸寿しであり、会費は 6,000 円とします。会費は副議長に渡してください。全員の出席をお願いします。なお、都合により欠席される場合は、本日中に副議長に報告をお願いいたします。

以上であります。

お疲れ様でした。（11時41分）

令和5年第3回西会津町議会定例会会議録

令和5年6月12日（月）

開 会 10時00分
散 会 14時37分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局係長	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和5年第3回議会定例会議事日程（第4号）

令和5年6月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 上野 恵美子 | 2. 小林 雅弘 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 多賀 剛 | 6. 青木 照夫 |

○議長 令和5年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により順番に発言を許します。質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 皆さん、おはようございます。2番、上野でございます。

私は今定例会に2件の一般質問を通告しております。

一つ目は、リビングウィルについてであります。

リビングウィルとは、人生の最終段階における医療・ケアについての生前の意思表示であります。自分らしい生き方ができるよう、本人の意思決定を尊重する仕組みづくりが必要です。3月議会の一般質問で、リビングウィルは有効な取組みであるとの答弁をいただきましたが、時間の関係で再質問ができませんでした。さらに、現状の課題も踏まえて、その必要性をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

また、町の第9期高齢者福祉計画の中に掲げられている「人生会議」への取組みや、町独自の人生会議手帳（仮称）の作成、普及啓発の取組みの現状をお伺いいたします。

二つ目は、物価高騰対策についてであります。

現在の物価高騰に対して、国の事業として、住民税非課税世帯などに給付金が支給されます。しかし物価の高騰は、住民税非課税世帯のみならず、町民の生活に大きな影響を及ぼしています。そこで、現在の物価高騰に対する町独自の支援対策の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、上野議員の物価高騰対策についての御質問にお答えいたします。

国内では現在も、国際的な原材料価格の上昇や円安などにより、日常生活に密接なエネルギーや食料品等の価格上昇が続いており、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

町では、この問題が始まった昨年度から、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するとともに、町単独費を上乗せして、原油価格の高騰支援やエネルギー・食料品価格等の物価高騰支援の対策を講じてまいりました。

具体的には、町民を対象とした物価高騰による負担の軽減を図る生活者支援策として、町民1人当たり5,000円の消費復活商品券が2回で5,865万3,000円など、4事業6,198万9,000円、燃料や電力、肥料・農薬等の価格高騰に対しての事業者支援策として、企業や介護事業者、農業者等へ6事業2,573万円、合計8,771万9,000円の事業により対応してまいりました。

本年度もこの交付金では、特に電力・ガス・食料品等の価格高騰重点支援対策として、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対し、必要な支援をきめ細やかに実施する事業が対象となっており、去る3月30日に町全体で4,941万8,000円の内示があったところであります。

町としましては、昨年度同様に町民を対象とした生活者支援策と企業や農業者等への事業者支援策に取り組んでまいり、現在、町商工会等からの要望を踏まえ、具体的な事業内容を整理・検討しているところでありますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 2 番、上野恵美子議員のリビングウィルについての御質問にお答えいたします。

3 月議会でも答弁いたしましたとおり、リビングウィルの必要性については、自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいることを自分自身で前もって考え、信頼する家族などと話し合い共有しておくことで、いざという時に迷わず判断ができるため、最終段階の医療やケアを適切に受けるためには必要な取組みであると考えております。

しかしながら、この取組みはあくまでも個人の主体的な考えによって取り組むものであるため、認知度を高める機会を捉え周知活動を行っておりますが、普及までには至っていない状況にあると認識しております。

次に、「人生会議」や町独自の人生会議手帳（仮称）の作成、普及啓発の取組みの現状についてお答えいたします。

人生会議とは、今ほど答弁いたしました、自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいることを自分自身で前もって考え、信頼する家族などと話し合い共有しておくことであり、その話し合いの内容や希望することを記録しておくものが、人生会議手帳（仮称）であります。

町では、高齢期の節目となる 65 歳到達時の介護保険証交付説明会の際には、人生会議手帳として「わたしの手帳」を配布し、今後の暮らしに必要な支援や医療・介護についての願いなどを記入しておくことの有効性を、そして 75 歳到達時の後期高齢者医療保険証交付説明会においては、自らが望む人生の最終段階における医療やケアについて、家族や周囲の人と共有しておくことの重要性を説明し、理解を促しているところであります。

町といたしましては、今後も関係課や地域包括支援センターと連携し、説明会に限らずホームページやケーブルテレビ、広報誌等も含めて様々な機会を捉え、普及啓発に努めてまいりますので御理解願います。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 通告の順番で再質問をさせていただきます。ま

ずリビングウィルについてからお聞きしていきます。

答弁で大体は理解できましたが、さらにより深めていきたいと思っておりますので、再質問させていただきます。

まずリビングウィルの必要性についてということで、地域包括ケアシステムの理念は、その人らしく生きること、自分らしく生きることを支えるというものです。その人がどのような医療を望むのか、どのようなケアを望むのか、どのような生き方をしたいのかということなんですけれども、その前提はその人が自分で選択する、自分で決めるということが大前提であると思いますが、その辺の認識確認させてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 上野議員の質問にお答えいたします。

人生の選択、最終的な選択につきましては、議員おっしゃるとおり自らが決めることでございます。ただ一つだけ考えなくてはいけないのは、自分が生きてきた間、あるいは生活する上で必ずつながりのある方、それは家族が一番強いつながりだと思います。その自分の選択は大変、最も優先されるものではあると思いますが、その選択によって家族が少なからぬ影響を受ける可能性もありますので、その辺も考えていただいて、家族と話し合うって言うようなところが一番重要だと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私もそう思います。しかし今課題となっているのが、その人が選択したことであったり、決定したこと、それが前提となるわけですがけれども、それが分からない、把握できないっていう状況があるということが、私は課題として捉えています。

それは私、高齢者施設で働いて、特別養護老人ホームで働いていますけれども、入所時に必ずお聞きすることがありまして、積極的な延命措置を希望されるか、それとも自然のままがいいのか、また食事が取れなくなったときに、経管栄養を希望しますか、自然のままがいいですか。最後、どこで迎えたいですかっていうことでは、施設ですか、病院ですか、自宅ですかということをお聞きするんですけれども、その入所のときに、本人の意思を伝えることができる方っていうのはほとんどいません。家族とそのような話をして共有している方っていうのもほとんどいないのが現状です。それを決断するのは家族になるわけですがけれども、家族はとても悩んで、そのことが家族に大きな精神的な負担になっているということもあります。最近は家族がいない方、また近しい親族がいない方っていうのも増えてきて、結局誰が決めるのかっていうところでこれも課題になっているところです。

なのでそのような場面に直面した家族であったり、そこで働く職員は元気なときにその人の意思を確認して共有していくことっていうことの大切さをすごく痛感しているところでもあります。なぜリビングウィルが必要であるかということでは、現場ではそういう課題があるということで、その辺の認識をお伺いいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほどリビングウィル、あるいは人生会議のお話ですがけれども、一番そのリビングウィルあるいは人生会議を考える上で、大切な視点が二つあると考えています。

一つについては、やはり先立つものが、自分の希望に添って環境が許す限り生ききるためのもの。

もう一つは、先ほど御答弁した内容とかぶりますが、つながりのある、例えば家族ですね。その最終的な判断、リビングウィルあるいは人生会議がなされていないと突然その判断を迫られる家族が、その後も思い悩んだり、あるいはそのときの判断が本当に正しかったのかっていうことを長期間にわたって悔やんだり、そういったことがないようにリビングウィルあるいは人生会議という取組みは大変大切なものだと考えております。

ただ、繰り返しになりますが、自主的な取組みでありますので、町ではその取組みの重

要性、大切さをしっかりと周知、啓発してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その必要性を十分に認識されている上で、なかなかまだ普及がそれほど広がっていないという現状もあるという答弁でしたが、町のその現状を見たときに高齢化率は50%に迫る。そして高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯の増加、また認知症の高齢の方の増加っていうことでは、今元気なときにその自分の意思を伝えておくっていうことができるシステムの構築が、今まさに急ぐべき、そういう状況ではないかと思いますが、その辺の認識をお聞きします。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

現在、町で人生会議についての主に相談を受け付けている部署といたしまして、居宅介護支援事業所、もう一つ医療介護相談員、西会津診療所に配置している相談員であります。この二つの機関で、昨年1年間に人生会議に関するような御相談ということで、合計で57件受けているという報告をいただいております。これは少ないように感じますけれども、確実にそういった取組みが浸透しつつあるということですので、繰り返しになりますけれども、その取組みの重要性をしっかりと啓発、周知してまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私も診療所でされているリビングウィルの取組みについては理解して、すばらしい取組みであるというふうに感じております。この第9期高齢者福祉計画の中に、そのリビングウィルについて、町の事業として計画されているところがとても評価しているところなんですけれども、これ決して強制するものではありませんが、最後まで自分の人生と向き合う機会の提供ということではその人らしい生き方を支えるという上ですごく重要であると、そのように思っています。

その中で人生会議手帳、これは町独自のものを作成するという計画が立ててでありますけれども、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 人生会議手帳でございますが、町独自の人生会議手帳を作成し、普及啓発に取り組むというような計画が現行の高齢者福祉計画に記載されているわけですが、現在、町としては、私の手帳という、これは独自のものではないんですけれども、大変、私もじっくり見ましたけれども、内容がすごく良くて、自然に話し合いが進められるような、なかなか話し合いを進める上でも、家族でその話題に触れるのは難しいような話題でございますが、この手帳を使って、こう話していくと、スムーズに進むようなことが感じられますので、現在、私の手帳というものを使ってリビングウィル、人生会議については普及を図っているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その私の手帳、それを基にしてこれから計画どおり、町独自のものを作成していくということなのかなと思いますが、自分のことを、自分の意思を記すっていうそ

の土台としてその人が一番望む選択ができるということがすごく重要であると思います。

そのためには知識の提供っていうのも必要で、例えば終末期にどのような医療ケアが考えられるかとか、それによってその結果、どのような経過をたどることが考えられるかとか、そういうことの知識の提供もあわせて普及啓発を進めていく必要があると思いますが、その辺の考えをお聞きします。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 75 歳の後期高齢者保険の保険制度の保険証を交付する際に、人生会議について説明をするんですけれども、保健師が詳しくそういった医学的な部分も含めて、全てではございませんが説明をしております。また、先ほど申し上げました西会津診療所の医療介護相談員につきましても、相談の過程の中でその選択をした場合に、こういうような状況になりますよっていうようなことを説明しているというような報告は聞いておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ではそのような知識の提供もしているということで理解しました。

リビングウィルについては、幾つかの自治体でもう既に取り組んでおりまして、その評価としては、元気なときに家族と自分自身の終末について話をすることができて良かったと、そういう多くの評価がされているところです。これからさらにこの取組幅広く広げて進めていっていただきたいと思います。

次の物価高騰についてです。

このような生活支援に対する国の事業の対象というのは、住民税非課税世帯となることが多いと思います。今回も、住民税非課税世帯に 3 万円が給付されるということで、これは厚生労働省の低所得者の定義が、住民税非課税世帯となっているからだと思いますけれども、しかし西会津町の 1 人当たりの所得を見ると、令和元年度で 220 万 3,000 円、県の平均は 294 万 2,000 円、県平均と比較しても 74 万円ほど低くなっている。福島県の市町村の中でも所得の水準は低いほうだという、そういう町の現状があるときに、やはり住民税非課税世帯に該当しなくても、所得の低い世帯が多いということが分かります。

今回、答弁の中で現在、町商工会等からの要望を踏まえ、具体的な事業内容を整理検討しているところであったという、そういう答弁をいただきました。すごく前向きな答弁でこの内容に安心したところであります。ぜひそういう、なかなか国であったりの支援の対象にならないその方々に対しても町独自の支援対策ということで考えていられるということで安心いたしました。これは答弁をいただかなくていいです。

よろしくをお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3 番、小林雅弘でございます。通告に従って一般質問をいたします。

まず第一に、おむつ代助成事業について質問いたします。

介護をしている家庭では、最近の物価高でおむつ代も値上がりし、その経済的負担も大変です。

そこで質問させていただきます。

一つ、西会津町では現在、在宅高齢者へのおむつ代助成制度があると聞きますが、これは、町独自の制度でございしますか。

二つ、現在行われている在宅高齢者へのおむつ代助成金額は幾らですか。

三つ、助成対象者の条件はどのようなものですか。

四つ、在宅高齢者へのおむつ代助成制度の利用状況はどうですか。当てはまる対象者は何人で、うち利用しているのは何人ですか。

五つ、高齢者への助成予算は、現在幾らですか。

六つ、介護者の経済的負担を軽減するために、在宅高齢者へのおむつ代助成額を月 5,000 円以上に上げる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

七つ、関連して、乳幼児へのおむつ代助成制度をつくってはいかがでしょうか。

質問の二つ目は、西会津中学生の海外研修についてです。

5月26日の新聞に、青少年海外派遣事業再び活性化という記事が載っていました。英国ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンの大沼教授がリーダーを務めるプロジェクトは、7月下旬に県内の高校生3人を英国派遣する事業を開始するという内容でした。その大沼教授によりますと、若い頃から世界を知ることが重要、福島の未来を担う人材育成を図りたいとのことでした。また、同じ記事で、中島村の中島中学校では、村は国際感覚を身につけてもらうことを目的に、2014年からマレーシアへの中学生派遣を始めたとのこと、加藤村長は子供たちに貴重な体験となる、安全第一に考え、実りある機会になるよう努めていく、そう述べています。本宮市でも、英国への中学生派遣事業を今年度再開する予定とのこと、そこで伺います。

一つ、かつて西会津でも、若者の海外研修を行ってきたと聞いていますが、どのようなものだったのでしょうか。

二つ、西会津中学校の3年生を対象に将来を担う人材育成のために、海外研修を行ってはいかがでしょうか。その際、現在行われている修学旅行の保護者負担を超える負担を求めないことは当然だと思います。

以上。一般質問といたします。前向きな答弁を期待いたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 3番、小林雅弘議員、おむつ代助成事業についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、おむつ代の助成制度について町独自の事業かとのおただしについてであります。町独自の在宅高齢者等福祉サービス事業として紙おむつ券を支給しております。次に

2点目の、おむつ代の助成金額についてであります。3,000 円の紙おむつ等給付券を年間 12 枚支給しております。

次に3点目の、助成対象者の条件についてであります。町内に住所を有しかつ居住していること、おおむね 65 歳以上の方で、日常生活を営むのに支障がある程度に寝たきりの度合いや認知症の度合いが進行しており、介護認定調査等において排せつが全介助であること、そしてひと月のうち 14 日以上は在宅で生活していることが条件となっております。

次に4点目の、助成制度の利用状況についてであります。令和5年6月1日現在で、対象者は14名把握しており、全員が利用しております。

次に5点目の、おむつ代助成の予算についてであります。当初予算額で64万8,000円となっております。

次に6点目の、介護者の経済的負担を軽減するために、助成額を月5,000円以上に上げてはどうかとのおただしについてであります。日常生活において常時特別な介護が必要な方やその御家族の精神的・経済的な負担軽減を目的とした国の手当やおむつ代の医療費控除の利用を促すとともに、事業を拡充する場合に必要な財源の確保方法などについても併せて慎重に検討してまいりますので、御理解願います。

次に7点目の、乳幼児へのおむつ代助成制度を創設してはとのおただしについてお答えいたします。町では現在、乳幼児へのおむつ代は支給しておりませんが、おむつを頻回に使用するゼロ歳から2歳のお子さんを含めて全ての園児に対して、こども園の保育料・給食費の完全無償化を実施しております。また、こども園を利用せずに、ゼロ歳から2歳までのお子さんを家庭で保育している保護者に対しても、乳幼児家庭子育て応援金を支給するなど、国や県、近隣自治体と比較しても、手厚い経済的支援に取り組んでいるところであります。さらに、乳幼児のおむつに関しましては、こども園で使用したおむつを、従来は保護者にお持ち帰りいただいておりますが、昨年度から感染症の拡大防止や持ち帰りに伴う保護者の負担軽減を図るために、こども園内で処理し、また同時に保育士の業務増加とならないように処理機械を導入するなど、保護者や保育士の負担軽減につながる対策については迅速に対応してまいりました。おただしの助成制度につきましても、その必要性等について検討してまいりますので、御理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 3番、小林雅弘議員の、西会津中学生の海外研修についての御質問のうち、若者の海外研修についてお答えします。

町では、平成3年度から平成8年度まで6回にわたり、町民を海外に派遣することにより、国際的視野に立った人材の養成を図り、若者等の定住を促進し、町の発展と活性化に寄与することを目的に、海外の先進的な取組みを研修する「にしあいつ町民海外派遣研修事業」を実施してまいりました。

研修先は、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランスであり、各回とも公募により、高校生を含む11名から18名の派遣団員が7日間の日程で研修し、全6回の派遣団の総人数は84名でありました。

研修のテーマは、行財政やまちづくり、社会福祉、地域文化、農業や商業振興などについてであり、研修後には、参加者の研修を通じての感想などのレポートを町広報紙に掲載し、研修報告を行ったところであります。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 3番、小林雅弘議員の、西会津中学校3年生の海外研修についての御質問にお答えいたします。

まず、修学旅行は平素と異なる生活環境で、見聞を広め、異なる文化に触れるなど感性を豊かにするとともに、集団での活動を通して、望ましい人間関係の醸成や公衆道徳を身につけることなどが期待されます。また、生徒にとっては、学校行事の中で最も楽しみにしている行事であり、大切な思い出として将来に残っていくものであります。

西会津中学校においては、東京・千葉方面で実施し、日本の首都である東京では、皇居、国会議事堂、ミュージカル鑑賞、千葉では、テーマパーク等で見聞を広めるとともに、班別行動での協力・役割分担などで、仲間と協力する心や違いを認める心を学び、様々な人との関わりにより、コミュニケーション力を養う有効な行事であると考えております。

将来を担う人材育成のために海外研修を行うことは、語学力の向上や多様な文化の理解などにつながり、有効な手段であると考えておりますが、一方で、現代ではデジタル化、オンライン化の加速により、西会津町にいながらにして、世界中を体験・交流することができるようになっております。

現在、教育委員会では、国際社会に対応できる語学力と豊かな人間性の育成を目的に、県内で身近に英語と異国文化の体験ができるブリティッシュヒルズでの「英語教育・異国文化体験事業」の実施や外国語指導助手（ＡＬＴ）による生きた英語教育や国際理解教育を行っているところであります。

これらの取組みに加え、ＩＣＴを活用した交流は、実際に海外に赴く体験とは異なりますが、語学力の向上と多様な文化の理解につながるものと考えております。

御質問の中学生の海外研修につきましては、まずはこうした取組みを検証しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長　　３番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　再質問をさせていただきます。

まず、この町で 3,000 円の、月に 3,000 円の商品券 12 か月ですね、商品券とかおむつ券、これは大変すばらしいというふうに感じております。ただ、やはり今、物価も上がっております。例えば、あるデータによりますと、1 枚当たり当初 50 円から 60 円というのがおむつ 1 枚の価格でございました。ところが今は、やや上がって、安いものもございまず、もちろん特売もありますんでね、私が調べたときは結構赤札が貼ってあったんです。であります、高いものが 1 枚 102 円です。そういうものもございまずので、やはりこの金額についても検討すべきかなと思います。

例えば、ほかの市町村ですね、ちょっと調べたんですが、全部ではもちろんございません。福岡が上限 6,000 円、横浜が上限 8,000 円、川崎が 5,000 円、神戸が年額 10 万円です。高いほうだけね、さいたま市が 6,000 円、港区が月に 1 万円、渋谷区でも月に 3,500 円、宇都宮市で月に 5,500 円、大阪市が月に 6,500 円、大田区が月に 4,500 円、北海道の音更町、ここは二つ分かれておりまして、住民税課税世帯が月に 3,700 円、非課税世帯には月に 7,300 円、埼玉の三芳町が月に 5,000 円、山形の川西町はうちとほぼ同じ月 3,500 円でした。そして毛呂山町ですか、これが月に 5,000 円、栃木県の高根沢町これが月に 5,000 円、神奈川の寒川っていうんですかね、これが月に 5,000 円、もっとあるんですが、結構、あと近いところで、福島県の各務市は月 3,000 円でございました。そして同じ福島県の鮫川村、これはちょっと違いましたね、月 3,000 円でございました。ですから、意外とほかの市町村、5,000 円前後がやはり出している一つの目安になるんじゃないかなというふうに思いますが、どの程度お調べになって、3,000 円、今の金額でいいんじゃないかという判断をされているのか。お尋ねします。

○議長　　船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長　小林議員の御質問にお答えいたします。

まず今ほど、例に小林議員挙げいただきました自治体につきましては、確定的なことは言えませんが、おそらく介護保険事業の中でおむつの給付されているんだと考えております。その中で介護保険には保険給付の事業の部分と、あともう一つ、地域支援事業という部分があります。この地域支援事業の中の任意事業の中に、家族介護者支援事業というものがあります。その中に、介護用品の給付ってというような事業が含まれているわけなんですけど、これについては、特におむつの給付についてでありますけど、第7期の介護保険事業計画から原則的に事業の対象外ですよというような厚労省からの発出がありましたが、それ以前に取り組んでいた市町村につきましては対象者を絞って、例えば課税世帯はだめだとか、非課税世帯だけだよ、あるいは本人非課税で家族が課税の場合には年額で何万までだよってというような制限を設けて、今、第8期ですね、第8期介護保険事業計画でも、今のところ続けているわけなんですけど、この先の9期の計画ではどうなるかっていうのはまだ示されていない状況でありますけど、いずれにしても、今ほど議員からお話のありましたところにつきましては、介護保険事業の中で取組みしていいとすれば、その財源としましては、国 38.5%、県町 19.25%、あと 23%が第一号被保険者の保険料を充当しております。そういったことで金額はある程度上げることができるのかなと。

本町の場合には、全額一般会計からの繰入金で対応しておりますので、保険料には全く影響のない取組みということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　はい、そのとおり私も認識しております。大変すばらしいというふうには思っております。

ただ、一般会計、ですから最初に聞いたんですよ、独自でやってるんですかって言っただけ聞いたのはそのことなんです。やっぱりそれは本当にこの町として、高齢者の立場に立った施策だなというふうに思っております。

国が、だんだんそういう制度を縮小したいという傾向にありますよね。これも存じ上げております。

ただ、やはり介護をやった方ならば、十分お分かりになっていただけるのかなと思いますけれども、経済的負担ってのは非常にやっぱり大きいんです。これは有形無形にしろ、私も10年ぐらいやっておりましたけども、おむつの交換一つにとっても結構大変です。そして、もちろん金銭的なもの、これも大変です。そういう中でこの町は独自でやっていらっしゃる、本当にすばらしいことだと思います。ただ、やはりもう少し上げたほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけで、この質問をさせていただいてます。

例えば、おむつって大体、さっき申し上げましたけど1枚 50 円から大体高いので、102 円。これは今の価格です。高齢者の排せつ量ってのは1回に大体 100 から 150cc、排せつする回数は8回から 10 回。これおむつのメーカーの話ですね。高齢者の1回の排せつする尿は 150 ミリリットルなんで、2回分のカバーできるようなおむつを開発するんだそうです。これが一番並んでるやつを見ると、2回分ってのが一番少ない数です。そうすると、この計算すると、1回でするおむつの交換ってのは大体4回から5回やることになります。在宅ですね。はい。複数のおむつメーカーによりますと、大体1日当たり、先ほどの金額

と掛けますと 200 円から 300 円。高いものと 500 円になってしまいます。1 か月だと 6,000 円から 9,000 円程度。高いものだと 1 万 5,000 円になります。

やはり、経済的負担が大変だと、この町は独自でやっている、大したもんだと私も思いますので、もう少し増やしたらどうかという提案でございます。

4 番目の質問で、対象者が 14 名把握して全員が利用している。ということは利用率が非常に高い、喜ばれている事業だというふうに判断できると思います。そちらの予算が当初予算で 64 万 8,000 円、これ、もし 5,000 円に上げれば、幾ら上がることになりますか。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。およそ 40 万円程度アップすることになると考えております。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 とするとこの事業、5,000 円に上げて大体 100 万円の事業、それほど大きな金額では、町の事業としてはね、ないと思います。ですから、あえて申し上げているということを御理解いただきたいと思います。

予算の関係も申し上げました。この問題について、やはり紙おむつの助成制度、もう少し拡張していただきたいというふうに思います。

それでは次に、質問を変えさせていただきます。

最後にあれですね、すみません、一つ忘れましてね。

乳幼児のおむつですね。これについても、子育てをやられた方はもう十分御存じだと思います。その子育ての大変さ、その中で、我々の小さい頃の時代は布おむつでございましたけれども、今はとてもとても、それを洗ってる余裕はございませんので、やっぱり紙おむつ、子育て支援の一つ、少子化対策の一つとしてこの子供の乳幼児のおむつの補助、これもお願いしたいと思います。ちなみに、ちょっと調べたんですが、乳幼児おむつ助成事業をやってる町があるそうです。北海道豊富町月 5,000 円、同じく北海道、何か北海道が多いんですよ、留寿都村月 3,000 円、桂木町月 5,000 円、茨城小美玉市これは 1 歳まで 1 年間で 1 万 5,000 円、福島県の鮫川村これが 2 歳未満の乳幼児に対して月 5,000 円だそうです。こういうこともございます。まだまだ調べればいっぱいあると思うんですけども、ぜひ、この乳幼児のおむつ、この助成事業を御検討していただきたいというふうに思います。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほど議員からお話ありました各市町村も、もしかすると同じかもしれませんけれども、やはり本町といたしましては、おむつを頻回に利用する年代でありますゼロ歳から 2 歳のお子さんの保育料を完全に無償化しているっていうのは、十分な支援と考えているところでありますが、ただ、その必要性については、他市町村の取組みも参考にさせていただきながら、慎重に検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 はい、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいというふうに思います。

本当にこれはあれですね、少子化対策の一つだと思いますので、よろしくお願いいたし

ます。

それでは次に、中学生の海外研修についてお尋ねいたします。

確かにこの町調べましたら、いろんな町がブリティッシュヒルズで研修している。そしてこの町も当然あそこでやっている。私も1回実は行ったことがあるんですけども、本当に、異国情緒って言うとおかしいですけども、日本ではないような建物、そして中ですよ、本当にええっと思いましたけれども、そういうところでの語学研修はやはり効果があるだろうと。そういう意味でこの町先進的かなというふうに思います。

ただ、私が提案する海外研修は語学研修だけではございません。おそらく皆さん感じていると思います。海外に行って、私研修で行ったんですが、研修というか仕事で行ったんですが、初めて行ったときに、本当は出ちゃいけないって夜言われたんですけどね、ロサンゼルスは危ないから、1人で夜ちょっと音が聞こえたもんですから、ストリートミュージシャンが、もう30年ぐらい前ですかね、演奏してたんですよ、街かどで。それを聞きにちょろちょろっと行ったんですが、やはりそういうところでの、肌で感じる文化の違い、あるいは研修の中でも、やはり道行く人、あるいはお店に立ち寄ってる人たちの雰囲気、そういうもの。そして我々を研修地に連れてってくださっている業者の方々の、もちろんロサンゼルスに住んでいる方なんですけど、ものの言い方、そして交渉の仕方、全くやっぱ、目が開かれるような思いがありました。これは行った者が肌で感じるものだと思います。ですから、語学研修だけではないんだということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

最初にお聞きしたときに、これですね、観光課の課長、御答弁いただきました、岩渕課長に御答弁いただきました、すみません、商工観光課ですね。この取組み、私はその話を聞いたときに大変すばらしいと。いやあ、こういう町にも先見の明があったんだなど。いやいや、やっぱり田舎ですからね。そして、実はこの議場にも、それで海外に研修に行かれた方がいらっしゃいます。ということは、あの研修、この町の発展にとって、やっぱり大きな役割を果たしていたんじゃないかというふうに思います。ですから、あえて海外研修に連れて行っていただきたいと申し上げているわけです。これ、事務局からいただいたんですが、にしあいつ町民海外研修派遣事業実施要綱、これもよく読ませてもらいましたが、けれども、本当にすばらしいものだというふうに思います。

この記事ですね、新聞の記事を読んだんですが、中島村と本宮市に電話をいたしまして、どんな状況だかを伺いました。そしたら、中島村は派遣対象が中学生全員、平成26年、27年は有志を募って派遣したそうです。平成28年度から修学旅行として実施。最近では50人ぐらいだそうです。どこに行くのかなと思ったら、マレーシア。ここマレーシアって私もちょっと、認識が不足していたのですが、英語がメイン、もちろんマレー語と中国語がありますけれども、英語は通じるそうです。飛行機の中でも英語が通じるのだそうです。月曜日に出発して、帰るのが土曜日、ほぼ1週間行かれると。これは何の目的で、効果はどうですかと聞いたのです。そうしたら、やっぱり海外に子供たちを連れていく価値は大きい。肌で感じるのが大切だと。子供たちの感想も行ってよかったという感想が多いということだそうです。

本宮市では、これは全員ではございません、市長や教育長、中学生をメインに15名ほ

ど、職員がスタッフとしていくのだと。作文などで選考していくのだそうです。なぜイギリスなのかと聞いたら、本宮に英国庭園があるそうです。そこで関係ができたということだそうです。

派遣の目的は、未来を担う子供たちに将来世界で活躍できる人材の育成、そして海外に目を向けさせるきっかけづくりだそうです。子供の声は、海外を肌で感じて、将来海外で働いてみたい、外務省で働いてみたいなど、あるいは大学の選択で、ＩＣＵ、国際基督教大学なのですが、国際関係の学部を選ぶ子が出てきた。もうこれだけでも、この研修は十分意味があると思います。

担当課は教育委員会内に国際交流課があるのだそうです。やっぱり力が入っているのだそうです。担当の課に聞いたら、これは市長の強い思いなのだそうです。

それから費用、これがびっくりしました。中学生だと一人 60 万から 70 万で、御存じのように燃料の価格が一定しておりませんので、今だと 100 万近くかかるそうです。でも続けるのだそうです。

とにかく、保護者の負担はパスポートの取得費のみ。家庭の状況に関わらず意欲のある中学生を派遣したい。これまで 3 回実施して、今年で 4 回目だそうです。

やはりどの町、どの市でも、肌で感じる、そして、子供たちがその後の人生において影響を受けてほしいということだと思います。

実は私もアメリカ研修に行ってから、自分の子供も行きたいと言わないかなと思っていました。そうしたらある日突然、アメリカに行きたいと、留学したいということで 1 年以上アメリカに行っておりましてけれども、やはり少し目つきがしっかりしてきたというか変わってきました。

自分の人生を自分でしっかり考える。こういう子供たち、やはりこの町からも経験をさせていきたいと強く思っておりました。ただ、ずっとコロナでそれができなかったというところでございます。

再度お尋ねしますけれども、やはり、今この答弁を見ますけれども、語学研修というものにクローズアップされている。これはもちろん重要です。しかし、実際に行ったときの肌で感じる文化の違いが大事なのではないかと思います、将来的にわたってもう一度検討していただける余地はあるのかなのか、お伺いいたします。

○議長 佐藤実学校教育課長。

○学校教育課長 御質問にお答えいたします。

繰り返しにはなりますけれども、議員がおっしゃったとおり、肌で感じる体験をするということは非常に重要だというふうに認識しておりますが、語学力プラスその多様な文化の理解ということで、その体験的な部分も大変重要だというふうに考えてございます。

繰り返しにはなってしまいますが、まず今現在町が実施している事業の取組に加えて、そのＩＣＴを活用した交流なども行って、それらを検証しながら、今後検討してまいりたいということございまして、御質問のとおり体験的な肌で感じる部分というのは非常に重要だということで認識をしております。

以上です。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 12月議会でも調べて申し上げましたが、この町の教育費は、今まで頑張ってきたということは存じ上げておりますけれども、私はまだまだ増やしていただきたい、子供の将来を未来を開いていくためにも、様々な経験をさせたいということで教育費の増額を提案いたしました。これもその一つでございます。

ですから今後、教育費の増額も検討する中で、この海外へのやっぱり肌で感じる学習、中学生の海外派遣事業を検討していただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人です。

本日一般質問します内容は、子育て支援についてと空き家対策についての2点についてお尋ねいたします。

まず初めに、子育て支援についてお尋ねいたします。

子育ては、子供の成長を感じられる有意義なものである一方、今日、核家族化が進んでいる中、目が離せない幼児や児童を持つ家庭においては、心身ともに気が休まらない状態が続いているという側面もあります。このような状況をできるだけ解消し、ゆとりある子育て環境がつくられることで、西会津町らしい子育て環境ができると考えていることから、次の点についてお尋ねいたします。

一つ目、第三期子供子育て支援事業計画がこれから策定されるに当たり、今年度実施されるアンケート調査等について、町としてどのような観点でされるのかお尋ねいたします。二

つ目、ファミリーサポートセンターの設置について、町の見解をお尋ねいたします。

3点目、産後ケア事業について、町の取組としてどのように行われているのかお尋ねいたします。

4点目、地域における子育て意識醸成のために、子供を対象とした体験活動や仕組みづくりを実施する際、活用できる支援事業等の創設をしてみたいかと思いますが、町の見解をお尋ねいたします。

次に、空き家対策についてお尋ねします。

本町における空き家数は、2019年の調査時点で693棟。また、年に数日のみ使用される物件として521棟、さらに現在、町の高齢化等に伴いまして、今後空き家になる可能性のある物件も多数あるなど、町内における空き家問題が顕著となっております。

そうした中で先月の5月17日、町と全国古民家再生協会、また、全国空き家アドバイザー協議会福島県西会津支部との間で包括連携協定が締結されました。

そこで今後、町が実施する空き家対策等において、どのような影響があるのかという点についてお尋ねいたします。

一つ目、全国古民家再生協会、全国空き家アドバイザー協議会と連携協定を締結した目的についてどのように考えているのか、お尋ねします。

二つ目、それぞれの団体との連携による事業展開としてはどのようなものを考えているのかお尋ねします。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1 番、荒海議員の空き家対策についての御質問にお答えをいたします。

町では、令和 2 年 12 月に空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、西会津町空き家等対策計画を策定し、計画の基本方針として、空き家化の抑制・予防、空き家等の利活用促進、管理不全状態にある空き家の抑制解消の三本柱を定め、空き家対策を進めてまいりました。

町といたしましては、今後もさらに空き家問題が深刻さを増していくことが予想される中、情勢だけでなく、地域や民間が一体となって、空き家問題に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

このことから、去る 5 月 17 日に一般社団法人全国古民家再生協会及び一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会福島県西会津支部並びに西会津町との 3 者による空き家等に関する包括連携協定を締結したところであります。

御質問の 1 点目の協定締結の目的についてであります。本町におけるこれまでの空き家に関する取組に加え、連携団体が有する知見や情報、ネットワークなどを生かし、官民連携による空き家等の発生抑制や利活用、適正管理等を通じて、地域の良好な生活環境の保全や活性化に資することを目的としております。

次に 2 点目の連携による事業展開についてであります。連携協定には連携協力する事項として、空き家に関する情報共有や相談、空き家の発生抑制や利活用など八つの項目を掲げております。

具体的には、国などの空き家対策や補助金等に関する情報共有をはじめ、空き家の利活用に関する提案や古材の再利用による解体費の軽減、空き家の相談会や町民向けのセミナーの開催、空き家利活用に関する人材育成などの取組を想定しております。

町といたしましては、このたびの連携協定締結をきっかけに空き家の発生抑制をさらに進めるとともに、空き家を貴重な地域資源として、より一層の利活用を図ることにより、観光の振興や関係人口の増加、移住定住の促進などにつなげ、将来にわたって持続可能なまちづくりが進められるよう、官民連携により取り組んでまいる考えであります。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 1 番、荒海正人議員の子育て支援についての御質問にお答えいたします。

まず一点目の第三期子供子育て支援事業計画策定に当たり、本年度実施いたしますアンケート調査についてであります。現行計画の期間が令和 6 年度までであることから、本年度に見直しに向けたニーズ調査を行うこととしています。

平成 30 年度に実施いたしましたニーズ調査においては、就学前のお子さんを持つ保護者に対し、家庭、就労状況や保育サービスの利用状況、利用意向等について調査を行い、計画に反映してまいりました。今年度実施のニーズ調査につきましては、子育て世代のみならず、今後、子育て世代となる若者や子育てを終えた世代など調査対象と調査項目を拡充して、妊娠・出産・子育ての前提となる出会いから結婚までを含んだ切れ目のない支援が見通せる計画となるよう進めてまいります。

次に、2 点目のファミリーサポートセンターの設置についてであります。まずファミリーサポートセンターは、子供の育児等の援助を受けたい方と、援助を行いたい方が会

員となり、地域の中で会員同士がお互いに助け合う活動を支援する組織であります。

具体的なサポート内容としましては、保育所等への子供の送り迎えや、保護者の病気、冠婚葬祭など急用時の預かりなどがあります。

現在、町にはファミリーサポートセンターはありませんが、設置には活動の調整を行う事務担当者の配置や、安全な預かり場所の確保、会員への講習実施など課題も多くあることから、今回のニーズ調査の結果を踏まえ、検討してまいります。

3点目の産後ケア事業についてであります。産後ケア事業が出産後の心身ともに不安定になりやすい一定期間、産婦や乳児が助産院等へ入所または通所し、母体の保護や保健指導を受けるものであり、町では平成29年度から実施しております。令和4年度においては宿泊ケアで1名、日帰りケアで1名が利用しております。

また本年度からは、委託先であります福島県助産師会の体制が整い、助産師が利用者の自宅を訪問し、育児や授乳方法などの助言を行う訪問ケアも実施できるようになりました。これにより、町外にある施設に行かなくても産後ケアを受けられることとなり、サービスが利用しやすくなったところです。

また、本来利用に際し、実費負担が生じるところであります。利用の促進と利用者の経済的負担を軽減するため、全額を町が負担しているところでもあります。

4点目の子供を対象とした自主的な体験活動に対する支援についてであります。現在町では、子育てコミュニティ施設キッズランド芝草を子供の遊び場や子育て世代の仲間づくり、地域交流の場として土日祝日に開所しており、月1回程度ではありますが、親子イベントを開催しております。

また、設置目的に沿った利用であれば、施設の貸し出しや、必要に応じた講師等の派遣にも対応しておりますので、自主的なイベント等の開催を希望する場合には、積極的に御活用いただきたいと考えております。おただしの新たな支援事業の創設につきましては、今回のニーズ調査の結果を踏まえるとともに、ボランティアの協力などについても十分検討してまいりますので御理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 質問した順番に再質問させていただきます。ま

ず子育て支援について再質問します。

これからニーズ調査が行われていくわけですが、前回私が昨年一般質問した内容に、核家族の現状把握というものがありまして、それについてまだ現状把握し切れていない部分があって、そういったものも今後の調査の中でしていくという話でした。

また職場での環境であったり、そういった子育て家庭だけではなくて、より広い範囲で調査が必要かと思えます。

先ほど御答弁の中にも、広い範囲で今後調査されていくということで、ぜひ、今まで以上の範囲で調査をしていただきたいというふうに思います。

あわせて、今の子供子育て支援計画の視点の一つとして地域社会全体で支援するということが一つの視点として書かれています。この地域全体で支援をするという点について少し再質問させていただきますが、より広い範囲で調査をしていただくことをお願いしたいわけですが、あわせて、地域がどういったものを持っているかと、子育てに対して

どういったことができるのかという要望とかニーズだけではなくて、こういうこともできるよというリソースみたいなもの、ぜひ調査していただきたいと思うのですが、そういった点はいかがですか。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 荒海議員の質問にお答えいたします。

今ほどのそれぞれの例えば自治区、地区が持っている資源についての調査であります、こちらでもその点については考えておりましたので、今回のアンケート調査についてはそういった項目も含める予定であります。

また例えば、地域によっては西会津町は大変広い面積がありますので、ニーズが若干変わってくる可能性もあると考えておりますので、今回のアンケートにつきましては、そのお住まいの地区についてしっかり記入をしていただいて、御回答いただくような調査の方式にしたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 あわせて、人が持っている意識というのも調査いただけないかと思っているのです。

例えばうちも子育て中ですが、隣近所のおじいさんおばあさんがやはり子供を育てる中で関心を持ってもらったりもしています。そういった中で、昔はこういうふうにしていたから、ちょっとぐらいあったら声かけてよ、ということを時折言ってもらえるのですけれども、そういった中で、相互で助け合える体制が町全体でできれば、より地域全体で支援ができる体制になろうかと思うのですけれども、人が持っている意識やリソースみたいなのはいかがですか。調査の中で考えられますか。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 荒海議員の今ほどの御質問ですが、地域で子供を育てるというこの考え方なのですけれども、例えばなのですが、地域の人がみんな子供、もしくはその子育て世帯、家庭を気にかけるという機運の醸成が一番重要だと思います。そうすると、直接的な支援がないとしてもみんな気にしてくれているのだということが、お父さんお母さんたちの、あるいは子育てをしている家庭の安心感につながるのだと考えています。

ですから、直接的な部分がないとしても、そういった地域で機運を醸成できないかといったことについては、アンケートをするまでもなく、しっかりと子育て支援の部分でそれぞれの地区でお取り組みいただけるように働きかけていく部分だと思いますので、その辺はアンケートの内容に入るかは、ちょっとこの後検討しないといけませんけれども、まずは子育て支援策としてそういう機運を醸成するということは大切だと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 やはり子育てをしていて思うのが、世代間によって子育ての認識の違いというのはやはり結構大きいです。

先ほど御答弁いただいた中には、これから出会いから結婚、子育てに至るまでのより広い範囲でということでしたけれども、やはり子育てに対しても認識も違えば、結婚観も違えば、出会いに関しての価値観が違うという中で、地域全体で同じ方向性を向く上では同

じ認識が必要だと思っています。

ですから、これまでの価値観とこれからの価値観というのも変わってきているんだよというのも町全体の計画としても見出していくことが、全体の共通認識をつくるのに必要なかと思うのですが、そういった世代間のギャップみたいな、これまでとこれからの価値観の違いみたいなのも見える化していただきたいのですけれども、そういった部分についてはいかがですか。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 いろいろな情報検索していますと、その中には 30 年前の子育て、そして今の子育て、大切にする部分、絶対変えてはならない部分は当然ありますが、もう昔はそう思っていたけれど、今の常識ではそうではないですというのが比較対照されたような情報があります。そういうのを見ていると、なるほどなというふうにすごく感心するところがありますので、そういった部分はアンケートというよりは、やはり繰り返しになりますが、こちらでそういう情報を持っているとすれば、それを広くお知らせしていく、しかも、どこかに掲示したから見てねではなくて、プッシュ型の情報ですね、ここに用意したから、待ち受けていて見てねではなくて、こちらから例えば SNS 等でつながっているとすれば送りつけて、見てねというふうにやるような作業、こども園については、そういった情報伝達のシステムを構築してありますので、もう進めているわけですが、そういったことで広く周知を図っていくのが一つの方法かと思っておりますので御理解をいただきたいと思っています。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 はい、承知しました。

そうしましたら、やはり先ほど私がお尋ねしましたけれども、地域の皆さんの意識、地域で子育てをするための意識であったり、あとはその世代間ギャップみたいなのも今までは対象として子育て世代に送っていたものを、より広い範囲でもプッシュ型で送っていくという認識で、今後やられていくということですのでよろしいですね。

はい、承知しました。

あと、今後計画策定に当たって、やはり守備範囲が広がっていくということは、福祉介護課以外の部署等でも関わりが出てくる案件もあると思っています。

例えば、以前も質問しましたが、職場環境という話でしたら商工観光だったりもしますし、学校でといたら学校関係の部局が関係していきますけれども、そういった体制的な強化というか整備というのも、今後の計画策定される中で、話し合われていくような内容になるのでしょうか、その点についてもお尋ねします。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

現在、結婚そして子育て支援を含む少子化対策につきましては、福祉介護課が中心になっておりますけれども、全庁横断的な取組が必要ということで、事業連携推進会議を組織しまして、関係課で連携を図りながら進めておりますので、体制は現状強化をしているということでありますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人　やはり、昨今の議会でもかなり多くの議員の人たちからも話を出されていますけれども、やはり今、子供がかなり減っていると、また子供を持つ家庭もかなり厳しい状態にあるということでありますので、これは子育ての分野のみならず、本当に全ての分野横断的に取り組んでいただきたいものだなというふうに思います。

質問を変えまして、ファミリーサポートセンターについての再質問をさせていただきますが、先ほど庁内で組織するに当たって、課題があるのだということでありましたが、例えば、他の自治体を見てみると本町でいうこども園とか保育関係を受け持っている社会福祉協議会等の団体が、このようなファミリーサポートセンターのような事業も延長というか、受けていたりもするんですけども、町内にある既存の団体がそういった支援事業を行うというものに関しては、町としてはどのように考えていますか。町独自というよりは、今ある団体の延長線でやっていただくというようなことについてはいかがですか。

○議長　船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長　お答えいたします。社会福祉法人について委託、近隣町村の実施の体制を見ますと、やはり圧倒的にNPO法人等への委託が多いかと思っているところですが、本町にはしっかりとした、まずボランティア活動サポートセンターがございます。ここの活用も一つの方法なのかと。考え方としてはボランティアをしたいと思う会員の方がいて、それを求める会員と表現します、会員がいて、それをマッチングさせるということです、今現在行っている活動と大きくは変わらないので、そういったことも踏まえてそういった視点でも考えていけるのかと。

もう一点なのですが、今ほど議員のお話の中にも出ましたが、既存の組織を見直して評価し直すことによって、ニーズに応えられないのかというお話がありました。ファミリーサポートセンターのいろいろなニーズがありますけれども、答弁申し上げましたこども園の送り迎え、あるいは急用時の子供の預かりとするならば、例えばなのですが、こども園の開所時間の延長、あるいは開所日の増加、そういったものでも、実施には体制強化が必要ですが、十分対応が可能ではないかというようなことも考えられます。

なぜそういったことが考えられるのかという点ですが、やはりこども園にいたお子さんを保護者に代わってファミリーサポートセンターの会員がお迎えに行く、保護者の方が帰ってくるまでおうちで預かっていてお渡しするということは、そのボランティアの方にお子さんの、本当に言い方ちょっと申し訳ないですけど、命を預けるということだと思います。親御さんが、命を預けるほうがそのボランティアということでもいいのか、そういった点も十分に考えて、ファミリーサポートセンターについては、運営の方法といった部分を十分慎重に考えていかないと、事故が起きてからではしょうがありませんので、その辺慎重に考えていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長　1番、荒海正人君。

○荒海正人　課長がおっしゃるとおり、本当に子供一人を預けるにしても、やはり命を預かるということです、そこはないがしろにはいけない部分なのは大前提だと思います。

ただ、やはり一つの見方として、それを望むというか、今子育てをされていて、自助だっ

たりで子育てをしているわけですが、そこで手いっぱいというか、あっふあっふになっちゃっている状況もあるという中で、やはりそういったその受け皿というものも今後必要なのではないかと、特に公助というよりかは、やはり共助の部分で地域の中でそういった受け皿があると一番理想だというふうに思っています。

先ほど、NPO等がほかの自治体では運営主体となっているということでありました。NPO、やはり地域の中でのある種拠点になっている部分があると思いますので、うちの町でもそういう部分が出てきてもらいたいなということで、ファミリーサポートセンターの設置についてお尋ねしたところであります

先ほど課長の答弁の中で、町のボランティアセンターとの連携も考えられるということでありましたが、その点についてちょっと私のほうから、ぜひ御提案したい内容がありまして、先ほど一番初めの産後ケアの話を御答弁いただきましたが、それにつながる話でもあるのですけれども、例えば産後ヘルパーという仕組みがありまして、近隣の市町村でもやっているところがあるのですけれども、やはりお産をした後のお母さんや家庭の状況というのは、かなりバタバタと大変な状況であります。本町でも介護の場面では、ヘルパーに来てもらって介助をしてもらったりするわけですが、産後の段階でも同じようなヘルパー制度というものがありまして、そういったものも活用しながら、これを行う人は特別の研修も行ってやるわけで、先ほど言っていた命を預かるという部分についても認識を持っている方だと思います。

ですから、そういったしっかりとした体制を組めればこういった制度というようなものも活用できるのではないかなと思うのですが、この点提案したいと思いますけれども、町としてはどのようにお考えになりますか。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 産後ヘルパー制度についてであります。議員おただしのお話なのですが、子育ての過程が我慢我慢してやっていって、もう本当にいっぱいいっぱいというふうになった状態のことを想定されていると思うのですが、町といたしましては、家庭がそういうふうにならないように、例えばなのですけれども、赤ちゃんの全戸訪問というのをやっております。必ず生まれた赤ちゃんのいらっしゃるおうちには保健師が5か月までの間に必ず訪問をさせていただいて、家庭の状況も含め、赤ちゃんの状況も含め、確認をし、その後支援が必要だというように専門職の判断でなった場合には、そこにはそれとなく支援をしていくような体制が整っております。

ただ、産後ヘルパーではありませんけれども、例えば近隣市町村ではホームスタートという取組をしております。ただ、これは産後間もないお母さんの大変なところ、あるいは孤独なところを経験を持ったお母さんが話し相手だったり、ちょっとしたお手伝いだったりということで、行ってお母さんの精神的あるいは肉体的な疲労を軽減させるというような取組であります。産後ヘルパーについては、完全にお母さんが育児から離れて、恐らくその産後ヘルパーが完全に面倒を見るというような状況であると思いますので、先ほどの私が答弁したとおりでありますけれども、その点については慎重に実施の体制を組めるのか、あるいは実施するべきなのか、そういった部分も含めて慎重に検討をしていきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 今御提案させていただいた産後ヘルパーに関しては、やはり本当に体制を整えないとスタートしきれない事業でもあると思いますので承知しました。

あわせて先ほど課長の答弁の中にもホームスタートという事業があるということでありましたが、これもまた私も提案をさせていただきたいなと思っていたところで、ホームスタート、これも近隣の自治体で実施されているところはかなりありますけれども、家庭訪問型子育て支援ボランティアというものでありまして、未就学児が一人でもいる家庭に、研修を受けた子育て経験者が行くと、先ほど課長のお話の中で、地域のお母さんたちの中でも助け合いをしながらやってもらったりもする制度なのだといいことで言っていたかもしれませんが、まるっきりお願いするとなると、やはりかなりの体制をつくらなくてはいけないですけれども、今言われたとおりホームスタートであれば、親も関わりながら、本当に細かなところをアドバイスいただいたり、お手伝いをしてもらえるというところで、これに関してはうちの町では、まだこうしたホームスタートという事業は始まっていませんけれども、こうした細かいというか、ささいなことでも相談に乗れるような体制だったり、手を差し伸べられる体制があればいいのではないかと思います。産後ヘルパーと同じようにホームスタートの事業をうちの町でも検討してもいいのではないかと思います。先ほど答弁の中でも触れていただきましたけれども、導入について町としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 事業の実施についてであります。その点については繰り返しの話になりますけれども、慎重に判断をさせていただきたいと考えております。

また前の答弁に戻るかもしれませんが、今行っている事業を再評価することによって、今のニーズに対応することはできないかという視点で考えた場合、先ほど申し上げましたとおり、待ち構えている子育て支援では多分対応できないわけなのですけれども、こちらからサービスをお届けするアウトリーチ型という、アウトリーチ型と訪問型の違いは、訪問型は相手方の承諾を得て、アウトリーチ型は承諾が得られなくても必要だと思われる家庭には赴くというような違いがあるとされておりますので、そのアウトリーチ型の子育て支援をすることによって、そういういっぱいにならないような、議員の質問の中にあつたとおり、ゆとりを持った子育てにできるような環境は、そういうアウトリーチ型の支援を構築することによって、叶えられるのかもしれませんがそういった部分も含めて、慎重に判断をしていきたいと考えております。

ちなみにそのアウトリーチ型の対応については、現行の運営体制を見直して強化すれば、取り組めるようなものがありますので、そういったところも含めて考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 アウトリーチ型のサービスということで御答弁いただきましたけれども、やはり今西会津のみならず、本当に全国各地で子育て支援というものの体制が強化されていると、ただその中でよく言われているのは、よく相談する場所があっても、その先一步踏み込んだところで気配りしてくれる目や手を差し伸べているというところが、もっと一歩

ずつ進んでほしいということがよく言われているところでもあります。

ですから、今まで子育て支援センターはじめ各所でそういった部分が西会津町では制度としてなくても、地域の意識としてやってきてもらっている部分もあると思いますので、そういった部分も今後計画を策定される中ではリサーチをしながら、現時点での状況を把握しながら、実際に政策としても打っていただきたいなというふうに思います。

子育て支援については以上です。

次に、空き家対策についてお尋ねします。

連携協定が結ばれたということで、これからの空き家に対する動きというものがより活発になっていくのだらうなというふうに期待しているところであります。

今回、今年度におきまして空き家所有者に対しての今後空き家をどうするのかという意向調査も町で行われるということでありましたけれども、こういった情報等についても、今後連携協定の中で共有されていくというものになるのでしょうか、この点についてお尋ねします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 令和4年度空き家実態アンケート調査についての御質問でございますので、町民税務課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この空き家実態アンケート調査につきましては、令和元年度に西会津町空き家等対策計画を策定する際に行いました実態調査から時間が経過しておりますので、現在、空き家がこういった状態で管理されているのかといったところを調査するために実施したところでございます。

現在、その回答が集まってまいりまして、それを今、現地調査、また調査結果をデータベース化するための作業をしているところでございまして、それが終わり次第、このアンケート調査をもとに様々な空き家対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

その中で、議員がお話されたこの包括連携協定の中の協定に基づいた町と協定先の連携については、情報共有ができる範囲で行うとともに、また町で収集したその情報をさらに包括連携を結んだ事業者と連携できるようなことで、対象調査を行った対象者と情報共有しながら、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ということは、今後情報共有も視野に入れながら進めていくということでしょうか。いいですね。はい、承知しました。

その中で個人情報の扱いもやっぱり昨今厳しくなっていますけれども、そういった個人情報についてもある程度見ていただきながら進めていくということでしょうか。確認をお願いします。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長 空き家実態アンケート調査で町が入手しました個人情報についての取り扱いについて御答弁申し上げたいと思います。

この空き家アンケート調査については先ほど申し上げました目的で実施したところでございまして、調査の内容については、調査の回答いただいた方から、他業務についての利

用について承諾を得ているものではございません。ただ、アンケートの調査項目の中で空き家に対する利活用について様々な希望をしていらっしゃる方がおりますので、そういった空き家バンクですとか、あと宅地建物取引業者への登録、また紹介などといった希望をされているアンケート回答された方もいらっしゃいますので、そういった方々に調査を行った町民税務課のほうから情報を提供いたしまして、そこからさらに踏み込んだ連携ができるかどうか、回答者の方の承諾を得てから情報共有を図っていきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 この空き家問題で一番好ましくないと思っているのは、空き家を使う方は多分使っていただいたほうがいいわけですよ。一方で、近くに住んでなかったりして、浮いているとか何も活用されていないというような物件が一番好ましくない状態だと思っていて、その状態で壊すなり、使うなり、地域の人たちに提供するなり、様々意向はあると思いますけれども、そういった意向がある方に対しては、やはり今後対応していかなくتهはいけない部分だなと思っていましたので、今ほどの御答弁の中でそういった部分に関しては、一つ突っ込んだ形で共有できるような方策をとっていただけるということで、ぜひその流れでやっていただきたいというふうに思います。

そういった情報も今後共有されるのであれば、町で空き家に関して空き家バンク等も行われていますけれども、そういった業務というのはおおむね町の職員か移住定住の相談員が下準備をして、実際にその対象となった物件に関しては空き家バンクに載せるというところを町の業務として行っているわけですが、町の業務の一部もそういった連携協定の中に組み込みながら、専門的な知見や見方も取り入れながら、調査をしていくとより活用できるような物件が増えるのではないかというふうに考えるわけですが、体制として今後移住定住や空き家調査の中に連携協定の中で、どんどん業者の皆さん、団体の皆さんが組み込まれていく、巻き込んでいけるような体制は考えられるかどうかについては、どのようにお考えですか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問でございますけれども、協定に基づく具体的な取組やその実施の方法につきましては、協定を締結した後に、相手方の団体のほうから具体的な提案があるというふうに聞いておりますので、近日中にその打ち合わせをする予定でございまして、その内容を踏まえて判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 今後の話し合いの中で対応するということでありましたが、町としてもやはり専門的な知見を持っている方と一緒に事業を行えるような環境にいます中で、ぜひとも提案していただきたいと思います。が、課長としてはどのようにお考えですか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問でございまして、まずお互いがどのような取組ができるのかということをしつかりと共有した上で判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人　　ぜひとも知見を生かしながら、そういった団体等のネットワーク等も生かしながら、これからの町の空き家対策に臨んでいただきたいというふうに思います。

今後の話し合いの中でということで、全てそのように御答弁されるとこの後も話を展開しにくいなと思っているわけですが、今年度から町が始めました空き家利活用事業の中での町の空き家物件を借り受けて、それを改修して、移住者であったり、若者に貸し出すといった事業が町で始まりました。

これがさらに1件2件と増えていけば、地域の空き家も町主導で解消されて、またより地域に近い形で移住定住だったり、地域の交流人口・関係人口も増やせるのではないかと考えていて、こういった事業等もぜひ同団体の方からのアドバイスだったり提案をいただきたいと思っていますが、今現行の事業あるものに対しての関係というのも今後持っていただきたいと思いますが、その点についてはいかがお考えですか。

○議長　　岩渕商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

町で取り組んでいる事業へも専門的なアドバイスをもらったらどうかというような御質問かと思いますが、町が取り組んでいる事業についても、必要な部分については、団体のその専門的な知見、アドバイス等を頂戴できるように、必要な部分については情報共有しながら取り組んでまいりたいという考えでございます。

○議長　　1番、荒海正人君。

○荒海正人　　町でこれから空き家を解消するに当たって、やはり専門的な知見というものは必要になってきます。そういったパートナーが今回できたということで、さらにそういった方たちの力を活用しながら、今後空き家対策に臨んでいただければというふうに思います。以上で本日の質問を終わります。

○議長　　暫時休議します。再開は午後1時とします。（12時00分）

○議長　　再開します。（13時00分）

午前中に引き続き、一般質問を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　　皆さん、こんにちは。4番、秦貞継です。

本日は事前の通告に沿って順次質問いたします。

質問事項は、障がい者福祉についてであります。

障害のない方と障がい者が互いに寄り添い、共存しながら社会を支えていくことは大変重要と考えます。障害者が将来にわたって安心して西会津町で暮らせるよう、以下の点について伺います。

一つ目として、町内で障害を持つ方々の人数や生活状況の現状は。

二つ目として、障害を持つ方々が町内で安心して暮らしていける取組は。

三つ目として、障がい者が自立できるように支える体制は。

四つ目として、障がい者及び障がい者を支える方々が相談できる体制はどのようになっているのか。

五つ目として、障害を持つ方々が安心して暮らし続けられる体制は整っているか。

以上であります。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 4番、秦貞継議員の障がい福祉についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の障害を持つ方の人数及び生活の現状についてであります。本町における身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の取得者は、令和5年6月1日現在で497人と把握しております。その生活状況といたしましては、最も新しいデータとして、令和2年度に障害者等各種計画策定に向けて行った65歳未満の対象者167人へのアンケートの確定結果によりますと、回答をいただいた95人のうち、家族と一緒に暮らしている方が56人、一人で暮らしている方が9人、福祉施設で暮らしている方が11人、そしてグループホームで暮らしている方が9人と把握しております。

また、就労状況につきましては、同じく95人のうち23人が会社勤めや自営業などの収入を得る仕事をしていると把握しております。

なおこれとは別に、西会津町授産場において、就労支援を受けている方が令和5年4月1日現在、登録者数で27名おります。

次に2点目の障害を持つ方々が町内で安心して暮らしていける取組についてであります。町では障害のある方とその御家族が住み慣れた地域で暮らしていけるように、福祉、保健、医療の各関係機関が連携し、その支援に当たっております。具体的には、障害のある方がその特性に応じた適切な福祉サービスが受けられるように、町担当職員や保健師、相談支援専門員などが本人の生活状況や希望を聞き取り、連携を図りながら、一人一人に合ったサービスの調整と提供に努めているところです。その内容といたしましては、在宅での生活を支援する居宅介護、屋外での移動が困難な方を支援する同行援護、身体機能の維持や向上、また創作活動などの生きがいつくりの場を提供する生活介護、地域で生活する居住の場となるグループホーム、そして家族など支援者の介護負担を軽減するための短期入所などがあります。

また、国や県の制度に基づく各種費用の助成や手当の申請支援のほか、権利擁護の体制づくりに取り組んでいるところです。さらに、障害の発生を未然に防ぐための取組といたしまして、生活習慣病の予防や心の健康維持など、保健・医療・福祉の連携による心身の健康づくりの推進に取り組んでいます。

次に3点目の障がい者の自立を支える体制についてであります。障害のある方が就労により社会に参加することは、経済的な自立だけでなく、生きがいや、本人の自己実現にもつながることから、町では関係機関と連携し、就労や社会参加に向けた支援を行っております。

具体的には、就労に必要な知識や能力の習得を目的とした就労継続支援などの福祉サービスの提供や、町内で就労支援を行う西会津町授産場への事業補助、また、就業面や生活面の相談支援を行う障害者就業生活支援センターと連携し、本人の希望する働き方が実現できるように支援を行っております。

なお、障害者雇用促進法では、従業員が一定数43.5人以上の事業主には、障がい者の法定雇用率、民間企業で2.3%以上の雇用が義務づけられておりますが、現在、市町村単位での民間企業の状況については公表されておられませんので御理解願います。

次に、4点目の相談支援体制についてであります。町では相談窓口を福祉介護課内に

設けているほか、相談支援業務全般を社会福祉法人西会津福祉会の障害相談事業所西会津に委託し、障害のある方や御家族などが安心して相談できる体制を整えております。障害相談事業所西会津では、各種制度の情報提供やサービスの利用支援、また本人の社会生活力を高めるための支援や権利擁護などの支援を行っており、解決すべき課題が生じた場合には、関係機関と連携し解決に努めております。

次に、5点目の障害を持つ方が安心して暮らし続けられる体制の整備についてですが、2点目の御質問でお答えしましたとおり、町では障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように各種サービスの提供や就労支援、経済的支援のほか、権利擁護などに取り組んでおり、今後につきましては、障害福祉制度について周知徹底を図るとともに、引き続き関係機関と緊密に連携を図りながら、障害のある方が就労を含め、社会の一員として活躍できる地域の実現に向け取り組んでまいりますので御理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは通告の内容に従って、順次再質問していきたいと思います。

まず、障がい者の人数等生活状況の内容に関しては、先ほど答弁で分かったのですけれども、障がい者の人口の推移というのですか、町自体は少子高齢化が進んで人口は減少していると思うのですが、障害者の人口の推移の見通しというのはどのようなものかお示してください。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えします。身体障害者手帳と療育手帳につきましては、やはり人口減に伴いまして所持者も減少傾向にあるということを確認しております。

しかし、精神障害者保健福祉手帳につきましては、近年、所持者が増加傾向にあると捉えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。

重要なポイントなのですけれども、精神障がい者の数が今後増える見込みだということまで理解して、今のところですね、現段階では増えるという傾向があるということは理解いたしました。

またその障害を抱える方々の悩みや困り事というのでしょうか、そういったものを情報として町側は把握する機会があるのかどうか、また情報収集しているのかどうかも、まず伺いたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。直近のアンケート等で把握した機会は答弁で申し上げましたとおり、令和2年度のアンケートで広く把握をさせていただいております。その際の回答の内容としては、やはり健康面や経済面、あるいは支援者・家族が高齢化しているので、家族がいなくなった場合どうなるだろうというような不安、そういったものが多い傾向にあります。

また、現在それでは困りごとを把握していないのかということになりますが、障がい相談事業所西会津において、令和4年度の実績ですけれども、相談件数が1,181件ございました。それが一人1相談ではありませんので、複数の相談を年間を通してされている方も

いらっしゃいますので、ただ 1,181 件のご相談に対して対応をさせていただいているというようなことを把握しております。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 詳細にわたって調査されてることは理解しました。やはり、障害を持つ方々に寄り添うというのはそういうことだと思います。声を聞くということだと思うので、引き続き調査を進めていっていただきたいと思います。

2 番目の質問に移りますが、障害を持つ方々が安心して暮らしていける取組ということなのですけれども、まず最初に町長にお伺いしたいと思うのですけれども、町が考える障がい者との共存だと思ってるのですが、理想像というものが、もしあるのであれば、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 先ほど、荒海議員の答弁でも申し上げたことと関係するのですけれども、障害のあるなしに関わらず、みんなが同じところに住んでいる人たちを気にかけてながら、生活していくという部分が一番大切なのかな。それによって安心感を得るとというのが一番大切なところだと感じておりますが、もう一点、やはり障害のある方につきましても可能な限り自分の能力を発揮してそれを就労の場とは限りませんが、人の何か役に立つようなところで発揮できるのが一番よい社会なのかと考えております。

人間の本質についてですけれども、よく言われているのが、人は誰かのために役に立ちたいと思って生きている。役に立っていることを感じると喜び、満足、自己実現というような感情が生きがいにつながっていくのだと言われておりますので、そういったところを考えれば十分に持っている力を発揮して、それは就労とは限りませんが、社会に貢献できるような地域になればいいかと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 言おうかと思っているようなことを全て言っていただいたようなすばらしい答弁で、全く私もそのとおりに思っております。もう返す言葉がないぐらいなのですけれども、全く私もそうだと思うのです。

やっぱり、障害を持つ方々を守ることももちろんですけれども、本人たちの生きがいということも、我々障害のない方々もやっぱり一緒になって考えて、私今回の質問に関していろいろなネット等の情報を調べて、障がい者雇用を実現して、企業の収益を伸ばして、実績を伸ばしている企業と見ているのですけれども、我々より遥かにすばらしい能力を持った方々がいっぱいいらっしゃって、何というのでしょうか、障害もあるかもしれないけれどもそうじゃない部分に関しては、障害のない方々に比べて能力があると、そこを引き伸ばして、たしか、ゲームのグラフィックデザイナーか何かだったと思いますけど、あの会社か何かで、名前を忘れてしまったのですけれども、そういったところですごく今、課長がおっしゃったような生きがいを見つけてあげて、それを社会に貢献する形でお仕事していただける。今課長がおっしゃったとおり、うちの町も大きな方向性としてはそういうものを目指さなくてはいけない。ただ、障害を抱える方々を支える方々の負担や、大変な部分もありますので、そこら辺に関してはデリケートな部分ですから、なかなか時間を

かけて、ゆっくり前へ進むことが私は大事だと思いますので、今言ったその方向性、いつまでも見失わないで、課長頑張ってくださいというエールを送りまして、次の質問に移りたいと思いますけれども、そういったその障害の方々の方が働ける場所に関しては公開されてないという今答弁だったのですけれども、ネットで厚生労働省のホームページ等にも書いてあったのですけれども、あの障害者雇用調整金という制度もありますけれども、ある一定の就労率を達成してない企業に関しては公表するというふうな何かホームページに載っていたような気がするのですけれども、現段階では公開されてないということですか、そこを確認いたします。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。議員が今おっしゃいました制度、納付金制度というふうに言うわけなのですが、法定雇用率を守れていない、満たせていない人数に対して、月額5万円。それに対して一方で、法定雇用率を満たしている企業に対して、その満たしている人数、一人2万7,000円交付される制度だと思っておりますが、これについては常時雇用の労働者が100人以上の企業に限られておりますので、町内ではそういった企業がないのか、あるのか、そこも公表されていませんので、分からないのですけれども、制度としては常時雇用の労働者が100人以上いる企業に対して義務づけられている制度でありますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 違う課に飛び火してしまうかもしれませんが、商工観光課さんですかね。ちなみにうちの西会津町でその100人を超える雇用を抱えている企業というのは、その障がい者雇用に関してなののですけれども、実態というのは把握しているのでしょうか、確認のためお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたしますが、現在確認はしてございません。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、その障がい者雇用納付金制度に関して、うちの町に関してはその状況が把握できてないということですので、これ大事なことは、やはり企業側にもやっぱりその障がい者雇用に対する理解を深めていただいて、少しでもその障害を持つ方々が、あの活躍できる場が、多分これだけ西会津でもいろいろな企業が点在してますので、そういった方々に理解を深めていただくということは重要だと思うのですけれども、そういった取組というのは今まで行ってきたのでしょうか。確認のためお伺いいたします。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。個々の企業に対して、個別に障がい者雇用についてPRをしたり、周知を図ったりということは、これまではしてきませんでした。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 多分、企業側もこういった納付金制度に関しては勉強されていると思いますが、納付金のお金の面の話だけではなくて、そういった障がい者の方々が持つ能力を生かすという意味でも、非常に情報発信というのは重要だと思いますので、ぜひ今後ともそういった方向性、企業側への情報発信等も御検討していただきたいと思います。これに関しては、

今始まったばかりですので、順次検討しながら前へ進めていただきたいと思います。

3 番目の質問に移りますけれども、自立できるように支える体制ということなのですから、うちの町には西会津町授産場という雇用契約を結ばずに生産活動などの就労訓練を行うことができる事業所がありますが、ここの事業所の重要性に関して、町はどのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。授産場のことに関する御質問であります。授産場については就労支援B型といって、議員おっしゃるとおり一般の企業ではなかなか就労が難しい方の中でA型とB型があるわけなのですが、就労契約を結ばないで労働する形態のものが就労支援B型と申します。これにつきましては障害のある方には、その日の体調だったり、気分によって就労できる時間が限られたりする傾向が強くなりますので、そういったことをかなえる上で町の中に唯一ある事業所でございますので、大変重要な施設だと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 今課長の答弁にあったとおり、自立に向けたステップとして非常に重要な施設です。これは調べてきたのですが、昭和 22 年に授産場を発足されたんですね。今日は時間がないのであまり言いませんけれど、非常に歴史のある古い昔からそういった身体に、その当時は戦後であったこともありまして、いろいろな障害を持つ方々を助けたいという一心で築いた非常にすばらしい施設だと私は思いますけれども、その利用者数というのが、私が聞いたところによると少し減少傾向にあるというふうに聞いてるのですが、その事実確認をまずお伺いしたいと思います。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。先ほど答弁いたしましたとおり今年の 4 月 1 日現在 27 名の登録者がおります。定員としては 30 名であります。ただ平均的に通ってくる利用者の数で言いますと、20 人前後だということを聞いておりますので、そういう状況であります。

失礼しました。傾向としましては、やはり利用者の高齢化だったり、あるいは障害の度合いの重症化だったりということで利用できなくなっている傾向が出ているということでもありますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 授産場というのは、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で支えている、全部ではなく本人たちが働いていることも相まって、支えている重要な収入源の内訳としてはそういう内容だと思うのですが、そこに関してやはり先ほど来申し上げており、本人が自立して一歩歩み出すためには非常に重要な施設であるにもかかわらず、なかなか高齢化やそういった体調面での利用者数が減っているということは、あまり人が減っていったら利用者が減ってしまうと、存続自体も難しくなってくるという考えでよろしいでしょうか。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 現在の就労支援B型ということでは、やはり今の状況が続くのかと思い

ますが、機能訓練とか、そういった障がい者福祉施策の別のメニューを加えたりすることによって、また就労は希望しないけれども1日そこで活動をしながらか過ごしたいといううな方についてのサービス提供という部分も考えられますが、ただし、そうした場合に障害の種類だったり、あるいは重症度だったり、そういった違いのある方が多く集まってくる可能性がありますので、そうすると施設の体制整備なども必要と考えられますので、そういったところは今後の推移を見ながら慎重に判断をしていきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 最初の課長の答弁にありましてとおり身体的な障害に関しては今後減少傾向ということですが、先ほど精神的な障害に関しては増加傾向にあるというお話を考えると、やはり授産所に関しても、今課長がおっしゃったとおりだと思うのです。やはり授産場が建ったのが50年ですね。昭和54年に建て替えをした施設だと思いますけれども、やはり現代のそういった障がい者の増加傾向、人数の割合に関して今検討すべき時期が来ているのではないかと思います。

運営自体は授産場のほうで行っておりますが、そういったものを町側も相談しながら、話し合いながら、なるべく多くの方がその施設を利用することで、先ほど課長がおっしゃった、社会復帰、社会への貢献ができるような環境を守るためにも重要な点だと思いますので、ぜひ今後とも今課長がおっしゃったとおりだと思います。今後についてよく慎重に検討していただきたいと思います。

あとその次なのですけれども、障がい者を支える方々が相談できる場所ということだったのですけれども、今1,181件という。同じ方が複数相談件数も含めてということだったのですけれども、この数字の多さにも少しびっくりしました。それだけ不安を抱えているのだなというふうに思いましたけれども、相談内容に関しては答えられませんという議長のお示しがありましたのでやめますけれども、その障害を抱える方の家族の方に何人かお話を聞いたのです。そのときに言われたのが、親亡き後を生きていくことを考えると非常に不安だというお話を聞きました。そういった親亡き後を支えるような体制というのは、町として具体的に取組等があったらお示してください。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。親亡き後の障害をお持ちの方の地域での生活を支える上で重要になるのが、それぞれの担当する部署・機関が連携を図りながら、その障害を持っている方々が地域で自立して、もしくは施設等を利用しながら、グループホーム等も利用して生活していけるような体制を整備するのが重要だと考えております。現在町では、地域生活支援拠点等の整備というものに取り組んでいる最中でありまして、まだ整備は完了はしておりませんが、これはそれぞれの今ほど申し上げました期間が連携を強化し、その連携を強化するためにコーディネーター等を配置して、うまく回していくような体制なんですけれども、そういったものの構築をこの後しっかりと進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 連携は非常に課長おっしゃるとおり大事だと思います。その連携の中で非常に大事なのが情報共有だと思います。こういった先ほど質問ではできませんでしたが、

どういう悩みを抱えているのかとか、個々にあった個の何ていうのですか、悩み、相談、不安、個々に対応する。それも、今課長がおっしゃった連携という組織があるのであれば、その情報共有、同じ情報を持って同じ方向性を見て、各組織が助け合う、これが非常に重要だと思いますので、その情報共有に関してもこれから連携構築をしていくということだったのですけれども、なかなかその個人情報保護の観点から難しいところもあると思いますが、そこら辺も踏まえた検討をぜひお願いしたいなと思いますので、くれぐれもその周り、障がい者を抱える方々の御意向に沿った形、一歩前に出てもらった方がいいのは分かるのですけれども、あんまりゴリゴリいってしまうと、相手の方も苦しいと思いますので、その寄り添う姿勢というのでもぜひ検討していただきたいと思います。

後、この町側の相談件数が、先ほど 1,181 件ということだったのですけれども、これは多分ですけど、福祉会にある障がい相談所の件数だと思うのですけれども、相談箇所というものはここだけじゃなくて町にもありましたけれど、町と障がい者相談所、福祉会の相談所、大体その 1,181 件のうちの相談件数の割合というものは大体どのぐらい、数字が具体的に答えられないのであれば、大体多い少ないでも構いませんので、お伺いいたします。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。町に基本的に相談というか、来られる機会というのは、大体福祉サービスだったり、そういったものを利用したいというような申請行為に来られることが圧倒的に多いです。なので、困ったことを相談するというような内容ですと圧倒的にとは言いませんが障がい相談事業所西会津のほうが多い。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 相談、電話ですか。相談の内容としては電話かそれとも例えばメールとか、今最近の今風であれば、メール相談とか LINE だとかそういったものありますけれども、電話内容のほうが多いんですか。少し具体的にその辺をお伺いしたいと思うんですけれど。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 相談の媒体ですけれども、少ないながらも来訪という、介護センターに障がい相談事業所西会津はありますので、そこに直接来訪して相談をするというケースもあると思いますけれども、やはり電話なりの相談が一番多いというふうに報告は受けております。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 ですよね。やっぱり直接お話しできるということで、電話だと思うんですが、町のホームページ、たしか障がい者、福祉課なんかで調べると、少し今、テーブルが狭くてパソコン広げられないんですけれど、たしかこういう補助がありますよとか、おっしゃるとおりで、そういった内容に関しては分かるのですけれども、例えば抱える不安だとか、そういったものというものは、役場には相談できないんですか、できることはできるんですか、お伺いしたいと思います。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。相談する相談先でありますけれども、当然役場のほうでも相談を受け付けられるわけなんですけれども、障がい相談支援事業所西会津には専

門の職員が4名おりますので、やはり相談の件数としてはそちらのほうが多いし、後その職員については訪問をしていろいろなことで携わっているのも、逆に相談しやすいというようなこともありますので、そちらのほうで相談しやすいような状況であります。また、精神障がい者に限定されるわけですが、にこにこ相談所というものも開設しております、そこで町の保健師が、御家族だったり障がい者御本人から相談を受けたりすることもあります。

以上でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。相談は役場だけに限らないと。ほかにもいろいろその障害に合わせた方々への相談体制ができていると理解しました。

気軽に相談できる場所が欲しいという声を聞いたのです。なのでお伺いしたのですが、体制はできていると。ただそういう声があったのも事実なので、それを少し後でこの一般質問が終わった後でも構いませんので、少し個人的にお話ししたいと思います。

とにかく、なかなか抱えているその障害を抱えている方々を支える方々の不安や心配事というのは本当に計り知れないものがあります。そこに関して相談、気軽に相談できる場所が欲しいというふうな意見があったことは申し上げておきますので、ぜひ今後の体制や内容に関しても、あのぜひ検討してください。電話での話が多いということだったんですけども、私が考える西会津とはたしかに顔と顔が近くて、お互いが見えて、知っている人間だから助け合える部分もありますが、知られたくない部分に関して知られてしまうという不安も、私多分あるのかなと思うのです。ですのでそこら辺も例えば今、匿名でメールやなんだろう、LINEやチャットみたいなものもありますので、そういった相談体制なんかも、今現代の、今西会津町DXを進めておりますが、デジタルDXを進めていますがそういったところにも、そういった今の現代の技術を注ぎ込む方向性もぜひ御検討いただければと思いますので、これは提案にして、お願いしたいと思います。

次なのです、ここからが大事なんですけど、障害を持つ方々と障害のない方々が共に暮らしていける、暮らし続けられる体制構築ということでお伺いしたいと思うんですけども。これは私、思うに、まず我々、障害のない方々が、やっぱりその障がい者に対する理解と、共有というのですか。その方々私はその障害という言い方も実はあまり好きではなくて、特性だと思うのですよ。その人はその人に我々ないものを持っていたり、彼らがないものを我々持っていたり、それを助け合って生きていくのが社会だと私は思っているのですが、そういう障がい者に対する町民からの理解ということは大事だと思うのです。ただ表に出ているだけではなくて、まずは本当に小さな階段を上がっていくように、町民の方々にゆっくり時間をかけて、知っていただくことが大事だと思うんですけど、これまでというものは、西会津町というものはそういった障がい者に対する理解を深めてもらうような取組というものをもしやっていたのであればお示してください。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。障がい福祉の理解という部分では、町として十分に周知が図れていたのかというと、十分ではなかったような状況であると認識しております。ただ、今すごくいい動きだなと感じているものが、授産場と芸術村が共同で芸術村を舞台

にファッションショーというか、そういった障害のある方が絵を描いたものを、芸術村に展示したりして、そういったことで健常者の方も見に来てくださいというような取組をしております。これにつきましては、障害を持っていらっしゃる方からのアプローチということで、すごくこれはいい取組だと考えておりまして、またそれと同時に、やはり町民の方にそういった障害のある方についての特性というか、そういったことを広く理解していただくいい機会かなと考えておりますので、これを契機に、町からも障がい福祉について町民の皆様理解がいただけるように、十分周知を図っていきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 そういう方向性も一理あると思います。ですけれども、それは障がい者の持っている能力的なものというのを見ていただく部分だと思いますが、何ていうのですか、そういう方々ばかりじゃないですよ。いろいろな、私も調べて分かりましたけれど、すごく広いです多岐にわたるんです。障がい者の区分というのは、そこに関して広く知ってもらうには、これは何ていうのですか、その一部の方々の芸術を、見てもらうことで理解してもらえるかという、私は全然少し違う方向じゃないのかなと思うところもある。それはそれでいい部分もあるんですけれども、もう少しなんていうのですか、基本的なものと言ったらおかしいですけれども、そういったものを順次、順番に広報誌等を含めながら、ゆっくり理解していただくと。事を急いでどんどん情報発信してしまっても、それを例えば今で言ったら、その芸術を提供する側だって普段の生活をしながらの、何て言うのか、情報提供というのですか、そのアートの提供になるかもしれませんが、そうじゃなく、なおかつその芸術村に行った人だけ見ればいいのかじゃなくて、広く皆さんに知っていただかなくてはいけないんです。それで、そういう意味を含めても、今後はうちには、幸いにしてケーブルテレビや広報誌、広報にしあいつ等もありますので、こういったところを通じて定期的に情報発信をして、これ、あるときどうとやって、終わってしまったら意味ないし。あるときだけ、すごく情報発信をして、しばらく間を空けたり、要はコンスタントにある程度定期的に情報発信を続けることが重要だと思うのです。そういったことを、まず私はそちらが重要だと思うので進めてみてはいかがかなと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。議員おっしゃるとおり、徐々に徐々に、ただ今がすごく授産場の取組がインパクトがあるときですので、これが一つのチャンスの機会にもなる可能性がありますので、これを契機に徐々に段階を踏んでこれまで十分ではなかったわけでありまして、段階を踏んで周知をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 おっしゃるとおり、徐々に進めてください。着実に一步步前に。広く、ある一定の人たちだけではなくて、広く皆さんの理解が必要だと思います。時間もかかります。諦めず続けていただきたいなと思います。また、先ほど課長のおっしゃるとおり、障がい者の生きがいとして、自分が社会に貢献できる場というものはやっぱり仕事の間だと思う

のです。その仕事の場を提供する。今先ほどの答弁をお聞きしましたが、町内では従業員数が 100 人以上になっているかどうか、企業の情報を把握はしてないということだったんですけれども、先ほど来町が申し上げているとおりの答弁のとおりだと思います。障がい者の方々が活躍できる場を今後、我々もやっぱり率先して考えなくてはいけないと思うのですが、まず西会津町役場の現状として、西会津町障がい者活躍推進計画、令和 2 年 3 月に策定されたもので、本庁における障がい雇用の状況です。西会津町役場は、令和元年 6 月 1 日現在の雇用率が 0.56 です。現在の実雇用率をお示してください。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 はいお答えいたします。障がい者の雇用率でございますが、現在は 0 %でございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。非常に難しいと思います、正直。ですけれども、たしか令和元年 6 月 1 日時点の目標。目標ではないな。法定雇用率ですか。少し待ってください。うん。数値目標ですね、令和元年 6 月 1 日で、令和 6 年 6 月 1 日まで、までの目標としては 2.5 %なのです。障がい者雇用に関しては。なので、今、なかなか大変な数字かもしれませんが、総務課長大変かもしれませんが、ぜひ、後もう 1 年切ってしまってますけれども、私だからといと無理無理、これを何とか 2.5 に、とにかくというものは違うと思うのです。やっぱり受け入れる側もそうですし、選択する側もやっぱり自由がありますし、向き不向きもあると思います。ですけれども、少しでもこの数値につなげていけるように、ぜひ町側には努力していただきたいなと。町側がそういう努力をしながら、地元の企業に訴えかけて、我々も頑張りますから一緒に皆さんやりましょうと。その障がい者の方々が活躍できればほんの少しでもいいから一歩ずつでいいから進めましょうというものを、町として、町が率先して、ぜひ進めていただきたいと思いますが、それに関して考えをお伺いしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 はい、お答えいたします。まず障がい者雇用に対する課題として挙げられる部分につきましては、先ほど来答弁されておりますが、まずはその障がい者雇用に対するまず理解の促進がまず第一段階なのかなと考えるところでございます。後、次の段階としたしましては、やはり受け入れ体制の整備ということで、どういう仕事をするのか、後仕事の内容です。または勤務体系、フルタイムなのか、短時間勤務なのか。また障害を持つ方々の、障害の程度によるという部分もございますので、その辺を総合的に考えながら、いわゆる法定雇用率を達成するとまではいかなくても、そういう努力はしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 令和 6 年 6 月 1 日は無理でも、7 年 8 年とまだ続きますので、ぜひ課長おっしゃったとおり、前向きに進めていただきたいと思います。

少し質問が戻ってしまいますけれども、先ほど相談できる場所ということで、機関としては、にこにこ相談所と福祉会の相談所があることは分かったんですけれども、また最初にあれですけれども、お聞きした精神障害の方々が相談できる場所というのは、先ほど

の相談場所です。よろしいですか。そこ伺います。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 障害の種別に関わらず、今ほど申し上げました障がい相談事業所西会津、役場の障がい担当部署、福祉介護課あと精神に特化するとすれば、にこにこ相談所。精神障がい者に限定するとすれば、にこにこ相談所。後、その障害をお持ちの方の年齢にもよりますが、子育て支援センターでも当然受付はできます。後、小学校にあります、オアシスでもそういう相談は受付られます。そこで受け付けた内容を検討しまして、それぞれ必要な関係機関と情報を共有させていただいて、対応をさせていただくというような体制をとっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 相談に関しては分かりました。

これもう一つ言われたのが、障がい者の方々が働く際に伴走して、要は時々、仕事辞めなくなったとか、仕事場でうまくいかない人間関係がうまくいかない、仕事がうまくいかないというときに、伴走して相談するような環境が重要だということで、そういう意味でソーシャルワーカーが必要だというような話を、ある方から言われたんです。そういったものは、西会津にはたしかなかったと私は認識しているんです。少し時間がないので、その辺もこれから人材育成も含めて、特に先ほど言った、今後増えると思われる障がい者に対してのソーシャルワーカーの育成等もぜひ前向きに町側には取り組んでいただきたいと思います。

後、最後というか、企業誘致に係る商工観光課さんには聞きませんが、やっぱり先ほど言ったように、様々な仕事があれば、障がい者の方々が活躍する場も広がるので、ぜひそういった方向も含めた企業誘致。例えば、今うちの町が空き家があるので空き家対策のための企業誘致とか、そういったもののいろいろやっているんですけれども、こういったものに目を向けることも重要だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。あの最後になります。一言申し上げて終わりますけれども、とにかく、この町民が、この町西会津町の町民の皆さんがそれぞれ特性があって、それぞれの特徴があって、その方々がこの町は共存して生きているんだと思います。今質問で申し上げました障がい者福祉に関しては、なかなか日の当たらない部分だったと私は思っておりました。そこに関してこれから、先ほど来課長の答弁にもありましたとおり、少しでも時間はかかっても、いくらでもかかっているわけではありませんが、しっかりと着実に一歩ずつ理解を深めていただき、全町民が、お互いに助け合って、同じ方向、未来の明るい西会津を目指せるようにぜひ町には頑張っていただきたいと思います。そのお願いを申し上げまして、私の一般質問は終了させていただきます。

以上です。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さんこんにちは。9番、多賀剛でございます。

今定例会に2件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。なお、先ほどの同僚議員の質問と一部重複するものもありますが、私なりにお尋ねしたいこともありますので、通告とおり質問させていただきますので、御了承

いただきたいと思います。

まず初めに、教育行政について教育長の所信を伺うものであります。過疎化、少子高齢化が急激に進む中、教育を取り巻く環境は、さらに厳しさを増しております。社会や経済のグローバル化、AI、人工知能の進化、PTAの在り方、部活動の地域移行、教職員の働き方改革等々、今まで以上に取り組まなければならない課題も数多くあります。こういった時代だからこそ、今、何が重要なのか、改めて見つめ直すことが必要であると考えます。不易流行の言葉のとおり、いつまでも変化しない、本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものを取り入れ、融合していくことも必要であると考えます。五十嵐教育長は、西会津中学校校長や、その後、本町学校教育アドバイザーも務められてまいりました。長きにわたり、本町の教育現場に携わり、これまで取り組んできた教育改革や精神的な取組については熟知されていると思われますが、今後、本町教育行政のトップに立ち、推進していくにあたり、自身のカラーを出していくことも必要であると考えます。その信念と教育行政の在り方について、教育長の所信を伺います。

次に、空き家対策についてお尋ねをいたします。年々増え続ける空き家問題に関しましては、これまで利活用や適正管理に関しまして、何回か質問をしてまいりました。今般、本町は東北では初めて、全国古民家再生協会と全国空き家アドバイザー協議会、西会津支部との包括連携協定を締結したところであります。行政におけるこれまでの取組に加え、民間の知見や活力を生かすことにより、今後の空き家対策に大きく弾みをつけたいところであります。今後、この包括連携協定を締結したことにより、どんなことが期待できるのでしょうか。

また、今年度からは、相続土地国庫帰属制度や、来年、令和6年からは、相続登記が義務化されるなど、新制度がスタートします。これらの新制度により、空き家対策について、今後どのような効果が期待できるのでしょうか。

これらに対応した周知方法や取組は今後どうしていくのかお伺いをいたします。

以上の2件を私の一般質問といたします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 9番、多賀剛議員の教育行政についての御質問にお答えいたします。3月議会定例会におきまして、教育長の承認をいただいた際の挨拶でも申し上げましたが、私はこれまで7年間、西会津中学校長、学校教育アドバイザーという立場で、本町の教育行政に関わらせていただきました。その間、江添前教育長が推し進めてまいられた不易と流行を教育基本とし、産官学民の知のリソースを活用した教育改革に携わらせていただいたことは、私の大きな財産であると考えているところであります。教育長就任にあたり、この教育改革の継承・発展が、私に課せられた使命であると考えているところであり、今後も不易と流行を基本に、産官学民連携教育プランの基本理念の下、コミュニティスクールとしての地域の教育力を生かした地域に開かれた学校づくり、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指したICTの積極的な活用、リーディングスキルテストを活用した、読解力の向上、幼保小の架け橋プログラムによるこども園、小中学校並びに家庭地域の連携教育カリキュラムの開発と実践、そして、西会津子ども研幾塾による人材育成、西会津かるたによる地域理解など、これまでの取組を継続し、発展させることで、子どもたちが育つ

学校、教育環境を構築してまいりたいと考えております。さらに、生涯学習においては、公民館講座の充実や、親しまれる町民図書館づくり、スポーツの振興を推進し、誰もが生涯学び続けることができ、かつ健康で充実した人生を送ることができる環境づくりを進めると共に、西会津の優れた歴史・文化等の保存・継承や芸術文化の振興にも努めてまいります。

次に、御質問の自分のカラーということにつきましては、教育長に就任し、まだ2ヶ月あまりで十分に出すことは、難しいところではありますが、今年度からの新たな取組として、情報技術の利用における適切で責任ある行動規範を学ぶ、デジタルシチズンシップ教育の充実に向け、小学校5年生において、学習アプリを導入した実証事業を開始いたしました。また、子どもたちの学びに向かう力、特に主体的に学習に取り組む態度は、自らの夢や目標を実現するために、生涯にわたって必要な力であると考え、発達段階に応じた実態の把握と育成を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、生涯学習分野でも新たな取組として、若者を対象とした塾を公民館講座として開設する予定であり、本町の次代を担う人材の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。一方、少子化や社会情勢の変化等に伴う様々な課題への対応につきましては、西会津の現状に即したものとなるように、教育現場や地域の声をしっかりと聞きながら、見通しを持って慎重に進めたいと考えております。そして、教育委員会自身の力を高めつつ、学校現場の力、地域の力を最大限に生かしてこれまで推進してきた教育改革をベースに、誰1人取り残さない教育、すなわち、児童生徒が主体的に自分自身や集団を高められる教育の実現を目指して、参りたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 9番、多賀剛議員の空き家対策についての御質問のうち、包括連携協定についての御質問にお答えします。町では、去る5月17日に一般社団法人全国古民家再生協会および一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会福島県西会津支部並びに西会津町との3者による空き家等に関する包括連携協定を締結したところであります。本協定の目的や、今後の取組につきましては、1番荒海正人議員の御質問に、町長がお答えしたとおりであります。町といたしましては、このたびの連携協定締結をきっかけに、官民が連携した様々な取組を行うことで、空き家の発生抑制および利活用がより一層図られ、将来にわたって持続可能な町づくりに向けて、さらに進んでいくことが期待できると考えております。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 9番、多賀剛議員の空き家対策についての御質問のうち、不動産の相続や登記に関する制度の周知方法などについてお答えいたします。国では、いわゆる所有者不明土地について、その発生の予防や、土地利用の円滑化を目的に、民法不動産登記法などの改正や、相続などにより取得した、土地所有権の国庫への帰属に関する法律を制定しました。これにより、公共事業や民間取引などによる土地の利活用や、適正な管理がなされていないことによる周辺への影響など、所有者不明土地による諸課題の解決を図ることとしております。町といたしましては、制度の目的である、所有者不明土地が発生しないよう、町内不動産の所有者や管理者に向けた制度の周知について、固定資産税の納付のお

知らせの際や、町広報ケーブルテレビ、ホームページなど機会を捉え、制度の周知を行うと共に、問い合わせなどに対して、具体的な相談の窓口などの対応に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　それでは順番に再質問させていただきたいと思いますが、まず、教育行政について。教育長から、所信についてお伺いすることができました。多くの町民はなかなかこういう直接教育長のお考えを聞く機会がなかったと思いますので、大変良い機会になったかなと私は思っております。それで、教育に関しましては、私と教育長同い年ですから、まず自分たちが育った時代の教育環境と、またその後自分が子育てをしていたときの教育の環境、まして今の状況と相当変わってきております。そんな中で我々もなかなか思い切ったこと話せないのは、何が正解だか分からなくなっているというのが現状であります。そんな中で、今の教育行政を進めていくに当たって、私は大変な時期なのかなというふうに漠然と思っておりますが、率直に今言った、御自身が育った状況だとか今の現状を踏まえて、教育長、どうお考えになりますか。

○議長　　教育長、五十嵐正彦君。

○教育長　多賀議員の質問にお答えいたします。本当に昨今のいろいろな世の中の変化。先ほど、AIというようなお話も出てきましたが、そういった環境が本当にめまぐるしく変わっておりまして、昔と今とではというようなことになるわけですが、私はやっぱり、不易と流行というお話になりますけれども、変わらないのは、やっぱり人間性であったり、やる気とあったりというような、そういうやっぱり精神性の部分は昔も今も変わらないだろうというふうに考えております。そういう中で、本町ではいろいろな教育環境を整備してまいりまして、県内外から大変注目をされるに至っているわけですが、そういった素晴らしい教育環境を持っている。そういう中で、子どもたちがそれを積極的に生かして勉強に一生懸命取り組む。スポーツに一生懸命取り組む。これは、やればできるという子どもたち一人一人の自己効力感にある意味、それだけではないにしても、つまるところは、やればできるんだというそういう子どもたちの自信ですか。そういったものをどれだけ育ててあげることができるか。そこにかかっているというふうに思っております。そういう意味で答弁の中でも申し上げましたが、ICT活用という部分でも、どんどんどんどん技術も進歩して、どんどん子どもたちも使って。使えるようにはなっているけれども、ただ、肝心の情報モラルであったり、リテラシーと言われる部分。さらには、もっともっと活用するための、そういったスキルを、しっかりと身につけさせるためには、やはり今の学校教育でもやっていますけれども、そういう中だけではなかなか間に合わない部分、そういう部分を企業の優れた、そういったものを利用しながら、学習アプリを使いながら学習させたい。でも、一方で、主体的に学ぶ態度ということを申し上げました。これがまさにやればできるという自己効力感の土台に立つものです。興味・関心だったり目的意識、いろいろありますが、やっぱり最終的に一人一人の子どもたちが自分はやればできるんだという気持ちがあれば、一度や二度の失敗でくじけないで、もっと努力しよう。もっと頑張れば、必ず自分の夢や希望を達成できるんだ。そういう思いで、前向きに生きていってほしいなとそういう力を私は育んでいきたいなというような思いでございます。

以上です。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私もそのとおりでございます。何年か前からこの教育現場ではよく生きる力という言葉が使われ始めて、まさしくその生きる力というのは大切なんだなという漠然としておりましたけれども、それまではいわゆる、私らが子育てしている時代というのは、いわゆる詰め込み教育の弊害がいろいろ顕著になってきて、これでは駄目だねということで、いわゆるゆとり教育に変わった時期でありました。ゆとり教育、今の現状はいわゆる詰め込み教育とゆとり教育どっちに近いのかよく分かりませんが、私はそれぞれ、ゆとり教育は、ゆとり世代と言われると意外とネガティブなイメージで捉えている人が多いようですけれども、私は今おっしゃったように、教育長おっしゃったように、自己実現をするために、自分の個性を究極まで探求できるような時期になったのが、いわゆるゆとり教育の賜物なのかなと私は思っております。ちまたでは、ゆとり世代と言われると、いわゆるコミュニティ能力が不足しているとか、ストレス耐性が少ないとかとよく言われますけれども、今教育長がおっしゃったような自己実現。自分の個性を究極まで突き詰められるようになったというのが、私は今の大谷翔平であり、松山英樹であり、羽生結弦であり、この間ピアノでショパンコンクール2位になった反田恭平であり。彼30前後の28区の子たちというのはまさしくゆとり世代の何というか、賜物というか。だと思ふんです。だから今教育長お話しされたように、知識を詰め込むんじゃなくて、いわゆる人間として、自己実現能力をいかに高めていく教育ができるかというのが、私は不易流行の中でこれから先、未来永劫、過去も変わってはいかないところなのかなという思いでおります。教育長と同じ思いです、それが。安心したところでありますが、その辺の教育長のお考えあれば、もう一度お聞かせください。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 詰め込みかゆとりか、2つどちらかということではなくて、やはり教えるべきは教える。じっくり考えさせるべきは考えさせるということかなと思ふんですが、今まさに個別最適な学びということを言われ、そこに向かって今、先生方もいろいろな授業の工夫をしているというところ。つまり、個別最適なというのは、子ども自身が自分にとってその学び方、どういうものをどういう形で学んでいくのが自分にとって最適なのかということを考えるというところにつながっていくと思います。そういう意味では先ほどのやればできるという話にもつながるんですけども、自分の良さとはどういうもの。自分の学ぶスタイルというのは、こういう自分はこういう学び方をするととってもよく分かるのだ。だからこういう学び方です。そういうこともやっぱり自己決定していく。何か与えられたものを受け身で、それをやればいいのか、そうじゃなくて、自分にとってどうなのか。そういう意味では、風呂敷理論という理論があるんですが、その人の、自分の得意なものをより伸ばしていく。つまみ上げるイメージです。風呂敷を得意なところをつまみ上げて、そうすると、裾野がずっと広がる。つまり、得意なところだけが伸びるのではなくて、そうでない部分もそれと一緒に持ち上げられる、伸びるんだ。私もまさにそういう考え方が今大事なんではないかなというふうに思っています。そういう意味で子どもたちがやはり何か一方的に与えられたものに対して一律にやっていくという、そういうことで終わらな

い。与えられたことを自分で自分として受け止めて考えて、そしてどうしていったらいいのかということを判断しながら、そして自分の得意なものをしっかりと伸ばしてやればできるという、そういう気持ちを身につけていってもらえればなというふうに思っております。

以上です。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 教育長のお話のとおりなのです。この前少しお話させてもらったら、今AIの進化で、ChatGPTなんていうものができて、これ学校現場で教育長、使われたらどうなのと話させてもらいましたけれども、今ICTを推進している中で、もうDXデジタルを真っ向から否定するのではないよ。やっぱり使っていいところと使ってはいけないこと、いわゆる使いこなすこと。それは私は生きる力だと思うんです。昨日ニュースなんか見てたら、アマゾンのジャングルで飛行機が墜落して、4人の子どもたち、13歳の女の子が筆頭に、一番下は1歳の子。40日間ジャングルで生き抜いたというのはニュース昨日ありましたけれども、まさしくサバイバル、生きる力。その生きるためには何が必要かというのは、彼女たちは身につけていたんです。食べられるもの食べられないものを分かっていた。大変素晴らしいことだなという思いで私ニュースを観ましたけれども、やっぱりうちの本町の子どもたちばかりではありませんけれど、昔、テレビのコマーシャルのキャッチコピーで、わんぱくでもいい、たくましく育てほしいというのをコピーありましたけれども、私はあの知識なんていうものはいつでも、さっき言った生きる力があれば、本当に必要なものを探して自分で見つけられるのは生きる力であって、学力だと本当の学ぶ力だと思うんだと思うんです。そういうことを、教育長同じお考えですので、これからどんどん推進していただいて、子どもは町の宝とよく言われますけれども、やっぱりベースになるのが、いわゆる幼保も含めて、やっぱり義務教育の期間というのは一番大切な時期であって、一緒に当然ながら一度しかない期間ですから。その辺りをしっかりと、今教育長おっしゃったようなことを、子どもたちに身につけていていただきたいなと思います。それで先ほど大変不躰に御自身のカラーはどうした云々と話しましたけれども、前教育長のやってきたことを継承しながら新しいことに取り組んでいくと、当然そうなんです、この前も少しお話ししましたが、野球なんかだと、プロ野球なんかは例えば松坂世代だとか、ハンカチ王子世代だとかと言われますけれども、将来、五十嵐教育長世代の子どもたちは本当に素晴らしい子がいっぱい出たねと言われることを私、大変期待しておりますので、ぜひこれからの教育行政のトップに立って、前も言ったことあるんですけど、教育大綱というのは町長の専権事項で町長が作りますけれども、教育委員会というものは、町長の町長部局の下部組織でも何でもなし、独立した行政委員会の教育委員会ですから。そのトップでありますから、思う存分力を発揮していただいて、大暴れと言ったらおかしいですけども、本当に教育行政を引っ張っていただきたいなと思います。それはお願いにとどめておきます。

質問を変えます。後、先ほどの空き家対策に関しましては、1番の荒海議員の御答弁や取り取りの中で、包括連携協定で何を期待できるか、何をやっていきたいかということは大まかで分かりました。そんな中で、私もいわゆる古民家再生協会、あるいは全国空き家ア

ドバイザー協議会等々の話をいろいろ聞かせていただきましたらば、町がいろんなことをこれから包括連携協定を結んで進めていくに当たって、いわゆる地域再生法、これ平成 17 年に施行されて何回か改正をされているんですけれども、地域再生法におけるいわゆる地域再生計画がベースに必要なんだという話をお伺いしました。まず本町にはこの地域再生計画というのはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 多賀議員の地域再生計画に関しての御質問にお答えいたします。現在町では、町独自の地域再生計画というのは作っておりませんで、県の福島県の地域再生計画の枠組みの中で、該当する事業について、国から地方創生の交付金の対象としていただけてたりというような取組で進めているところでございます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 ということはこの先も、いわゆる地域再生法にのっとった地域再生計画というもの本町では作る予定はないということでしょうか。それとも、要はこのままでいいことでしょうか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。地域再生計画につきましては、先ほども少し申し上げましたけれども、地域再生法に基づきまして、地方創生の推進交付金制度の事業を交付金をいただくために、必要な手続きでございます。町ではこの地方創生推進交付金に該当する事業を今後、町独自にやっていくということが町の方針として、決まった段階では町独自の地域再生計画も作っていく必要があるというふうに認識してございます。したがって、現在のところでは、具体的な事業というものは計画をしていないというところでございます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 いろんなこれからの包括連携協定を結んで、いわゆる全国古民家再生協会、全国空き家アドバイザー協会、いわゆる包括連携協定を結んで何かしようと思ったときに、やっぱり私は、せっかくこういう良い協定ができたのだから、何か成功事例を早く作っていただいてこないいいことができたんだよということが、やっぱり皆さんに分かっていただけるようなことが大変必要だなという思いであります。この前の町長、連結包括協定を結んだので、古民家再生協議会の井上さんの話を聞いたかと思いますが、やっぱり自前のお金で、何でもかんでもやれるならいいですけれども、やっぱり国の交付金なり補助金なりを使って、いろんな事業をこれまでやってきたということでもあります。そういった中で、彼が言うには、いわゆるこの地域再生計画があって、全国の自治体では令和 5 年の 3 月の実績で、その地域再生計画、今 1 万 1,756 件を認定されて作って、認定されている。その認定されている上で、今、先ほど課長もお話しましたがけれども、いわゆる地域創生の中でのいろんなメニューがある中で、3 月のお話しましたがけれども、デジタル田園都市構想交付金の交付金だったり、企業版のふるさと納税だったり、いろんなメニューをできるようになるということでありまして、私は順番からいけば、この地域再生計画というものを作らなくてはいけないのかなというふうに思います。そんな中、いわゆる官民、連携あるいは包括連携協定を結んで、なぜ結ぶかということ、まだ行政からの視点から言えば、民間を

使うということは私は、ある意味スピード感を求めているのかなと。民間からすれば行政を通したほうがスムーズにいく。あるいは事業の展開がしやすい。いろいろなメリットありますけれども、いわゆるこの包括連携協定を結んで、私はいいところ取りで民間の古民家再生協議会なり何かの活力を使おうと思ったり、手続き、この法的な手続き、地域再生計画なんか作る手続きなんかもどんどん私は利用すべきだと思いますけれどもそういうことには利用するお伺いはありませんか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。1 番荒海議員の御質問にもお答えしましたとおり、この連携協定によって専門的な知見やノウハウを活かさせていただくということが連携の目的の一つでございまして、ただいま議員から御質問がありましたとおり、地域再生計画等を策定するにもそういった広い情報や専門的な知見が必要でございしますので、そういった部分ではアドバイスを頂戴していきたいなど。地域再生計画等を策定する場合においてはそういった助言指導等をちょうだいしていきたいなどというふうに考えてございます。

計画を作るべきではというような御質問もございましたけれども、連携協定団体のほうからはそういった地域再生計画を作ってどんどん空き家の活用を図っていったらどうかという御提言もいただいているところでございます。ただ、計画を作る前に、まず具体的に何をしていくのかと、こういったことを先に見定めて、その上で計画を策定していくということが大切でございしますので、具体的に何をしていくのかというところを現在検討をして進めているところでございます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 その辺が私先ほど言った、いわゆる官民共同で何かするというのは、民間活力を利用するというのは、私が思うに、スピード感をもう少し持たせてやってほしいなという思いがあります。古民家再生協議会では、いわゆる地域再生計画ないんだったらば、いわゆるいくつも計画を作って今できているから、どんどん相談していただければ、単純言えば、アドバイスも作ることもできますよという話なんです。どうしても今これから新しい町で行政で新しい計画を作ろうとすれば、あるいはコンサルタントを頼んで予算を取って、何ヶ月か1 年か、時間をかけて、それがしっかりした手続きなのかもしれませんけれども、私は民間を利用するとことは、そういう時間を少しでも短く、国の交付金なり補助金を使って、いい事例を一つでも早く作ってやるというのが私はこのスピード感を持ってやれるという、いわゆる包括連携協定の一つの強みかなという思いでおりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。民間でのこの協定団体の中には全国的な団体もございしますので、そういったところで実践している先行事例、こういったものもいろいろ聞かせていただきながら、町としてこういった事業ができるのか十分に検討してまいりたいと考えておりますし、先月、協定を締結いたしました。協定を締結する段階におきまして、やっぱり協定をまず締結していただいて、その上でいろんなノウハウを提供させていただきますよというような相手先のほうのお話もあったものでございますから、近日中に打ち合わせ等を行う予定でございまして、これも定期的に打ち合わせを行っていくというような

ことでスピード感を持って、何が具体的に西会津町の中で、この官民連携を生かして実現できるのかというところを早めに見定めてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしてください。要は、直接話を聞いたわけではないんですが一般的に、この3年間というのはコロナ禍の中で国としては相当な財政出動をしている。それで今ある補助金・交付金に関してもおそらく、今がもうリミットじゃないかという話がされている。もう来年なればもう大阪万博も始まるから、もうどんどんお金がなくなる。国では異次元の少子化対策をしなきゃいけない。防衛費も上げなきゃいけない、そんな話が出ている中、何で急ぐかというところはおそらく今使える交付金・補助金なんかも、もう来年度以降はもうどんどんなくなってくるんじゃないかという話もされておりました。そんなところで、少しフライング気味でも先走りしながらでもやっていくことが必要なのかなという思いで話をさせてもらいました。古民家再生あるいは空き家協議会の言っていることというのは、本町は年々空き家が、先ほどのやり取りでもありましたけれど、空き家が700軒もある。これからどんどんまだ増える傾向にもあるという素材がいっぱいあるわけです。それをやっぱり有効活用して、少しでも町の賑わいを活性化につながるようなことができればなという思いでお話させてもらいました。ぜひそんなことをスピード感を持って、ぜひやっていただきたいと思います。

後、最後に新しい制度の話、御答弁いただきましたけれども、これは国のやる制度ですから周知はしますよ程度の御答弁でありました。ただそれにしてもですね、こういう新しい制度がスタートするということは良いきっかけであります。ただ、今までみたいに空き家をただ持っているだけでは今度だんだん済まなくなりますよということでもありますから、先ほど福祉介護課長も言いましたけれども、いわゆる町の体制でなくてプッシュ型の情報提供をどんどんしていかなくはないと思うし、それがやっぱり空き家対策につながるものだと思いますが、その辺のお考えをもう一度お尋ねします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 はい。多田議員の空き家の制度についての再質問にお答えいたしたいと思います。町といたしましても、空き家の適正管理、不動産土地を含めた適正管理に努めていただきたいということで、空き家になる前にですとか、所有者が不明になる前に様々な手続きなどを経て適正な管理に努めていただきたいというところは議員がおっしゃっておりでございます。町といたしましても、そうならないために、制度の周知ですとか、また相談業務があったときには、適正な制度を御案内するといった体制を整えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、この空き家問題というのは大変な問題に全国的になりつつありますから、よその自治体ではもう空き家税なんていうのを、取っているところもあるようです。そこになる前に、ある意味、空き家は町のある意味での資産・資源だと思って活用できる素材、私だと思っていますので、ぜひその辺も周知も含めて、対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

お疲れ様でした。皆さんに申し上げます。この後、議会運営委員会を開催してください。会場は第1委員会室です。時間は委員長の指示に従ってください。

以上であります。お疲れ様でした。(14時37分)

令和5年第3回西会津町議会定例会会議録

令和5年6月13日（火）

開 会 10時00分
散 会 14時01分

出席議員

1番	荒 海 正 人	5番	猪 俣 常 三	9番	多 賀 剛
2番	上 野 恵美子	6番	三 留 正 義	10番	青 木 照 夫
3番	小 林 雅 弘	7番	小 柴 敬	12番	武 藤 道 廣
4番	秦 貞 継	8番	伊 藤 一 男		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和5年第3回議会定例会議事日程（第5号）

令和5年6月13日 午前10時開議

開 議

日程第1	一般質問	
日程第2	議案第1号	西会津町税条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第2号	西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第3号	令和5年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
日程第5	議案第4号	町道の路線変更について
日程第6	議案第5号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第7	議案第6号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第8	議案第7号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第9	議案第8号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	議案第9号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	議案第10号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12	議案第11号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	議案第12号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14	議案第13号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第15	議案第14号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第16	議案第15号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第17 議案第16号 農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第17号 農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 提案理由の説明
- 日程第20 議案第18号 町道久良谷線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第21 請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第22 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第23 意見書案第2号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
- 日程第24 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第25 議会運営委員会の継続審査申出について

閉 会

(議員互助会総会)

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

○議長 おはようございます。

令和5年第3回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。

事務局長、長谷川浩一君。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

町長より、追加議案として1件の議案が提出され、受理しました。議会運営委員会に諮りし、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。以上です。

○議長 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、発言を許します。質問者は質問席に着き、発言を求めてください。

10番、青木照夫君。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。10番、青木照夫でございます。

今次の質問は、改選前の最後の質問となります。合併しない自立した町として、まちづくり基本条例が制定されています。議会は、町民の福祉向上と持続可能なまちづくり実現のため、政策提言及び政策立案を本会議などで町長に対して提案する議会の責務とあることから、過去20年間、町民代表として町民の声を提言することを肝に銘じ、一般質問をさせていただいてきました。

そこで、今次の質問要旨は3項目を提出しております。

初めに、町の将来像について、「笑顔つながり、夢ふくらむまち～ずーっと、西会津～」、その実現に向けて取り組むこととあり、後期基本計画の10のプロジェクトが掲げられている事業の中に、後期計画の3か年でどのように進めるのか、二つの事業について具体的な説明をお伺いいたします。

一つ目、移住定住の環境整備について。

二つ目、野沢まちなかの再生についてお伺いいたします。

次に、移住定住について、お尋ねいたします。

先日、在京西会津が開催されたようです。ここ数年間、コロナ禍で交流会が中止されていたことから、このたびの実施は、郷愁愛を大事にする人にとって、待ち望んだ交流会であったと思います。

一方、ふるさとに思いをはせ、ふるさとを拠点とした滞在生活を望んでいる方、既に子供たちなどが独立し、余生を送られている方たちには、生まれ故郷で過ごしたい方もおられるようです。郷愁は移住定住につながることを期待されることから、在京西会津会のお互いの参加人数や、どのような成果があったのか、お伺いいたします。

次に、町の公共施設についてお尋ねします。

町の公共施設は、各地区、地域に設定され、多くの町民の方に利用されておりますが、公民館をはじめ、図書館、憩の家、キッズランド芝草などが点在された施設は、交通の不便と移動などに労力などを要し、課題があるようです。

他の自治体では、歴史、文化、室内スポーツ、児童、高齢者、ホールなど、機能を1か所にまとめた複合施設が建設されています。本町においても複合的にまとめた利便性の高い施設が必要と思われますが、いかがでしょうか。

以上、私の一般質問であります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10 番、青木議員の町の将来像についての御質問にお答えをいたします。

町では、西会津町まちづくり基本条例に基づき、町の将来像である「笑顔つながり、夢ふくらむまち〜ずーっと、西会津〜」の実現を目指し、令和元年度から令和7年度の7年間を計画期間とする西会津町総合計画第4次を指針として、各種取組を進めてまいりました。

昨年度においては、町民の代表25名の委員とともに、検討会において、これまでの取組を評価検証し、令和5年度から令和7年度までの3年間を期間とする後期基本計画を策定したところであり、おただしの10のプロジェクトにつきましても、この後期基本計画の中で、特に重点を置いて進めていく取組として位置づけたところであります。

初めに、1点目の移住定住環境の整備についてお答えをいたします。

町では人口減少への対策が町政の最重要課題であると認識しており、令和5年度においては、移住定住の促進を対策の3本柱として位置づけております。

具体的には、まず本年度から、町の移住定住総合支援センターの人員を増員し、西会津のある暮らし相談室として新たに専門部署に位置づけ、体制の強化を図ったところであります。

また、移住希望者や移住者と積極的な交流を図り、地域と行政の橋渡しを担っていただく町民を「にしあいづ暮らしサポーター」に認定する取組についても、進めてまいりました。

さらには、移住定住の基盤となる住まいの確保として、空き家を町が借り受け、移住者へ賃貸住宅として貸し出す移住促進住宅を整備するとともに、移住者の住宅取得を支援する「来て「にしあいづ」住宅取得支援事業」の補助金についても大幅に増額したところであります。

このほか、既存の定住住宅整備費補助事業や、空き家整備費補助事業などについても、合わせて制度の周知を強化してまいります。

また、新たな働き方のニーズに対応できる環境整備として、季節や時間で異なった仕事をする、いわゆるマルチワークを推進し、地域づくり人材を確保する特定地域づくり事業協同組合の設立に向けて取り組んでいるところであります。

さらには、本町の豊かな自然環境や情報通信基盤を生かしたテレワークやワーケーションにつきましても、体験できる場を提供し、関係人口の増加や移住定住の促進を図ってまいる考えであります。

次に、2点目の「野沢まちなかの再生」についてお答えいたします。

本町を取り巻く社会情勢が目まぐるしく変わる中、町の中心部である野沢地区の空き家、空き店舗の増加や、担い手不足による経済の縮小などは、他の地区にも大きな影響を及ぼすと予測されます。

このため、野沢まちなかの再生につきましては、公共施設の集約や、歩いて暮らせるまちづくり、商店街の活性化、観光誘客など総合的な視点から、野沢まちなかの将来像の検討を行い、特に旧役場庁舎跡地など、区域内の資産の再生・利活用の検討と、官民連携による持続可能な運営体制づくりに取り組むこととしております。

この野沢まちなか再生プロジェクトを進める上で具体的なポイントとなるのが、幅広い視点での地域資源の再生・利活用の検討と、官民連携による持続可能な運営体制づくりであります。

このため、まずは引き続き、協働のまちづくり推進委員会や、まちづくりデザイン会議において議論を深め、町民の皆さんと共に考え、共に解決する官民連携の手法を用いて、町なかに不足している機能の発掘、将来を見据えた真に必要な機能の整備に向け、人と施設、施設と施設がつながり、町内外から人の流れを生み出す持続可能な活気ある野沢まちなかを目指し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 10 番、青木照夫議員の移住定住についての御質問における在京西会津会についての御質問にお答えします。

在京西会津会は、首都圏で活躍されている町出身者により、昭和 59 年に結成され、本年 5 月には第 41 回目の総会が開催されたところであります。

町では、在京西会津会会員との意見交換により親睦を深めるとともに、地域情報の発信により、町政発展及び地域の活性化を図り、本町をさらに P R することを目的として参加しているところであります。

先日開催された総会には、町側からは 15 名が出席し、在京西会津会側からは 88 名、合わせて 103 名の出席者がありました。

今回の総会に出席した成果としましては、本町が掲げる町の将来像、「笑顔つながり、夢ふくらむまち～ずーっと、西会津～」に基づく町政の重要施策について、出席された会員の皆様に御報告し、深く御理解をいただいたところであります。

また、語り部を通じた郷土愛の醸成や、ふるさと応援寄附金、並びに農林産物や加工品を P R し、これからも本町に対し、御支援をいただくようお願いしてきたところであります。

町といたしましては、今後も本町の地域活性化につなげられるよう、在京西会津会との連携を深めてまいりたいと考えております。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 10 番、青木照夫議員の町の複合施設についての御質問にお答えいたします。

町では昨年度、町総合計画・後期基本計画づくりを行いました。この策定作業の中では、町民代表の委員の皆さんに、計 5 回の検討会議で、それぞれ分野別の町の現状と課題について、グループワークに取り組んでいただいたほか、町民懇談会や意見公募も行い、町民の皆さんに計画やまちづくりに対する御意見を伺いました。

また一方で、同じく町民の皆さんの参加による協働のまちづくり推進委員会と、まちづ

くりデザイン会議においても、町の課題解決や活性化に向けた議論を重ねながら、協働によるまちづくりを進めているところであります。

この中で、まちづくりデザイン会議では具体的に、道の駅・野沢駅・公民館、また協働のまちづくり推進委員会では野沢駅を検討テーマにして、それぞれ公共施設等の利活用方針や、町なかに不足している機能の発掘、機能強化につながる方策等をワークショップ形式で議論・検討してきたところでありますが、これら町民の皆さんとの議論や意見集約の中では、議員おただしのような、複合施設の必要性についての提案や言及はなかったところであります。

一方で、町では、令和7年度の次期町総合計画の策定に向けて来年度から作業を進めることにしており、その計画策定委員会や、協働のまちづくり推進委員会等において、議員御指摘の点にしている公共施設の課題等も含め、町民の皆さんの意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 初めに町長からは、移住定住環境の整備、野沢まちなかの再生、丁寧に説明をいただき、ある程度理解をさせていただきました。これからは一丁目一番地とした人口減少、これが最大の課題であります。その中でのこれからの環境整備、また町なかの再生ということに対して真剣に取り組んでいただきたいと思います。その点について、中身に対しての前向きな、今頂いたところでありますが、まとめた考えをもう一度聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 再質問にお答えをいたしますが、ただいま御答弁申し上げたとおり、西会津の総合計画の後期計画にしっかりと計画されている事業でございますので、積極的にスピード感を持って計画の実施に向けて、取り組んでまいりたいと思います。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、移住定住についておただしいたします。

在京西会津会の開催がされたことを商工観光課長より説明をいただきました。在京西会津会はなぜ青木が質問するのか、取り上げたのか。主催は在京西会津会であります。その中でここで私が申し上げたのは、移住定住につながるということの触れ合いの中で取り上げたというつながりの中で挙げました。そして今までは 41 回目を重ねられたということですが、今御報告の中ではふるさと納税の話や、また田舎の昔話や、そういういろんな交換がされて喜ばれたと思いますが、私はその中で、現在、在京西会津会議のメンバーの方々はほとんどは定年を迎えられて、それから会員として集まっていらっしゃる。今までは向こうのほうでも現役として活躍された方、また、既に子供たちが独立をして、自分たちが余生を送っていらっしゃる在京西会津の方がほとんどだと思います。

というのは、私もコロナの前、数回、在京西会津会に参加させていただきました。そういうことの含みで私はこれを取り上げました。取り上げた理由というのは、繰り返しますが、将来西会津町に帰ってもいい、だけど両親がいない、おいつこやめいつこにお世話に

なることはできない。そういう中で私が御提案もしたことがありました。だったら、昔の思い出の場所、学校はなくなりましたが、野沢に限定された私の質問になりますが、ある古民家、また昔ながらの家もあります。そういう中で、古民家をリフォームしたり、皆さんが1週間でも10日でも宿泊できるような施設をもし提供したら、皆さん来られますか。

「そんなこと、もしできたらぜひ参加したいです。お願いしたいです。」ということが、参加した中でありました。そういうつながりのことから、今回取り上げたということでございます。その点について、商工観光課長のお考え、今申し上げたことに対してのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 私の考えという御質問でございましたけれども、私見を申し上げる立場でございませぬので、考えについては控えさせていただきますが、在京西会津会に出席した際に、町側からの出席者の皆さんに、在京西会津会の会員の皆様と親睦交流を図られた中で、どういふお話があったかというようなことを改めて伺ってみました。

今の議員から御指摘のありますような移住定住に関するお話については、残念ながら、本町から参加者の皆様には具体的な話はなかったというふうに伺っております。主なところでは、ふるさとのことをしっかり頑張ってもらいたい、若い人にしっかり頑張ってもらいたいというような町全体にエールを送るような、そういった御意見が多かったというふうに伺っております。

そういったことで、今回も在京西会津会事務局のほうからも、議員のおっしゃったような移住定住というテーマではなくて、今回はふるさと納税にクローズアップした内容でお話をしてもらいたいというような要請もございましたので、このたびはそのような形で臨んだということでございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 移住定住に対してのテーマではなかったというお話であります。私が先ほど申し上げたのは、そういうつながりの中で、そういうことの環境づくりをしていただければ、ふるさとに帰ってもいいですよ、また一時そういう中で宿泊をしたり、西会津の町全体のふるさとの思い出に浸りたいということ、先ほど申し上げたということでございます。今後に対しては、やはりそういう声があったわけですから、たまたま私二、三回出席させていただいた中で、やっぱり各地区ごとに集まる内容だったもんですから、たまたま私の住んでいる地区の方々とお話しした内容の話であります。

そういう中で、繰り返しますが、何で取り上げたかという、私の手前みそで恐縮であります。東京で集団就職15年、15歳から東京に出かけたことから、約17年間首都圏で生活させていただいてます。その中で、定住移住につながった私のつながりの中で17名、現在住んでおります。その中に子供が5人いらっしゃいます。ということは、昨日から空き家対策、いろんな移住の同僚議員からもありましたが、私は以前から個人的なつながりがあって、空き家バンクだの昨日の中での全国古民家再生協会とか、全国空き家アドバイザー西会津支部とか、後から協定を締結された話であります。私は私の今までのつながりとして、これからも移住定住につながるようなことを続けていきたいと思っております。

先月、埼玉からそういうつながりの中で定住していただいた方もあります。それも個人

的なつながりで恐縮ではありますが、とにかく移住定住につながるような働き、いろんな一般財団法人の頼みもこれから絶対必要であります。しかし、そういうつながりの中ではスピード感をもって、約1か月間で決まった事例もありました。

そんな中で、今後、移住定住につながるということの考えはどうかと在京商工観光課長には申し上げましたが、個人のそういう立場では言えないというようなこともありましょうが、これからいろんな形で会議なり、いろんな課題があった際には、在京西会津会というのは私は宝だと思います。ぜひそういうことにもこれからの会議の中で持ち上げていただいて、実現できるような環境づくりをお願いしたいと思います。その点については、課長としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

議員からそういった御意見があったということは、在京西会津会の事務局側にもお伝えをいたしまして、町といたしましては、今後も在京西会津会と十分に協議しながら、まちづくりにつながる連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今後についてのことなのですが、今までは町の募集があって参加したという経緯がありますが、今回は募集がなくて実施された。

○議長 青木君、移住定住に関しての質問に限定してください。

○青木照夫 移住定住、そうですよ。

○議長 在京西会津の中身じゃなくて、移住定住に絡んだ質問にしてください。

○青木照夫 同じです、同じく通じてるんです。止めないでください。

そういうことですので、お考えはいかがでしょうか。商工観光課長。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 議長にお許しをいただきたいのですが、ただいまの御質問について、ちょっと御質問内容がよく理解できませんでしたので、もう一度お願いをしたいと思います。

○議長 分かりました。

お願いします。青木照夫君。

○青木照夫 反問権ということになりますが、私の申し上げたのは、これからの移住定住、在京西会津に関することで、これからの取組に対して、やっぱり移住定住につながるような在京西会津会にしていただける。

先ほどの説明の中では、ふるさと納税の話が、いろんなふるさととの触れ合い、これは皆さんも大歓迎であったと思いますが、私の申し上げているのは移住定住ということでありますので、その点をお答えにいただけないであれば、後に検討していただきたいと思います。

○議長 そうじゃないです。答えないんじゃないくて、質問をもう少しはっきり明確にしてくださいとお願いしているわけです。

○青木照夫 今の商工観光課長、私の質問は明確でないですか、今の議長が言ってるけど。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 ただいま改めて御質問を頂戴いたしまして理解できました。

在京西会津会との連携の中で、移住定住についても積極的に進めたらどうかというような御質問かと思いますが、在京西会津会に町が参加する目的といたしまして、町政の発展、そして地域の活性化を図ることが大きな目的でございますので、その中においても、先ほど申し上げましたけれども、議員から今お話のありました移住定住の部分につきましても、在京西会津会側へそういう御意見があったということをお伝えいたしまして、在京西会津会事務局とよく協議をしながら、来年度の開催に向けて相談をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 先ほどもう一つ申し上げたいのは、来年度もし実施されとするとするならば、町民に対してやっぱり募集を図っていただければありがたいな、参加できるかなと思います。それは要望です。

次、町の複合施設についてお尋ねします。

先ほどは、企画課長からは、いろんな会議の中ではそういうテーマが上がらなかったという説明であります。今後においては、町民の皆さん、意見を伺ってまいりますということではあります。このことも取り上げたというのは、いろんな施設があるんですね。憩の家ありますね、公民館ありますね、それから図書館などあります。

私も老人関係の中で施設を使わせていただいておりますが、例えば憩の家、役員の方は車を持ってらっしゃる方は乗ってきます。持っていない方はタクシーで役員会に出ていらっしゃるということでもあります。雪の降らないときはいいけども、今は相乗りというのなかなか事故や何かあると、相乗りはさせないというそういう交通理由があります。そんな中での私の触れ合ってる中での不便さあります。公民館も、これは各同僚議員が質問させていただいておりであります。高齢者が利用されるには、なかなかまだまだ大変な思いをして利用されています。図書館、これは西会津中学校にあります。立派な図書館であります。しかし、学生さんたちやそういう方々の利用には利便性がありますが、一般の方々はまず駐車場に行って、それから歩いて利用されるということになってます。もちろん車ではそばまでは行けません。そういう中での図書館の利用人数なんかも聞かせてもらった、1 週間に 10 人ぐらい、一般の方だそうです。それもはっきりと答えはいただけませんでしたが、やはりその図書館も、例えば今申し上げた複合施設の 1 か所にあれば、みんな図書館、また老人の人、また若い人、また運動したい人、いろんな形でそういう利便性が考えられる。そういうことの思いでこれを取り上げましたが、企画課長、これからの課題ということではあります。一番我々は町民の代表として今意見を申し上げてるんです。こうだよ、あだよ、不便だよ、こういう風にはできないのという思いで質問させていただいてますが、今の主立った箇所についてのお考えというか、利用する頻度とか利便性に対しては、企画課長はどう解釈されますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 10 番、青木議員の再質問にお答えいたします。

今ほど御指摘のあった施設の利用につきましては、確かに議員お話しのとおり、御不便をおかけしている部分があるのかなというふうに率直に感じております。

一方で、町も公共交通機関の整備ということもございまして、デマンドバスだったり、

そういった形で町民の方々の足の確保という部分にも力を入れているところでございます。

ただ、そうは申しまして、実際にはなかなか利便が悪いというようなお話も事実ではないかなというふうに思っております。

総合計画の中では、そういった公共施設の集約ですとか、歩いて暮らせるまちづくりですとか、そういったことを目指して検討していきなさいいけない、それが今の課題ですよというような形で整理されております。1回目の答弁でも申し上げましたとおり、今後しっかりと、議員がおっしゃったように、町民の皆さん、ほかの皆さんの御意見をお聞きしながら、この課題については鋭意検討していきたいというふうに考えております。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 今は新しいそういう建物なんかは必要ない、そんな声もあります。

ただ、今だんだん人口減少してきます。やはり、あちこちの自治体はコンパクトシティ、移動しないで、その中に何でもコンパクトの中で利用できる、そういうところが小さな自治体でもあります。

これからはやはり 10 年後、十年一昔と言ってます、今 1 年、みんながらっと変わる時代です。ですので、今から少子化の中で皆さんが使いやすいそういう施設、名前は複合施設かどうか分かりませんが、皆さんの優しい、落ちこぼれのないまちづくりをするならば、あえてコンパクトな利用できる施設も、私は必要ではないかと思えます。

同時に、経済的にもこれからいろんな、例えば複合施設、あるところの窓口は一つで 365 日開いてます。現在の施設は土日休みです。憩の家しかり、図書館は月曜日休みですけど、公民館土日。しかし利用するときはみんな土日が多いんです。行っても電気がついてない、暗い、自分たちで使う、利用する、そういう中での公共施設が多いんですね。

コンパクト、そういう複合施設にもしそういうものがまとまったとしたら、私は、送り迎えやいろんな事務的なそういう進め方、経済的にもずっと財政的にも一時はかかるかもしれないけども、そういうことの将来性を見たならば、私はそういう判断、複合的なコンパクトな高齢者少子化の時代にはぜひ考えが必要ではないかなと思いますが、企画課長、その点の考えについてはいかがでしょう。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 青木議員の再質問にお答えいたします。

確かにコンパクトシティといいますか、そういう施設の集約化については、大変大切な課題ではないかなというふうに考えております。

ただ西会津町、この役場もそうですし、例えば一般質問にもありましたキッズランド芝草だったり、そういった部分につきましては、公共施設の再利用をしてうまく使っているというような形になっております。

御指摘ありました図書館については、小・中学校と、それから町民が一緒に使うような図書館にしている、そういう使い方をしているところでございます。

また、野沢まちなかの「ぷらっと」という施設につきましては、民間の施設を再利用して使ってるというような手法を取っております。こんな形で、これからの現代のエコな社会、リサイクル、リユースだったりする社会の中で、そういったコンパクトシティも、どんな形で西会津町として西会津町風につくっていったらいいのか、これは課題だと思って

おりますので、これから計画づくりの中で、しっかり議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 鮮明なお答えではありませんが、これからの思い、繰り返しますが、これから人が少なくなっちゃうんですよ、人口が。そうすると、町なかの各企業や旧型店舗だっ
てこれからどんどん少なくなれば、恐らく撤退するような環境になるのではないかという
危惧さえ思われますので、本当にみんなが住みたい、ここに移り住みたい、人が増える、
そういうまちづくりを目指してもらいたいということでございます。これは答弁は要りま
せん。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

日程第 2、議案第 1 号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

町民税務課長。

○町民税務課長 議案第 1 号、西会津町税条例の一部を改正する条例について、御説明申
し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、令和 5 年度税制
改正に伴う地方税法等の一部改正を受け、町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、道路交通法及び道路運送車両の保安基準の一部が改正され、原
動機付自転車のうち外部電源により供給される電気を動力源とするもので、一定の基準を満
たすもの、いわゆる電動キックボードが特定小型原動機付自転車として新たに規定されたこ
とに伴う改正であります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、併せて、条例
改正案新旧対照表の 1 ページを御覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第 82 条は、軽自動車税種別割の税率を規定しており、第 1 号、エ中の「及び」を読点に
改め、「3 輪のもの」の次に、「及び自動運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）
第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加えるものであります。次
に、附則について申し上げます。

第 1 項は施行期日でありまして、この条例は令和 5 年 7 月 1 日から施行するものであり
ます。

次に、第 2 項は今回の改正に伴う経過措置でありまして、この改正の適用は令和 6 年度
以降の年度分に適用するもので、令和 5 年度分については、なお従前の例によるものと
いたします。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと
おり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

○町民税務課長 申し訳ございません。読み違えがございましたので、訂正をお願いいた

します。

改正内容の説明の中で、「道路交通法及び道路運送車両の保安基準の一部が改正され」が正しいところを、先ほど、「自動運送車両」と申し上げましたので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 今の御説明の中で大まかな内容は分かりましたけれども、要は軽自動車税の種別の中に特定小型原付という枠が今度できるということであります。現在、原付バイク以外で原付のナンバーがついているような、いわゆる電動キックボードなり、電動自転車なりというのは本町にあるのか。

あと、本年度は課税されないということですが、来年度以降、特定小型原付の車両がどのぐらい、要は税金がどのぐらいを見込んでいるのか、まずその辺をお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 多賀議員の御質問にお答えいたします。

今現在、対象となります電動キックボードに該当するような車両については、町のほうでは把握している車両はございません。該当するとすれば、ミニカーという車両の区分に該当するわけですが、そここのところで保安基準ですとか、道路運送法の基準を満たす車両は今のところ登録ございませんので、町としては、現在電動キックボードでこの基準を満たす車両はないということで認識してございます。

申し訳ございません、2 点目の税金でございますが、今ほど申し上げましたとおり、軽自動車税の年額 2,000 円に該当するわけでございますけれども、車両はございませんので、今のところ税金としては見込んではいないというところでございます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も町内において、いわゆる電動キックボードなるものが走ってるのを見たことありませんので、ただ国の法改正が、道路交通法あるいは道路運送車両法の一部が変わってきたということであれば、16 歳以上の方は免許なしでも乗れるようになるということで、本町でも増えてくる可能性もある。例えば中学生とか高校生とか何かも。

そうすると、やっぱり町ではこういう制度ができました、必ず新しい制度できれば、周知の仕方等々を聞くんですが、やっぱりただ法律ができたからこうなりましたよりも、昨日も言いましたけど、プッシュ型の周知方法をしていかないと、なかなかうまくないんじゃないかなと。

これは警察の扱いの部分になるんだろうけれども、いわゆる原付バイクと電動アシスト自転車と電動自転車とちょっと曖昧な区分の車両が結構町内に、私はそれを見たことがあるんです。そういうのを本来であれば、新しい基準にのっとれば、特定小型原付になるのかなと思いますけれども、そういうやつを町で取り締まりということは、警察の扱いになるのでできませんけれども、そういう車両の扱いもやっぱりしっかりと対応していかないと、いけないな、電動キックボードばかりでなくて、そういう電動自転車ですね、それちゃんとナンバーは必要だよということも周知が必要だと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、この車両については、16 歳以上が運転が可能となります。ただし免許は必要ございませんで、道路交通法に基づくルールを守って運転をするということでございます。

周知の方法につきましては、議員がおっしゃるように、新しい制度でもございますので、しっかりと町民の皆さんに分かりやすくお伝えしていきたいというふうに考えてございます。

また、先ほどの電動アシスト自転車の件でございますけれども、特定小型原動機付自転車については、電動機の規定出力が 0.6 キロワット以下、さらに、長さが 190 センチ、幅が 60 センチ以下で、60 キロ以下のものを特定原付として扱うことといたしまして、先ほど議員がおっしゃった電動アシスト自転車がこの車両に該当するものは規定してまいりますけれども、ほとんどのアシスト自転車がこの原動機付自転車には当てはまらないということで認識してございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 2 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

町民税務課長。

○町民税務課長　議案第 2 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたように、地方税法施行令の一部改正に伴う改正及び令和 5 年度の国保税に係る税率の改正であります。

議案の説明の前に、事前にお配りしております A 3 版の議案第 2 号関係資料、令和 5 年度西会津町国民健康保険税の税率改正（案）資料により、改正の詳細について御説明いたしますので、こちらの資料を御準備いただきたいと思います。

初めに、地方税法施行令の改正について御説明いたしますので、1 ページを御覧願います。

改正のまず1点目の、国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。資料中段、2制度の内容の破線の囲みにあるように、現行では下線部分の課税限度額が102万円、後期高齢者支援金等課税額20万円に対して、改正後では、後期高齢者支援金等課税額が2万円引き上げられ22万円に、それにより課税限度額が104万円に、2万円引き上げられるものであります。

次に、改正2点目の国保税の減額の対象となる所得基準について、同じく、2制度の内容の下破線の囲みにあるように、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、世帯被保険者数に乗すべき金額を5割軽減では現行の28万5,000円から5,000円引き上げて29万円に、2割軽減では現行の52万円から1万5,000円引き上げて53万5,000円と改正するものであります。

続きまして、令和5年度の税率改正案について御説明申し上げます。

国保税は1年間に必要な額から、国・県の支出金などを差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数を基に、世帯ごとに算定し課税することから、毎年税率の改正が必要となっております。

初めに、税率改正の基礎となります前年度の国民健康保険特別会計事業勘定の決算見込みと、医療費の動向などの所要見込額の考え方について御説明いたします。

2ページを御覧願います。

これは、令和4年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算見込額と令和3年度との比較表であります。令和4年度の決算見込みにおける歳入合計は7億7,682万6,429円、歳出合計は7億6,565万3,342円であり、歳入と歳出の差引見込額は1,117万3,087円の黒字となります。

次に、右の表は国保運営基金の状況であります。令和4年度末の基金残高は4,671万1,900円となります。

次に、3ページを、申し訳ございませんが、縦にして御覧いただきたいと思います。3ページ一番下の表を御覧いただきたいと思います。

国保税算定の基礎となる保険給付費であります。県から示された今年度の保険給付費内示額の合計は、一番右下の5億5,326万3,000円であり、その左の欄には、本町における平成30年度からの実績及び3か年、5か年の平均額を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、今まで御説明させていただいた内容を踏まえ、国保税率の改正について御説明させていただきますが、国民健康保険税は医療費に対する医療分、後期高齢者医療に対する支援分、40歳から64歳までの国保加入者が介護保険料として負担する介護分の三つに分けて算定いたしますので、順に御説明させていただきます。

4ページの医療分税率改正に係る資料を御覧ください。

まず、下段の歳出であります。保険給付費として県から示された額の合計は5億5,326万3,000円を計上し、昨年度の本算定時より2,419万8,000円の増となりました。

また、その下の欄、国民健康保険事業費納付金として県から示された額として、1億1,376万7,387円を計上し、昨年度の本算定時より155万2,248円の増となりました。国保運営基金積立金は、先ほど2ページで御説明いたしました令和4年度の決算見込みの歳

入・歳出差引額 1,117 万 3,087 円などを計上いたしました。このほか、総務費、特定健診等事業費、診療施設勘定繰出金など必要な額を計上し、歳出総額は 7 億 2,942 万 8,474 円となりました。

次に、上段の歳入であります。

国・県支出金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金など、歳出におけるそれぞれの負担分を計上し、国保運営基金繰入金では 1,530 万円、昨年度の本算定時より 890 万円の増、これは、国保税率の減税財源として昨年の 600 万円をさらに増額して、1,400 万円を見込んだことによるもので、そのほか繰越金等の見込み額を計上し、歳出総額からそれらの歳入見込額を差し引き、その不足する額、歳入の表、1 行目の国民健康保険税、現年課税分 6,577 万 642 円が納めていただく額となり、昨年度より 625 万 6,685 円の減額となったところであります。

次に、5 ページの後期高齢者支援分税率改正に係る資料を御覧いただきたいと思います。この後期高齢者支援分は、75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療へ財政支援として負担しているもので、県から示された歳出の納付金額は 4,033 万 256 円であり、この額から保険基盤安定負担金等を差し引き、その不足額である歳入の表 1 行目の 3,113 万 9,965 円が国保税として納めていただく額となります。

次に、6 ページの介護分税率改正に係る資料を御覧いただきたいと思います。

この介護分は、65 歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために納める介護納付金の財源として、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者から納めていただくもので、後期高齢者支援分と同じく、県から示された歳出の納付金は 1,323 万 5,089 円であり、この額から保険基盤安定負担金を差し引き、その不足額である歳入の表 1 行目の 1,037 万 7,855 円が、国保税として納めていただく額となります。

次に、7 ページからは、令和 5 年度の税率改正案の概要であります。7 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、7 ページの医療分ですが、1 の税率改正の基本方針として、①の今年度の国保税として必要な額は 6,577 万 642 円であり、収納率はこれまでの実績を勘案し、令和 4 年度同様に 96%を見込んだところであります。

②の国保税算定の基礎数値ですが、本年 4 月 1 日現在の世帯数、被保険者数、基準総所得金額を適正に把握するための基準日として、5 月 10 日を設定したところあります。

③の応能・応益の賦課割合につきましては、おおむね 49 対 51 となるように調整いたしました。

④の低所得者に対する軽減措置ですが、引き続き、税負担を 7 割、5 割、2 割として軽減し、また、後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置による軽減につきましても、継続して実施いたします。

以上のことを勘案して税率を計算した結果が、ページ右の 2 の医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。

まず、税率ですが、所得割が 6.62%、均等割が 1 万 9,600 円、平等割が 1 万 3,800 円となります。

賦課割合は、応能割が 49.03、応益割が 50.97 となります。

次に、低所得者層への軽減額であります。均等割額 1 万 9,600 円、平等割額 1 万 3,800 円に対して、それぞれ 7 割、5 割、2 割を乗じた金額となっております。

軽減対象世帯数は、令和 5 年度の人数で 802 人、被保険者数全体の 54.93%、世帯で 542 世帯。世帯全体の 60.83%が該当することになります。

なお、この軽減される額の 2 分の 1 は国が、4 分の 1 は県が、残り 4 分の 1 は町が負担することとなっております。

次に、8 ページを御覧願います。医療分に係る算定基礎表であります。

まず、左側の大きな表の区分 1、所得割課税標準額を御覧ください。これは課税の基本となります所得金額であります。前年度と比較いたしまして、5,306 万 8,999 円の減額となったところであり、この要因は、被保険者数の減や被保険者 1 人当たりの所得の減などが主なものであります。

次に、右上の表を御覧ください。減税財源として、先ほど申し上げました 1,400 万円を充当いたしまして、税率改正の基本方針により積算した結果、1 人当たりの税負担額は昨年度より 1,921 円減額の 4 万 6,927 円となり、1 世帯当たりの税額も 4,040 円減額の 6 万 9,066 円となります。

9 ページを御覧願います。

次に支援分であります。①の税として必要な額は 3,113 万 9,965 円で、収納率の 96% から、④の軽減措置の適用については、先ほど御説明いたしました医療分と同様であります。

この結果、ページ右の表、支援分に係る税率などは、所得割が 3.18%、均等割が 9,400 円、平等割が 6,400 円となりました。賦課割合の応能割が 49.33、応益割が 50.67 となります。

軽減額であります。均等割額 9,400 円、平等割額 6,400 円に対して、それぞれ 7 割、5 割、2 割を乗じた金額であります。軽減対象者数などは、医療分と全く同じであります。

次に、10 ページの右上の表を御覧願います。

税率改正の基本方針により積算した結果、1 人当たりの税負担額は、昨年度より 867 円増額の 2 万 2,250 円となり、1 世帯当たりの税負担額も 745 円増額の 3 万 2,747 円となります。

続きまして、11 ページを御覧願います。

次に、介護分であります。①の税として必要な額は 1,037 万 7,855 円で、収納率はこれまでの実績などに基づき 95%を見込み、以下、②の算定の基礎数値から④の軽減措置の適用については、医療分と同様であります。

この結果、ページ右の表、介護分に係る税率などは、所得割が 2.9%、均等割が 1 万 1,400 円、平等割が 5,800 円となります。賦課割合の応能割が 48.96、応益割が 51.04 となります。軽減額であります。均等割額 1 万 1,400 円、平等割額 5,800 円に対して、それぞれ 7 割、5 割、2 割を乗じた金額であります。

軽減対象者数は、令和 5 年度の人数で 213 人。被保険者全体の 52.72%、世帯数で 193 世帯、世帯全体の 54.52%が該当することになります。

次に 12 ページの右上の表を御覧願います。

税率改正の基本方針により積算した結果、1人当たりの税負担額は、昨年度より 2,537 円増額の 2 万 7,048 円。1 世帯当たりの税負担額も 2,719 円増額の 3 万 869 円となります。

次に、13 ページを、また申し訳ございませんが、縦にして御覧いただきたいと思います。この資料は、前年度との国保税率及び税額の比較を示したものであります。左の表が令和 4 年度の税率で、右の表が減税財源として基金から 1,400 万円を充当した上で、応能と応益の割合をおおむね 49 対 51 で積算した令和 5 年度の税率案であります。これにより、令和 4 年度と比較しますと、一番下、⑤の医療、支援、介護の合計額で、1 人当たり 1,483 円増額の 9 万 6,225 円。1 世帯当たりで 576 円減額の 13 万 2,682 円となったところであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の 3 ページを御覧願います。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項は、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を 20 万円から 22 万円に改めるものであります。

第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率等の改正です。

第 3 条は、所得割の率を 100 分の 6.62 に改め、第 5 条は、均等割額を 1 万 9,600 円に。

第 5 条の 2、第 1 項は、一般世帯の平等割額を 1 万 3,800 円に、同条第 2 号は、特定世帯の世帯割額を 6,900 円に、同条第 3 号は、特定継続世帯の世帯割額を 1 万 350 円に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率等の改正です。

第 6 条は、所得割の率を 100 分の 3.18 に、第 7 条の 2 は、均等割額を 9,400 円に、第 7 条の 3、第 1 号は、一般世帯の平等割額を 6,400 円に、同条第 2 号は、特定世帯の世帯割額を 3,200 円に、同条第 3 号は、特定継続世帯の世帯割額を 4,800 円に改めるものであります。

第 8 条から第 9 条の 3 までは、介護分に係る税率等の改正であります。

第 8 条は所得割の率を 100 分の 2.90 に、第 9 条の 2 は均等割額を 1 万 1,400 円に、第 9 条の 3 は平等割額を 5,800 円に改めるものであります。

第 23 条は、国民健康保険税の軽減額についての改正です。

第 1 項中は、先ほど第 2 条で御説明申し上げました後期高齢者支援金等課税額に係る限度額の改正であります。同条同項第 1 号は 7 割軽減、第 2 号は 5 割軽減、第 3 号は 2 割軽減の軽減額を定めたものであり、軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を第 2 号の 5 割軽減では 29 万円に、第 3 号の 2 割軽減では 53 万 5,000 円に改めるとともに、各号それぞれ均等割額と平等割額の改正に伴い、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものであります。

同条第 2 項は、未就学児に係る均等割額の減税措置であり、第 1 号は、医療分に係る均等割額の減税措置、第 2 号は後期高齢者支援分に係る均等割額の減税措置として、第 1 項の規定による所得によって適用を受ける 7 割、5 割、2 割の減額適用後の均等割額について、それぞれ 2 分の 1 を減額するものであります。

次に、第 23 条の 2 は特例対象被保険者等に関する規定であり、ここで言う法律に規定された特例対象被保険者等について、第 24 条の 2、第 1 項においても同じとするよう改めるものであります。

次に、第 24 条の 2 は、特定対象被保険者等に係る申告について規定しており、第 2 項中、その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類について、省令で定める雇用保険受給資格通知に改めるものであります。

次に、附則第 2 項並びに第 3 項、第 4 項、第 6 項から第 9 項、第 12 項及び第 13 項については、対応する法令の規定に合わせ、それぞれ改めるものであります。

次に、附則であります。第 1 項は施行期日、第 2 項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、6 月 1 日開催の西会津町国民健康保険運営協議会において、適正と認める旨の答申をいただいております。よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。
これから、議案第 2 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。
したがって、議案第 2 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 3 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長　議案第 3 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）の調製について御説明いたします。

今次の補正の主な内容であります。国の補助事業である過疎地域持続的発展支援事業の採択による関係事業費を新規計上したほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯に対して 3 万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、県の補助事業であるふくしま集

落営農活性化プロジェクト促進事業の採択に伴い、町内の農業法人に対する補助金などを新たに計上したものであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和５年度、西会津町の一般会計補正予算（第３次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,399 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 4,084 万 1,000 円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第２条、地方自治法第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第２表繰越明許費による。

補正の主な内容であります、事項別明細書で御説明いたします。

７ページを御覧ください。

まず、歳入であります、14 款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金 5,250 万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,250 万円、過疎地域持続的発展支援交付金 2,000 万円の新規計上であります。

15 款県支出金、２項４目農林水産業費県補助金 820 万 6,000 円の増は、ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金 454 万 5,000 円の新規計上、人件費単価の改正に伴う広葉樹林再生事業補助金 366 万 1,000 円の追加などであります。

18 款繰入金、２項１目財政調整基金繰入金 623 万 3,000 円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

20 款諸収入、５項４目雑入 708 万 2,000 円の増は、自治区集会所へのエアコンの設置に係るコミュニティ助成事業補助金 250 万円、過疎地域持続的発展支援事業に係るお米券販売代金 256 万 5,000 円、一般社団法人地域活性化センターの事業採択に伴う移住・定住・交流推進支援事業助成金 200 万円の新規計上などであります。

９ページを御覧ください。歳出であります。

２款総務費、１項８目自治振興費 251 万 7,000 円の増は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金を財源とした自治区集会所に設置するエアコン購入費 250 万 9,000 円などであります。

１項 10 目ふるさと振興費 31 万円の増は、交付決定に伴う活力ある地域づくり支援事業補助金 102 万円の減、国際芸術村事業活動支援費補助金 133 万円の新規計上であります。

１項 11 目総合情報政策費 2,261 万 6,000 円の増は、事業採択された過疎地域持続的発展支援事業に係る広告宣伝交流業務委託料 315 万 7,000 円、システム構築業務委託料 1,320 万円、米調達発送実証業務委託料 598 万 8,000 円の新規計上などあります。

10 ページを御覧ください。

３款民生費、１項５目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業 3,250 万円の新規計上は、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯に対する給付金の給付に係るシステム改修委託料 162 万 3,000 円、給付金 3,000 万円などあります。

４款 １項 １目保健衛生総務費、65 万 3,000 円の増は、県救急安心センター事業負担金 24 万 8,000 円、檜木平水道組合の塩素注入器等更新に係る補助金 40 万 5,000 円の計上であ

ります。

同2目予防費は、補正額はありませんが、県外での定期予防接種をした場合の費用を償還払いとするため、委託料から補助金へ組み替えするものであります。

11 ページを御覧ください。

6款1項3目農業振興費 863 万 5,000 円の増は、西林にある町所有の大型パイプハウスが、4月8日の強風により屋根部分が破損したことに伴う修繕料 181 万 6,000 円、町内の農業法人への集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金 681 万 9,000 円の計上であります。

2項1目林業総務費366 万1,000 円の増は、広葉樹林再生事業委託料の追加であります。

7款商工費、1項4目消費者行政推進費 2万 7,000 円の減は、補助金の決定に伴い普通旅費や使用料及び賃借料などを委託料に組み替えするものであります。

12 ページを御覧ください。

8款1項2目道路維持費 285 万 7,000 円の増は、道路整備員1名増に伴う道路維持管理委託料 284 万 4,000 円の追加計上などであります。

3目道路新設改良費及び4目橋梁維持費は、補正額はありませんが、工事請負費から測量設計委託料、設計業務等委託料にそれぞれ組み替えするものであります。

4項1目住宅管理費についても補正額はありませんが、設計監理委託料から工事請負費に組み替えするものであります。

4ページにお戻りください。

第2表の繰越明許費であります。

繰越明許費とは、事業の実施に当たり、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、設定するものでございます。

今回設定いたしますのは、8款土木費、1項道路橋梁費で、除雪機械更新事業 6,833 万 2,000 円であります。その内容といたしましては、本年度購入を予定しておりますロータリー除雪車1台及び小型除雪車、いわゆるハンドガイドであります。その2台についてでございます。新型コロナウイルス感染症などの影響によりまして、各種部品等の調達に日数を要するため、年度内の納入が見込めない状況であることから、繰越明許費を設定し、必要な期間を確保した上で、入札などの購入手続を進めるためでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます

○議長 これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点お伺いいたします。

11 ページの農業振興費の需用費の修繕費の件についてお伺いいたしますが、西林の町所有のパイプハウスの屋根修理ということだったんですけれども、利用形態、利用内容というか、状況というのを、まずお示してください。

あと、今回パイプハウスの屋根修繕ということだったんですけれども、全体にほかにもこういったパイプハウスがあるのかどうか、町内の所有状況もお示してください。

あと、修繕費で 181 万 6,000 円上がっておりますが、実際にかかる修理費用というのは

この 181 万 6,000 で足りるのかどうか、その 3 点をまずお伺いいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それらの秦議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回修繕を必要とするパイプハウスの利用形態ということでございますが、このパイプハウスにつきましては、平成 15 年に整備をしたものでございます。当初、冬期間の野菜、花卉、そういった実証栽培を目的として整備をしたところでございます。

現在ですが、町内の生産者の方、1 名に賃貸借契約で対応しているということでございます。

続きまして、町全体の所有状況ということでございますが、町所有のパイプハウスの棟数につきましては、ちょっと今確認させていただきたいと思いますので、後ほど御答弁させていただきます。

3 番目の実際の今回の費用ということでございますが、今回 181 万 6,000 円ほど予算を計上させていただいております。そのうち今回見積もりをいただいた上で予算計上させていただいておりますが、部材費、工事費、重機使用料、その他もろもろにつきまして、今後発注する段階において値上げはないかというところまで確認しておりまして、この金額で整備ができるということで、計上させていただいたところでございます。

町内の町所有のハウスの状況ですが、西林のハウス以外、町所有のハウスはございません。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。

平成 15 年に整備されて、実証実験ということだったんですけれども、現在は町が主導してやってるような実証実験とかじゃなくて、個の農家さんに対して賃貸してるものなんですか、そこをまずお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの話で、賃貸で貸しているということだったんですけれども、181 万 6,000 円の発注に関して全額町が負担するんですか。受益者負担、もしくはそういったものがないのか確認したいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それらの再質問にお答えをいたします。

まず、実証栽培の部分につきましては、今回先ほど申し上げましたように、冬期間の農作物の栽培の実証実験の目的でハウスを整備しましたので、この部分については、引き続き現在の生産者の方にも取り組んでいただいているということでございます。

また、費用の負担の部分でございますが、生産者の方と建物の賃貸借契約を締結しております。その中で修繕費用の負担ということで、貸借物件の修繕に要する費用は町の負担とするということで、使用者の責めによる部分については、当然使用者の責任において修繕をするということになっておりますが、今回の風雪害、風害というか、自然災害が原因だということで、町の契約書に基づいて町が修繕を行うということでございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 たしかパイプハウス、ほかに民間でキノコ栽培なんかを借りてる方なんかは、実際自分がお金を出して借りてる、壊れたものに関してはたしか自分で直さなくちゃいけ

なかったんですよね。この1棟だけは、使用者の瑕疵がなければということだったんですけども、自然に使って壊れたもの、この1棟に関しては町がずっとお金を払い続けなくちゃいけないんですか、何かちょっと平等性が、いいのかなというところ、ちょっと疑問があったものですから、そこら辺の認識をお伺いしたいと思います。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それでは再質問にお答えいたします。

議員おただしの民間というのは、町のパイプハウスリース事業のことでよろしいでしょうか。

町で行っておりますパイプハウスリース事業につきましては、申し込みされて12年間は、そういった保険に加入していただくことが条件になってございますので、何かあった際には、使用する方が保険で対応していただくということになっております。

今回の町所有のパイプハウスにつきましては、先ほど申し上げましたように、冬期間の実証栽培のために、町農林業の振興という大きな目的のために設置しているということで、その必要な修繕、使用者の責によらない部分については、町が修繕をするということで整理をしているところでございます。

○議長 ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点だけお尋ねしますが、歳出の中のふるさと振興費、国際芸術村の活動支援補助金なんですが、お尋ねしましたら、台湾からアーティストを招いて、1か月ほど滞在していただきながら芸術活動をしてもらうということでありましたが、相応の負担をしながら来ていただけるというのはありがたいことではありますが、この中身、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 多賀議員の御質問にお答えをいたします。

議員の御質問にもありましたとおり、今回の事業につきましては、台湾から芸術家3名を招いて、町内のNPO団体が行う事業に、町が補助金を支出するものであります。

事業の概要についてでございますけれども、まずこの芸術家の皆さんが、西会津町の地域資源、そして文化資源の調査を行います。その上で、調査先で町民の方との交流、そして、調査したテーマを基に町民等に向けたアートのワークショップ、展示の制作を行うものでございます。

また、これと同時に、日本と台湾の文化の融合をテーマとしたトークイベント、そして、台湾の米の穀倉地帯をテーマとしたアート作品の展示等を行う内容でございます。

事業は7月から8月にかけての約1か月間を予定してございまして、国際芸術村の施設を中心に事業を実施する計画というふうに事業の計画書を提出をいただいているところでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 中身は大体分かりましたが、要は、今までリトアニアからのアーティストから始まって、いろんな方が国際芸術村で芸術活動しておられた中で、滞在中に作った作品を本町に残していった方もおられますし、実際そういうことはないのか。

あと町民との実際触れ合い、せっかく来ていただけるんですから、そういうことにもう少し力を、質問になっちゃうのか、ちょっと思いましたけれども、その辺もう少し詳しく分かれば、お示してください。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

かつては、ヨーロッパ等から芸術家を招いて、彫刻でありますとか、絵画でありますとか、恒久的に残るような作品を残していただいていたというような経緯もございました。今回は町民と一緒に作るアート作品の展示、そして、台湾のほうからお借りをした資料等の展示が主な内容でございますので、過去の絵画や彫刻とか、そういったものに特化したものとは少々違いますが、この事業の中で制作した作品については芸術村に残して行って、芸術村で保管をして、また機会のあるごとに展示をする予定だというふうに伺ってございます。

町民との触れ合いという部分でも御質問をいただきましたけれども、芸術家が町内に滞在する中で、町内を巡って、町の地域資源等を調査する際に、調査先での集落等で町民との触れ合い、交流を行っていくと同時に、この事業の中で実施されるワークショップ等へ町民の皆さんにも参加を呼びかけて、その中で芸術家と町民の皆さん、直接触れ合って作品を作っていく、そんな内容についても計画されているというふうに認識してございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私も歳出のところで、9ページの総務費、11の総合情報制作費の中で、委託料として三つ上がっております、広告宣伝など。この三つの委託の内容についてお示しいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 3番、小林議員の御質問にお答えいたします。

総合情報制作費の委託料3件ということでございますが、この事業につきましては、過疎地域持続的発展支援事業ということで、国から2,000万円の歳入補助金を頂きまして、本町の基幹産業であります稲作について、最新のデジタル技術を応用した、あと新たな販路を開拓するというような事業ということで、全員協議会でも説明させていただきましたが、この委託料3点につきましては、その主たる部分になっております。

まず、広告宣伝交流業務委託料でございますが、これにつきましては、いわゆる石高プロジェクトというプロジェクトのまずは専用のホームページを制作していただくという部分が一つ目。

二つ目としまして、体験交流業務、補助確認だったり、農業体験だったり、そういった部分の交流体験業務を委託する部分が二つ目。

それから三つ目としまして、ファンの集いという形で、合同の購入者、NFTの購入者を対象にした集いを開催してみたいということで、この委託料。

それから、地域通貨の発行による実証業務ということで、NFTを交換しない方の精算の方法の一つとしまして、地域通貨の実証業務も考えておりますので、この四つの部分が入っているのが広告宣伝業務委託料でございます。

それから二つ目、システム構築業務委託料につきましては、まさに石高プロジェクトの

心臓部になりますシステムの開発等に係る委託になってくるわけですが、この委託も大きく四つほど中身がございます。

まずは、石高プロジェクトの運用に関する設計の支援ということで、アドバイザー業務をお願いする。二つ目として、システムの構築ということで、実際にブロックチェーン技術だったり、NFT技術を使ったシステムを構築する作業が二つ目。三つ目としまして、その操作だったり、運用だったり、それらのマニュアルの作成、こういった部分が三つ目。それからシステムの運用と保守管理、この部分で四つ目。この四つの要素が入っておりますのがシステム構築業務委託料でございます。

それから三つ目、米調達発送実証業務委託料でございます。これにつきましては、実際に今回の石高プロジェクトで取り扱います米に関する委託になってきますが、実際に米を調達する業務が一つ目、二つ目として精米する精米業、三つ目として、調達した米、精米した米の保管だったり、発送資材の購入、送料だったり、そういった部分の委託、それらに係る人件費を含めまして、この米調達発送実証業務委託料というふうに整理したところでございます。

以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第3号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第3次）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

暫時、休議します。再開は午後1時とします。（11時59分）

○議長　再開します。（13時00分）

日程第5、議案第4号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

建設水道課長。

○建設水道課長　議案第4号、町道の路線変更について、御説明いたします。

本案で町道の路線変更をしようとする路線は、町道下松3号線であります。当該路線は、令和4年度に道路改良工事が完成し、供用を開始した町道下松村中線と一部で重複している区間があることから、終点の位置を変更するものであります。

それでは、議案の内容を御説明いたします。お手元に参考として議案第4号説明資料を配付しておりますので、御覧ください。

議案第4号、町道の路線変更について。

道路法第10条第3項の規定により、町道を次のとおり変更する。路線名は町道下松3号線で、起点の位置に変更はありませんが、終点を町道下松村中線と接続する位置とし、地番を西会津町奥川大字豊島字下松 2478 番1から、起点と同じ西会津町奥川大字豊島字下松 2403 番2に変更するものであります。

これで説明を終了させていただきますが、よろしく御審議くださいますように、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長　議案第5号、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、御説明いたします。

このたびの変更の内容であります。福島県市町村総合事務組合に加入しております田村広域行政組合について、令和5年3月31日をもって解散したため、同事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるほか、規約を縦書きから横書きに変更するため、同規約の一部を変更するもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、議案書の記以下を御覧ください。併せて、条例改正案新旧対照表の19ページを御覧いただきたいと思います。

福島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。福島県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように改正する。変更後の福島県市町村総合事務組合同規約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部もしくは一部をなす場合、または熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に改め、号を表す漢数字は、アラビア数字を括弧で囲んだものに改め、第3条中上欄を左欄に、下欄を右欄に改め、別表の構成は、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とする。別表第1、別表第2第1項及び第4項下欄に規定されている読点、田村広域行政組合を削るものであります。

次に、附則であります。施行期日であります。この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議します。（13時8分）

○議長　再開します。（13時12分）

日程第7、議案第6号、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第18、議案第17号、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、質疑・採決を行いますので、御協力をお願いいたします。

日程第7、議案第6号から、日程第18、議案第17号までの農業委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

町長。

○町長　議案第6号から議案第17号までの農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

本案につきましては、本年4月19日に任期満了となる農業委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。御提案いたします農業委員会委員の御候補者は、農業委員会等に関する法律等に基づき、去る2月1日から3月14日までの募集期間に、自治区・団体からの推薦や、公募により自ら意欲を持ち応募された方々であり、同時に募集を行いました農地利用最適化推進委員への推薦応募者等とともに、3月27日に開催した町農業委員会委員選考委員会の結果報告に基づき、農業委員会委員の責任者として決定いた

しました。

まず、議案第 6 号につきましては、野沢・七町内在住の岩原稔さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。岩原さんは、西会津町役場を退職後、野沢町内の農地で野菜等の栽培に従事している現職の農業委員で、ほかに平成 22 年 12 月から令和 4 年 11 月まで、民生委員・児童委員を務められるなど、地域活動へも積極的に参加され、農業者の信頼を得ており、地域の農地条件や農業事情に詳しい方であります。

次に、議案第 7 号につきましては、野沢・牧在住の江川政次さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。江川さんは、農業協同組合を退職後、J A 会津いいで総合サービス株式会社に勤務され、現職の農業委員であるとともに、認定農業者で土地改良区の理事も務められており、地域の農地条件や農業事情に詳しい方であります。

次に、議案第 8 号につきましては、野沢・安座在住の坂井康司さんの農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。坂井さんは専業農家として青年農業者であるとともに、認定農業者であり、意欲的に農業に取り組み、地域活動への積極的な参加から地域の信頼を得ており、今後の町農業振興のために活躍が期待される方であります。

次に、議案第 9 号につきましては、尾野本・萱本在住の新田良一さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。新田さんは、会社員であり、自治区長を務められ、以前から直接農業に携わっておらず、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項の規定による農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者として中立的な御意見をいただくために必要な方であります。

次に、議案第 10 号につきましては、尾野本・松尾在住の赤城タカ子さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。赤城さんは、専業農家として施設園芸に取り組みられており、平成 25 年度から平成 26 年度、平成 31 年度から令和 2 年度まで、にしあいつ健康ミネラル野菜普及会の副会長として意欲的に農業に取り組みられております。また、地域活動にも積極的に参加されており、地域の農地条件や農業事情に詳しく、女性農業者として農業に関する経験と知識を有される方であります。

次に、議案第 11 号につきましては、尾野本・さゆりが丘在住の三留弘法さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。三留さんは、現職の農業委員であり、農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有する認定農業者であり、若い農業者からの信頼が厚く、今後の町農業振興のために活躍が期待される方であります。

次に、議案第 12 号につきましては、群岡・上野尻在住の江川新壽さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。江川さんは、現職の農業委員会会長であります。農業協同組合を退職後、専業農家として農業に従事するとともに、長年にわたり農業委員を務められ、その活動にも精通されており、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方であります。

次に、議案第 13 号につきましては、群岡・上野尻在住の星敬介さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。星さんは、現職の農業委員であり、青年農業者であるとともに、認定農業者であり、意欲的に農業に取り組まれ、地域活動への積極的な参加から地域の信頼を得ており、今後の町農業振興のために活躍が期待される方であります。

次に、議案第 14 号につきましては、新郷・原在住の五十嵐新正さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。五十嵐さんは、西会津ミネラル有機栽培米研究会役員及び中山間地域等直接支払制度原集落協定代表者などを務め、認定農業者として長年にわたり農業に従事されております。また、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方であります。

次に、議案第 15 号につきましては、新郷・柴崎在住の武藤佐代子さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。武藤さんは、専業農家として、認定農業者であり、平成 21 年度から令和 2 年度まで、にしあいつ健康ミネラル野菜普及会会長を務められるなど意欲的に農業に取り組まれております。また、地域活動への積極的な参加からその信頼も厚く、地域の農地条件や農業事情に詳しく、女性農業者として農業についての経験と知識を有される方であります。

次に、議案第 16 号につきましては、新郷・橋立在住の佐藤健一さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。佐藤さんは、現職の農業委員であり、以前から直接農業に携わっておらず、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項の規定による農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者として中立的な御意見をいただくために必要な方であります。

次に、議案第 17 号につきましては、奥川・山浦在住の三瓶常夫さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げるものであります。三瓶さんは、平成 26 年から農業委員を務める現職の農業委員であり、その活動に精通されており、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方であります。

以上、12 名の方々の略歴等につきまして御説明申し上げましたが、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、それぞれの方々を農業委員会委員として任命したいので、何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

なお、質疑は個人またはプライバシーに関する事以外とします。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

審議の途中であります。暫時、休議します。

今ほど説明ありましたが、12 名全員の同意に御異議がないようでしたら、討論を省略し、一括して採決したいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議がないようですので、討論を省略し、一括して採決します。（13時22分）

○議長　再開します。（13時25分）

お諮りします。

本案については、討論を省略し、一括採決にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第17号の農業委員会委員の選任につき同意を求めることについての討論は省略し、12件を一括して採決します。これから、議案第6号から議案第17号の農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第17号の西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり、同意することに決しました。

日程第19、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

町長。

○町長 それでは、追加をいたしました議案について、御説明を申し上げます。

議案第18号、町道久良谷線道路災害復旧工事請負契約の締結について申し上げます。本工事は、令和4年8月発生の豪雨により被災した町道を復旧する工事であり、その予定価格が5,000万円を超えることから、町条例の定めるところにより、御提案申し上げるものであります。

以上、提出議案についての御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第20、議案第18号、町道久良谷線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、議案第18号、町道久良谷線道路災害復旧工事請負契約の締結について、御説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

お手元に、入札結果及び説明資料を配付しておりますので、議案書と併せて御覧ください。

初めに、工事概要ですが、当該箇所は令和4年8月の豪雨により被災したものであり、施工位置、被災状況、復旧方法につきましては、説明資料に記載をさせていただきましたので御覧願います。

施工箇所は、本路線の起点である県道熱塩加納山都西会津線の合流点から約 2.2 キロの箇所になります。

被災状況につきましては、路線と平行に流れる普通河川久良谷川の増水により、道路下方部が洗堀され、路肩の決壊や既設積ブロックが吸い出しを受けたものであり、標準横断面図に記載のとおり、道路の下方部から大型ブロックにより擁壁工を構築し、その上に土羽を施し、復旧を図るものであります。

次に、入札結果について御説明をさせていただきます。契約の工事名及び入札方法は、町道久良谷線道路災害復旧工事（４災 8013 号）であり、指名競争入札により実施をいたしました。その結果、最低金額で入札した者は株式会社飯豊建設であり、その金額は 6,050 万円でありました。この金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計 6,655 万円で、本年 6 月 12 日に、同社社長、斎藤等氏と工事請負仮契約を締結いたしました。

なお、本工事の竣工期限は令和 6 年 3 月 29 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、町道久良谷線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、町道久良谷線道路災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり、可決されました。

日程第 21、請願第 1 号、「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、秦貞継君。

委員長。

○総務常任委員長　請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第 1 号。

付託年月日、令和 5 年 6 月 9 日。

件名、「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援

を求める意見書」の提出を求める請願書。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、請願第1号、「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

お諮りします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、秦貞継君。

秦貞継君。

○秦貞継　意見書案第1号、令和5年6月13日、提出者は、私、秦貞継、多賀剛議員、猪俣常三議員、上野恵美子議員であります。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

標記の意見書、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、お手元の資料のとおりでございます。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

東日本大震災から12年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。令和5年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、8億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や、通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校、各種学校の授業料減免などが実施されている。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

令和3年3月9日、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興基本方針の変更についてが閣議決定された。その中で、令和3年度から7年度までの5年間で新たな復興

期間として第２期復興・創生期間と位置づけ、令和３年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。

子供の就学支援についても、支援の必要な子供の状況と、事実の進捗に応じた支援を継続するとしている。被災児童生徒就学支援等事業での原子力災害被災地域は、小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学支援、就学奨励、奨学金など、就学等支援等事業についても継続となった。

今日においても、福島県では令和４年４月１日時点で、約４,９００人（自主避難を除く）もの子供たちが県内外で避難生活を送っている。（福島県こども・青少年政策課公表）経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧される。地方から必要であるとの声を中央に届けることが求められている。子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き、被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要である。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧される。令和６年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施できるようにする必要がある。このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第９９条に基づき、意見書を提出する。

一つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和６年度においても、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第１号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第１号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第２３、意見書案第２号、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9 番、多賀剛君。

多賀剛君。

○多賀剛 意見書案第 2 号。

提出者は、記載の議会運営委員会委員 6 名であります。

森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

標記の意見書を、会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、農林水産大臣、野村哲郎様でございます。

次のページを御覧ください。

森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

本町は、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等森林の有する多面的機能の発揮に向け、日々森林整備等に取り組んでいる。近年は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の役割に対する期待が高まるほか、局部的豪雨による山地災害の多発等により、森林整備の必要性も増大している。森林経営管理制度に基づく意向調査は確実に進んでおり、この結果を踏まえた間伐等の森林整備を今後さらに本格的に進めていくことが必要となる。つき

ましては、森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むため、森林環境譲与税の譲与基準について、対象となる森林や森林面積割合の見直しを検討していたきたい。このような理由から、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出する。以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第 2 号、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 2 号、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 25、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

町長。

○町長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正、令和 5 年度補正予算案、並びに人事案件など町政が当面する重要な案件 18 件及び報告事項 5 件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては特段の御精励を賜り、全議案について、原案のとおり御承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。今後は一般質問及び議案審議等の過程で、皆様より頂いた御意見を十分に尊重し、誠意を持って町政に反映させてまいる所存であります。

議員各位におかれましては、今議会は任期最後の定例会であり、4 年間にわたり、町政全般に特段の御理解と御協力を賜り、おかげさまで町政は確実に伸展できておりますことに、衷心より御礼を申し上げます。

改選に当たり、今期を最後に引退される議員には、長い間の議会活動と、今日まで町政発展に多大なる御尽力を賜り、感謝と御礼を申し上げます。

なお、再度選挙戦に挑まれる皆様には、健康には特段の御留意をされ、しっかりと公約を訴え、見事当選を果たされ、再び議会でお会いできますことを心より御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるに当たり、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 6 月 9 日以来、本日まで 5 日間にわたり、条例の一部改正をはじめ、補正予算、人事案件など、町から提出された重要案件 18 議案について、御審議を賜りましたが、全て原案のとおり議決成立を見ました。

議員各位には、何かと御多忙中にも関わらず熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力を得ましたことに厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政伸展のため一層の努力をお願い申し上げます。

私たちの任期も残すところ半月余りとなりました。この 4 年間を振り返りますと、新型

コロナウイルスの感染により議会報告会が開催できず、議会運営についても感染防止に留意しての開催となりました。このような中、新型コロナウイルス対策に関する要望を町に行い、町民の感染防止と生活の確保に努めてまいりました。

また、議会活性化特別委員会及び農業公社設立調査特別委員会を設置し、議会改革を進めるとともに、町の財政バランスと基幹産業である農業を守るための調査を行ってまいりました。このように多くの実績を積み重ね、議会運営が円滑に本日まで参りましたことは、皆さんの御協力のたまものと、議長として厚く御礼申し上げ、皆さんとともに喜びたいと思います。ありがとうございました。

来る6月30日をもって任期が満了しますが、引退される議員におかれましては、今後ますます健康に留意されまして、西会津町発展のため、今後とも御指導・御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

今回町議選に立候補を予定されている議員各位におかれましては、どうかくれぐれも御自愛の上、格段の御努力・御奮闘され、明るく正しい選挙活動の下、見事に当選をされ、再び本議場で全員顔を合わせられますことを衷心より願ひいたす次第であります。

また、町長をはじめ、町当局各委員は、今後ともますます御健勝で、町政の伸展に格段の御努力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましては、この上とも御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

これをもって、令和5年第3回西会津町議会定例会を閉会します。

議員の皆さんに申し上げます。今期限りで、引退を表明されている小柴議員に挨拶をお願いしたいと思います。

7番、小柴敬君。

小柴敬君。

○小柴敬　議長の皆さん、議会の皆さん、7番、小柴敬君であります。

このたび次期改選の出馬を断念した私に、このような挨拶の場を設けていただき誠に感謝申し上げます。

断念の理由は自身の健康不安です。この10年間、妻に支えられてここまで来ました。一緒に旅行などを楽しむ余力を残して、議員生活にピリオドを打ちたいと思っております。

平成25年に議会議員補欠選挙で当選をさせていただきました。今日に至るまで10年間、町議会議員を務めさせていただきました。ありがとうございます。この間、数々の一般質問をさせていただきましたが、常に町民の方々の利益につながるような提案型の質問を心がけてきました。町側の町長をはじめとした各課の課長には、常に真摯に対応いただき、今後につながる意見を頂いたことは、本当に感謝をいたしております。

2期目には議選の監査委員、3期目の今期には経済常任委員長の重責を務めさせていただきました。コロナ禍ということもあり、何もできなかった自分に若干情けなさも感じております。

退任後は、自治区長や西会津町の体育協会の会長に就任が決まっております、議員とは違った形で町内活動や、町の支援に貢献していきたいと思っております。西会津町及び西会津

町議会が今後ますます発展しますこと、御参会の皆様方の御健勝を御祈念いたしまして、甚だ簡単ではありますが、御礼の言葉とさせていただきます。

また、本議会終了後には議会議員の改選が控えております。同僚議員全員の当選を御祈念しております。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長　長い間御苦労さまでした。くれぐれも体にはお気を付けて頑張っていたきたいと思います。

皆さんに申し上げます。

この後、2時 10 分より、議員互助会総会を開催します。議員互助会総会終了後に、広報広聴常任委員会 広報分科会を開催してください。会場は第2委員会室です。お疲れさまでした。